駒ヶ根市
第３次環境基本計画

2018 年度（平成 30 年度）～ 2027 年度

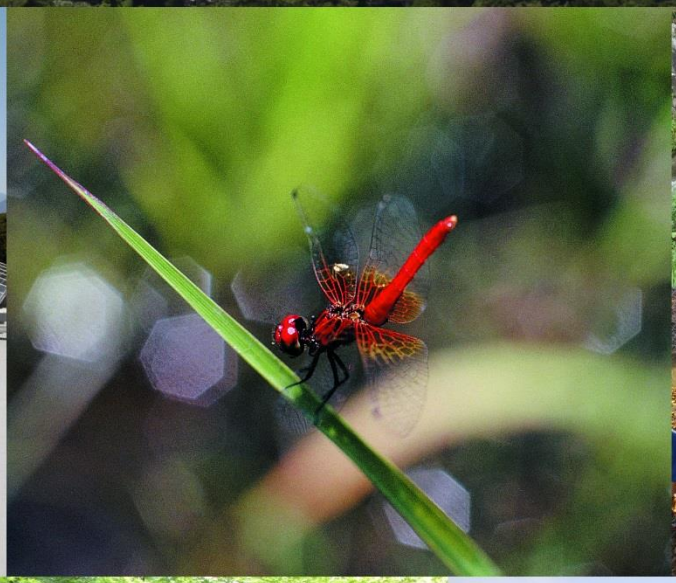

平成 30 年（2018 年）４月
駒ヶ根市

はじめに

豊かな自然環境と美しい景観に恵まれた駒ヶ根市は、今日まで歴史、文化、産業、インフラなどの多くの分野で発展を遂げ、今後さらに、リニア中央新幹線の開通、三遠南信自動車道の延伸といった高速交通網の劇的な発達、自動車の自動運転技術などの革新により、交流人口の大幅な増加が見込まれています。

一方で、2011 年３月 11 日に発生した東日本大震災は、福島第一原発事故を誘発し、原子力に頼る従来のエネルギー政策が、ひとたび想定外という事態が起こると、実は非常に高コストでその利用に限界があることを知らしめると共に、技術を過信することの恐ろしさ、自然エネルギー利活用の重要性を改めて我々に認識させることになりました。

また、人口減少社会の本格化、経済並びに交流人口のグローバル化の流れはより一層加速し、社会情勢がめまぐるしく変化する中で、人々の価値観や生活様式が多様化し、地球温暖化をはじめとする地球規模の問題から外来生物の侵入などといった地域の身近な問題に至るまで、環境面での多種多様な課題が生じております。

これまで当市では、自然にやさしいまちづくりを基本方針に、美しく豊かな自然環境と共に、快適で安全な生活環境を守り、環境への負荷を最小限に抑えるために、平成９年３月に第１次環境基本計画を策定し、自然と調和したまちづくりを進めてきました。

また、平成 20 年６月に、市民や事業者との協働による取組により、より実効性のある計画とすべく、６つの基本方針からなる第２次環境基本計画を策定し、遂行してきました。

これにより、ごみの減量化、自然エネルギー施設の導入、市内の自然環境の保全など、一定の成果が出た一方、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減については、目標達成には至らず、また、生ごみの資源化などについても、コストとの兼ね合いから、継続の要否の検討を求められる時期を迎えています。

そこで、第２次環境基本計画を振り返りつつ、公募の市民委員を含めた駒ヶ根市環境市民会議からの意見や駒ヶ根市環境審議会からの答申を踏まえ、この度環境基本計画の改定を行いました。

今回の計画は、環境の望ましい将来像の実現のための基本方針を３つに絞り、より分かりやすく読みやすい計画とし、市民や事業者はどのような意識を持ち、行動をしたら良いのか、市は何をすべきかなどが書かれています。

望ましい将来像実現のためには、これまでと同様に市民・事業者・市が一体となって、協働して取り組んでいくことが重要です。今日の様々な環境に関する事象に対して高い意識を持ち、行動していただくことが、目標とした将来像実現への近道であると確信しております。

最後になりましたが、計画の改定にあたり、長期にわたりご尽力いただきました駒ヶ根市環境市民会議の皆様や、慎重なご審議をいただきました駒ヶ根市環境審議会の委員の皆様、貴重なご意見をお寄せくださいました市民・事業者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 30（2018）年４月

駒ヶ根市長　杉 本 幸 治

－ 目 次 －

1 第２次環境基本計画を振り返って 1
（１）これまでの歩み 1
（２）第３次計画策定の方針 15

2 第３次計画の基本的事項 16
（１）計画の目的 16
（２）計画の位置づけ 16
（３）計画の対象期間 17
（４）計画の対象地域 18
（５）計画の主体 18
（６）計画の策定手順 19

3 将来像、基本方針、施策概要 20
（１）将来像 20
（２）基本方針 21
（３）数値目標設定の考え方 22

4 具体的な施策内容 26
Ⅰ．資源や住みやすい生活環境を大切にするまち 26
（１）ごみを減らして資源化しよう 27
（２）排出物を適正に処理して、きれいなまちをつくろう 32
（３）良質な水資源を守っていこう 35
Ⅱ．地球温暖化防止に貢献するまち 37
（１）省エネルギーを心がけよう 37
（２）再生可能（自然）エネルギーを取り入れよう 42
Ⅲ．ひとと自然のつながりを大切にするまち 46
（１）豊かな生態系を守っていこう 46
（２）良好な景観を守っていこう 51
（３）安全安心なくらしを維持していこう 53

5　推進体制と進行管理 57
（1）推進体制 57
（2）進行管理 58

資料編 59
資料編の細目次 59
Ⅰ　駒ヶ根市の環境 60
Ⅱ　市民満足度調査結果（環境関連抜粋） 85
Ⅲ　「駒ヶ根市第３次環境基本計画」策定までの経過 91
Ⅳ　市民憲章・条例 99
Ⅴ　数値目標及び目標値設定の根拠等 108
Ⅵ　第２次環境基本計画から引き続いて進捗状況・数値を
確認していく目標値一覧 110

1　第２次環境基本計画を振り返って

（１）これまでの歩み

駒ヶ根市は、「駒ヶ根市民憲章」、「駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例」及び「駒ヶ根市環境保全条例」の基本的認識・基本理念に基づき、第１次環境基本計画を平成９年３月に策定し、推進してきました。第１次計画では、市域の環境をこれ以上悪化させずに、未来に豊かな自然を継承するための具体的な行動計画を掲げ、市の環境保全に関する施策の展開と、市民・事業者・市が自主的に取り組むための行動指針としました。

しかしその後、社会情勢は急激な変化を遂げ、少子高齢化と人口減少、高度情報化、価値観の多様化、地方分権などが進みました。それに伴い、当市を取り巻く環境保全の課題や問題も、ごみの有料化と減量・資源化、外来生物問題、希少生物の保全、酸性雨、オゾン層の破壊、地球温暖化防止対策など多種多様化しました。これらに対応すべく、平成 20 年６月に第２次環境基本計画（以下、「第２次計画」といいます。）を策定し、目指す環境の望ましい将来像を明らかにすると共に、その実現に向けて、市民・事業者・市が一体となって、協働して取り組んできました。

その結果、市内で様々な取組が進展すると共に、環境に関する条例や行政計画の策定が進みました。第２次計画においては、毎年、その進捗を確認するために「駒ヶ根市の環境（駒ヶ根市第２次環境基本計画年次報告書）」（以下、「環境白書」といいます。）などを市が取りまとめてきました。そこで、第３次環境基本計画（以下、「第３次計画」といいます。）では、第２次計画に基づく取組を、環境白書などをもとに振り返ります。

第２次計画に基づく取組を共有することは、第３次計画に定める取組などの進捗により、当市のより良い環境づくりにつながると期待されます。

＜駒ヶ根市民憲章（平成６年３月）の理念＞

アルプスがふたつ映えるまちに象徴される豊かな美しい自然を未来に継承し、互いに手を携えて、愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市を築きます。

＜駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例（平成７年３月）の理念＞

安全で快適な生活環境の形成、かけがえのない自然環境の保全、美しい景観の保持と創出のために、愛と思いやりの心をもって、人と自然にやさしいまちづくりを目指します。

＜駒ヶ根市環境保全条例（平成８年３月）＞

・基本的認識

人は、地球上のあらゆる生物とのかかわりの中で共に生き、生かされている（共生）。

・基本理念

① 自然との共生と未来への継承
② 環境への負荷の低減と自主的かつ積極的な行動
③ 地球環境保全は人類共通の課題としての取組

＜第１次環境基本計画（平成９年３月）の目指すべき４つの環境＞

① 自然と人間が共生する環境
② 安心して生きることのできる良好な環境
③ 循環型の確立した生活環境
④ すべての市民が参加してつくる環境

＜第２次環境基本計画（平成 20 年６月）の望ましい将来像と６つの基本方針＞

将来像：空青く水清く緑深くふたつのアルプスと
子どもたちにやさしい風が吹くまち

① 地球を大切にするまち
② 物を大切にするまち
③ 安全で安心なまち
④ 自然豊かなまち
⑤ 市民全員が主役のまち
⑥ 豊かな心を育むまち

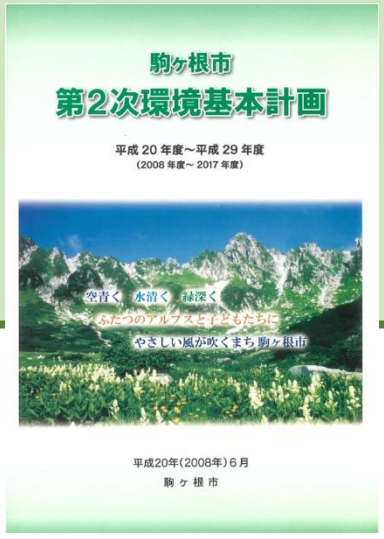

「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定地区から中央アルプス駒ヶ岳を望む

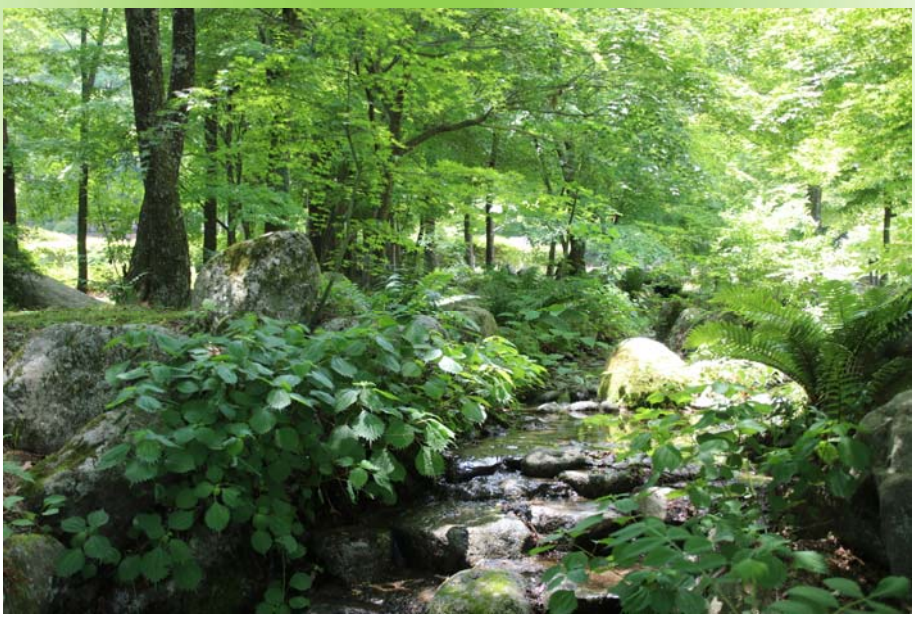

駒ヶ根高原の新緑と中央アルプスから流れ出る清らかな水

① 地球を大切にするまち

当市が位置する南信地域は、全国的にも日照時間が長く冷涼な気候であり、太陽光発電に有利な地域といわれています。そこで、市では平成 12 年度から平成 26 年度の 15 年間、太陽光発電システムの導入に関わる補助事業に取り組んできました。また、平成 21 年度から開始された固定価格買取制度により、市民の関心や意識が高まったことも相まって、平成 26 年度末には目標とする発電施設設置容量 9 MWの導入を達成し、平成 28 年度末時点では、25MWにまで導入が拡大しました。

また、市内を東西に流れる天竜川の支流は、落差、水量ともに豊富なことから、小水力発電に適しています。このため、当市では小水力発電の設置を推進してきました。その結果、平成 24 年度に小水力発電所第 1 号が、平成 26 年度に第 2 号が稼働を開始しました。

このほか、公共施設を中心にペレットストーブの導入が進むなど、再生可能（自然）エネルギーの利用を推進する体制が整いつつあります。しかしながら、家庭へのペレットストーブの導入については、目標としていた 100 件を達成できず、平成 28 年度末時点で 24 件に留まっています。

また、二酸化炭素排出量の削減については、東日本大震災の影響による原発停止、これに伴う石炭・火力発電所稼働などの影響により、平成 27 年度の二酸化炭素排出量推計値は 251 千ｔ-CO_2となり、1990 年度（平成 2 年度）比 6 %削減という目標（目標値 185 千ｔ-CO_2）は達成出来ませんでした。

表１　太陽光発電設備導入状況

平成29年3月末時点

区　分		10kW未満	10kW以上					合　計
			小　計	10kW～50kW	50kW～500kW	500kW～1,000kW	1,000kW～2,000kW	2,000kW以上	
全　国	（件）	2,244,820	474,545	450,417	13,919	4,958	4,929	322	2,719,365
	（kW）	9,454,497	29,016,140	11,000,790	3,227,656	3,433,142	7,394,235	3,960,317	38,470,637
長野県	（件）	69,353	18,025	17,170	671	106	76	2	87,378
	（kW）	303,472	710,079	382,641	137,346	72,877	106,716	10,500	1,013,552
駒ヶ根市	（件）	1,348	390	361	25	1	3	0	1,738
	（kW）	6,157	19,072	8,555	6,171	660	3,686	0	25,228

出典：平成29年度駒ヶ根市環境白書

表２ 小水力発電施設導入状況

平成29年3月末時点

区　分		200kW未満	200kW～1,000kW	1,000kW～30,000kW
全　国	（件）	261	122	81
	（kW）	20,626	63,372	363,551
長野県	（件）	19	6	6
	（kW）	1,276	2,469	55,520
駒ヶ根市	（件）	2	0	0
	（kW）	45	0	0

出典：平成29年度駒ヶ根市環境白書

市内小水力発所電第１号

表３　市内公共施設等へのペレットストーブ・ペレットボイラーの導入状況

設　置　施　設　名	設置年度	設備の概要	設置台数
ふるさとの家	H15	ペレットストーブ	2台
赤穂中学校	H15（H22更新）	ペレットストーブ	3台
東中学校	H15	ペレットストーブ	2台
中沢小学校	H15	ペレットストーブ	2台
東伊那小学校	H15	ペレットストーブ	2台
市役所市民ホール	H20	ペレットストーブ	1台
ふれあいセンター	H20	ペレットストーブ	1台
中沢保育園	H20	ペレットストーブ	1台
こまがね市民活動支援センター	H21	ペレットストーブ	1台
美須津保育園（園長室）	H21	ペレットストーブ	1台
美須津保育園（遊戯室）	H22	ペレットストーブ	1台
すずらん子ども交流センター	H22	ペレットストーブ	1台
東中学校（伊那養護分教室）	H22	ペレットストーブ	1台
飯坂保育園（子育て支援ルーム）	H22	ペレットストーブ	1台
経塚保育園・子育て支援センター	H28	ペレットボイラー	1台
合　　計			21台

資料：駒ヶ根市生活環境課

経塚保育園に設置されたペレットボイラーと木質ペレット燃料ストック用のサイロ

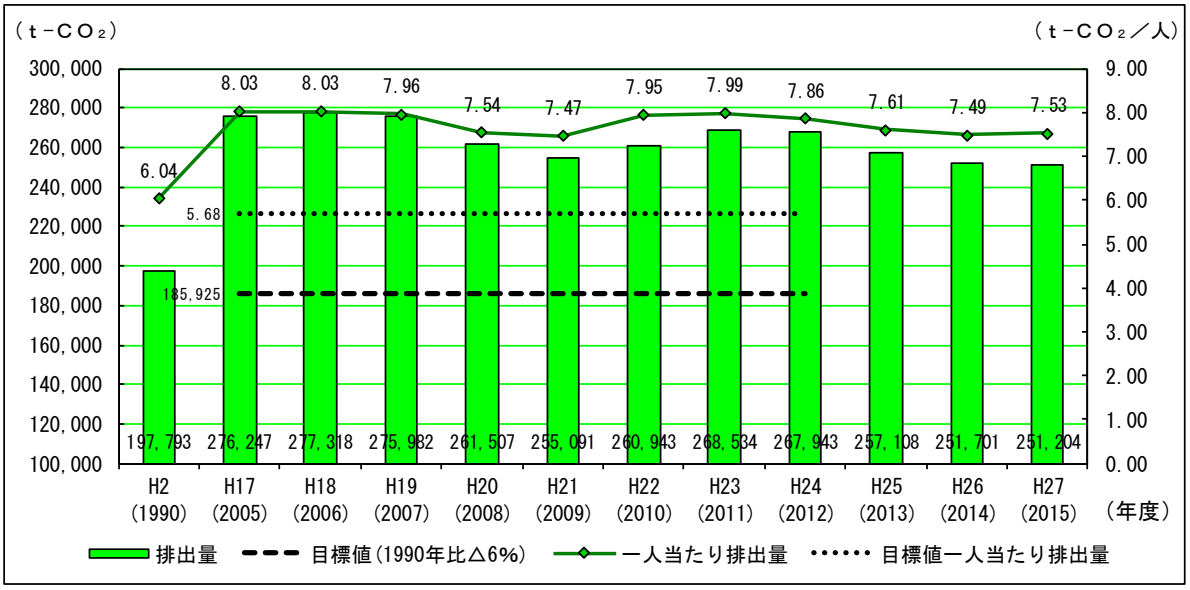

出典：駒ヶ根市生活環境課

図１　市内における二酸化炭素排出量及び一人当たり排出量推計値の推移

② 物を大切にするまち

市では、家庭から排出されるごみを減量するため、平成 5 年度から家庭用生ごみ処理容器、平成 10 年度から電動式生ごみ処理機の購入補助を行ってきました。平成 28 年度の補助率は、生ごみ処理容器が購入金額の 2／3 以内（限度額 5,000 円）、生ごみ処理機が購入金額の 1／2 以内（限度額 30,000 円）となっており、平成 28 年度末の補助件数（累積）は、処理容器 1,346 件、処理機 1,972 件となっています。

また、マイバッグの持参率は、当初 25%程度でしたが、環境に対する意識が高まった結果、ここ数年は 60%前後を保っており、ものを大切にし、ごみの排出量を抑える生活様式が浸透しつつあります。

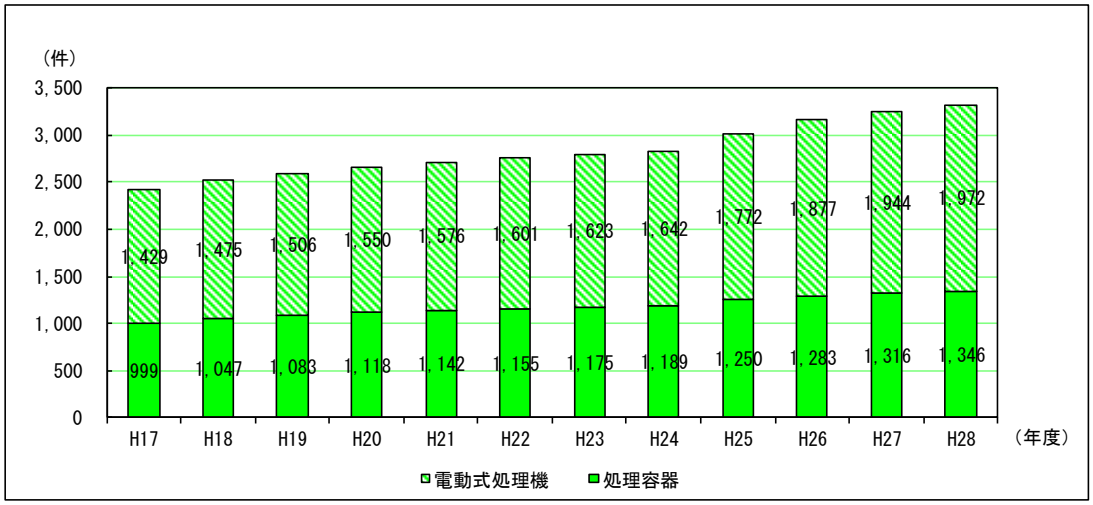

出典：平成29年度駒ヶ根市環境白書

図２　家庭用生ごみ処理容器及び電動式生ごみ処理機の購入補助件数

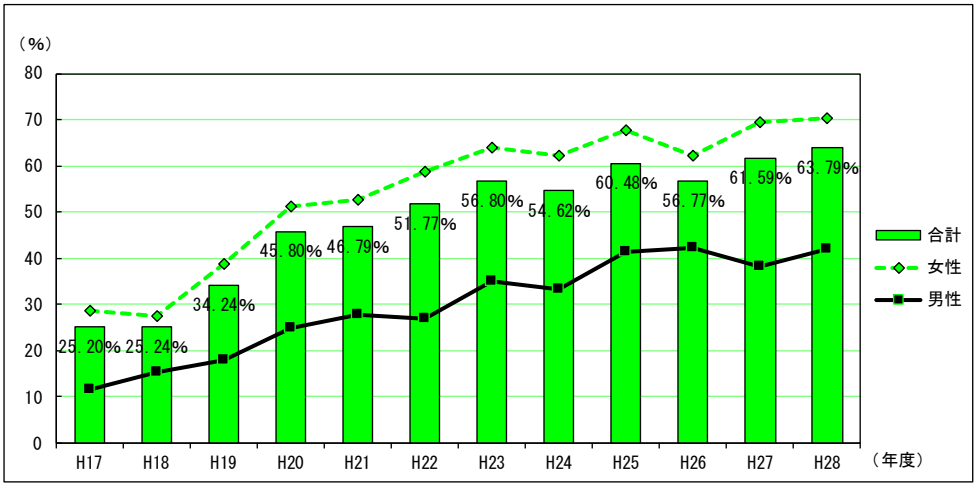

出典：平成29年度駒ヶ根市環境白書

図３　マイバッグ持参率の推移

これを裏付けるように、一人１日あたりの家庭系資源物・ごみ排出量については、平成 28 年度 429.0ｇとなっており、平成 18 年度の 486.0ｇと比較して 57ｇ減少しました。

一方、資源化率については、平成 18 年度以降下降の一途をたどっています。これは資源物を直接民間の受入施設やスーパーなどの回収に持ち込むケースが増えていることによるものと思われます。

また、生ごみ資源化世帯率については、微増傾向にあるものの、平成 28 年度は平成 18 年度末時点の 24.6%に比べて 7.1 ポイントの増（31.7%）にとどまっており、平成 29 年度までに目標としている 100%を達成するのは難しい状況です。しかしながら、生ごみの資源化には、大型生ごみ処理機の運転・管理のためのコストや、収集運搬費などのランニングコストが毎年大きくかかっており、費用対効果を考えると、事業見直しの時期とも考えられます。

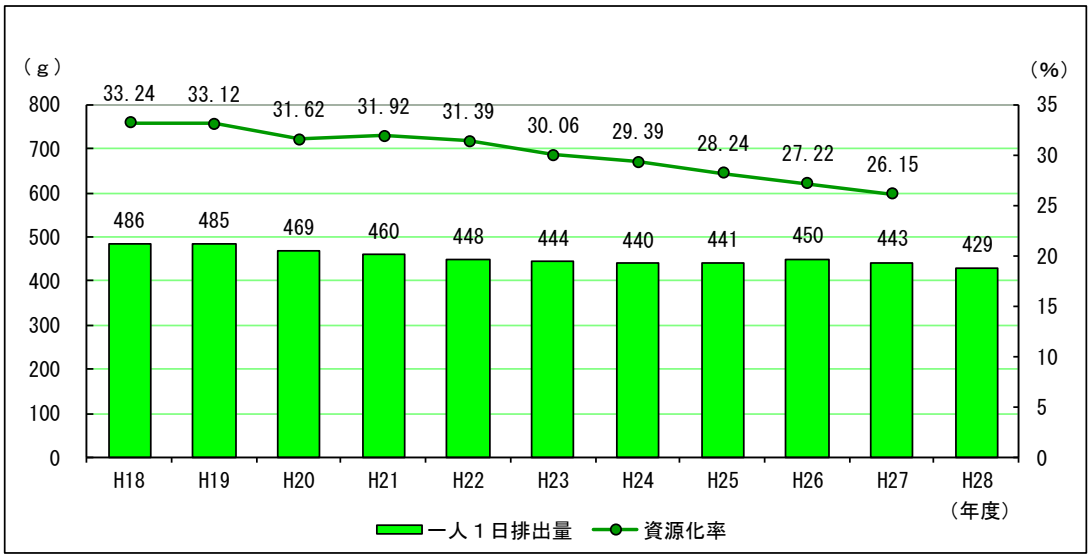

出典：平成28年度・29年度駒ヶ根市環境白書

図４　家庭系ごみ一人１日排出量と資源化率の推移

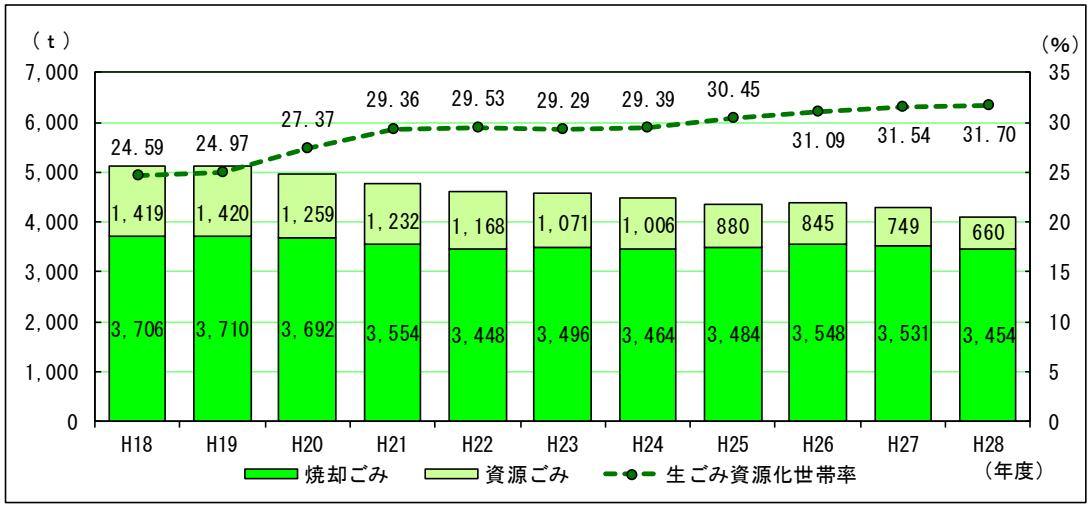

出典：平成29年度駒ヶ根市環境白書

図５　家庭系可燃ごみと生ごみ資源化世帯率の推移

③ 安全で安心なまち

不法投棄件数については、「不法投棄は、しない、させない、許さない」を基本に、土・日を除くほぼ毎日、パトロール員が市内を巡回し、発見に努めた結果、平成 18 年度の 163 件から急激に減り始め、平成 25 年度以降一桁台にまで減少しています。

また、公害苦情受付件数も平成 18 年度 251 件でしたが、平成 18 年 9 月の大田切リサイクルステーション開設以降徐々に減少し、平成 23 年度以降は多少の増減はあるものの、おおむね 20 件前後で推移しています。

一方、市では事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境を保全するため、事業所と市・住民などとの間で公害防止協定を締結しています。平成 28 年度末現在、市が当事者または立会人として事業所と締結している協定は、42 に上ります。

さらに、市内の河川及び湖沼において、毎年、ｐＨ（水素イオン濃度）、ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）、ＳＳ（浮遊物質量）、ＤＯ（溶存酸素量）の定点観測を行っており、そのほとんどの箇所では、生物の生息や汚れなどについて問題の無い良好な水質となっていますが、平成 28 年度は、大沼湖排水口付近のＣＯＤが上昇しました。これは、時期による流入水量、貯水量の減少によるものと思われ、値としては問題のないレベルですが、今後の経過を見守っていく必要があります。

また、平成 26 年度に上昇した十二天池排水溝付近のＣＯＤが、ここ数年改善傾向にあるものの、引き続き水質の改善に努めることが必要です。

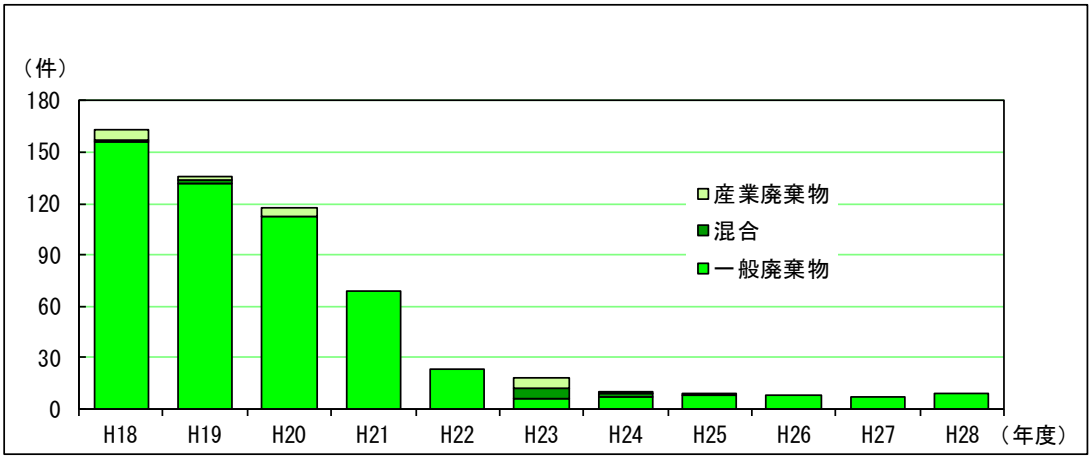

図６ 不法投棄の新規発見件数

表４ 不法投棄の新規発見件数

（単位：件）

区分＼年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
産業廃棄物	6	2	5	0	0	6	1	1	0	0	0
混　　合	1	2	0	0	0	6	2	0	0	0	0
一般廃棄物	156	132	113	69	23	6	7	8	8	7	9

出典：平成29年度駒ヶ根市環境白書

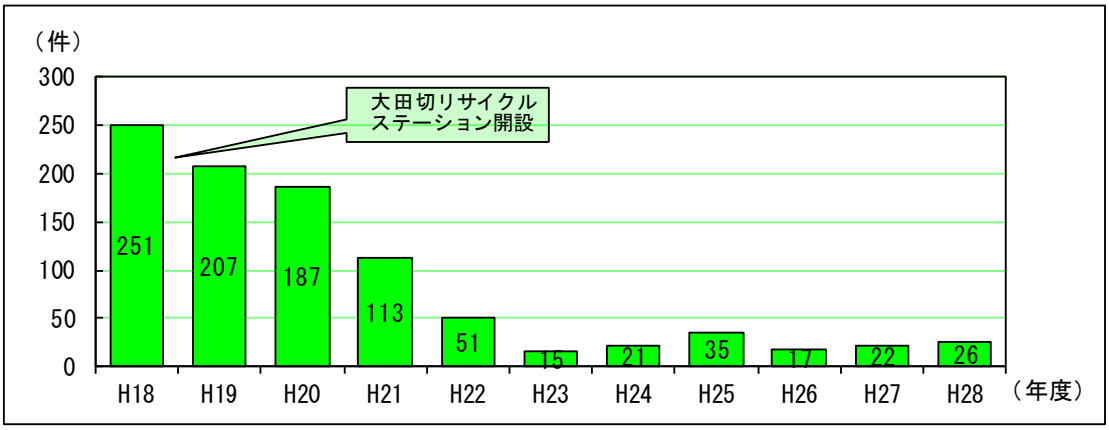

出典：平成29年度駒ヶ根市環境白書

図７　公害苦情受付件数の推移

表５　公害締結協定数及び公害防止協定締結事業所数

公害締結協定数（市ー企業等間）

区　　分		H28年度末現在有効な協定数
協　定　総　数		48
協定内容	一般的公害対策	32
	原料・燃料規制	0
	ば い 煙 規 制	6
	排　水　規　制	36
	騒　音　規　制	10
	振　動　規　制	4
	悪　臭　規　制	7
	産業廃棄物規制	15
	その他の公害規制	20
	緑化等環境整備	7
	違反時の制裁措置	24
	公害発生時の措置	29
	うち操業停止等損害賠償	28
	うち無過失損害賠償	0
	立 入 調 査 関 係	29
住民の関与	当事者として	17
	立会人として	12

※ 協定書、覚書、確約書等の形式を問わない
※ 市が立会人となっているものも含む

公害防止協定締結事業所数（市ー企業等間）

業　　種	H28年度末現在有効な協定数
事 業 所 総 数	42
農　業　等	1
鉱　　業	0
建　　設	0
食　料　品	5
衣 服・繊 維	0
木材・木製品	0
紙 ・ パルプ	0
化　　学	2
石油・石炭製品	1
ゴ ム・皮 革	0
窯 業・土 石	0
鉄　　鋼	1
非 鉄 金 属	2
金　　属	5
機　　械	7
電 気 等 供 給	0
産業廃棄物処理･処分場	4
そ　の　他	14

※ 協定書、覚書、確約書等の形式を問わない
※ 市が立会人となっているものも含む

出典：平成29年度駒ヶ根市環境白書

市民ボランティアによる
不法投棄撤去作業

④ 自然豊かなまち

市内の河川流域では、特定外来生物であるアレチウリの駆除活動が平成 18 年から平成 28 年度までの累積で 182 回行われています。同じく特定外来生物であるオオキンケイギクは、近年、市内の多くの道路沿いや川沿い、公園などに繁殖し、範囲を拡大しています。このため、これ以上の繁殖範囲拡大を防ぐために、状況調査を行っています。

また、天竜川（吉瀬ダム上）のＢＯＤ年平均値については、天竜川の環境基準値である 2.0mg／ℓ 以下の特段問題のない数値で推移していますが、目標としていた 0.5mg／ℓ に達していません。市内の水洗化率についても、平成 28 年度で 89.3%となっており、平成 18 年度の 72.9%から 16.4 ポイント上昇（89.3%）ものの、目標としていた 95.0%には達しない見込みです。

当市は、平成 25 年６月に景観行政団体となりました。その一方で、市内全域の良好な景観を保全するため、これより以前から、地域住民による景観形成・景観育成住民協定による取組が行われており、住民協定地区数は現在９地区となっています。

さらに、平成 27 年４月から屋外広告物等に関する条例が施行され、既存の広告物に対し補助制度を設け、より低く、より小さな看板となるよう誘導しています。その結果、条例施行後、将来的に条例不適合となる既存屋外広告物３件の改修（適合化）が行われました。

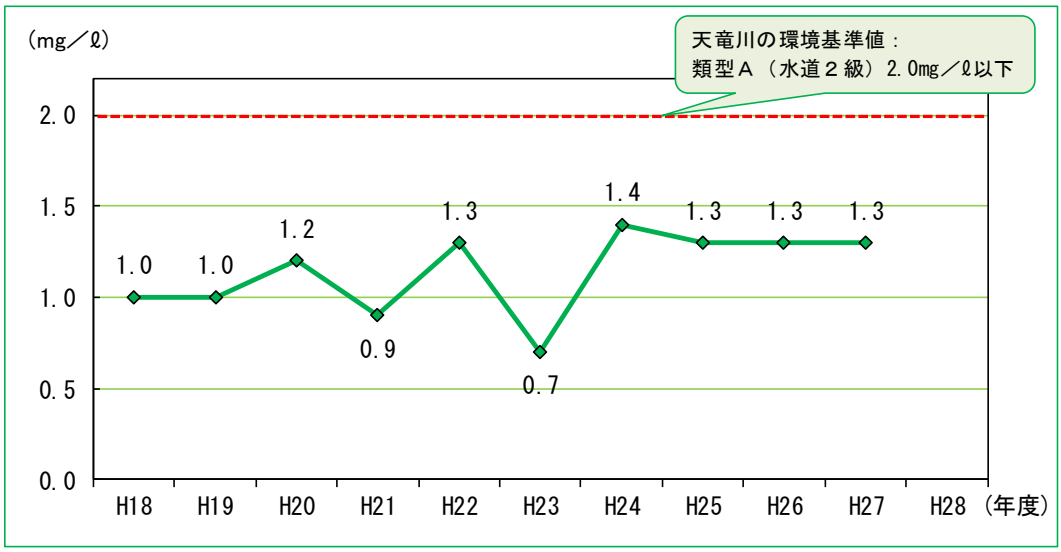

出典：平成29年度駒ヶ根市環境白書

図８　天竜川（吉瀬ダム上）の BOD 年平均値の推移

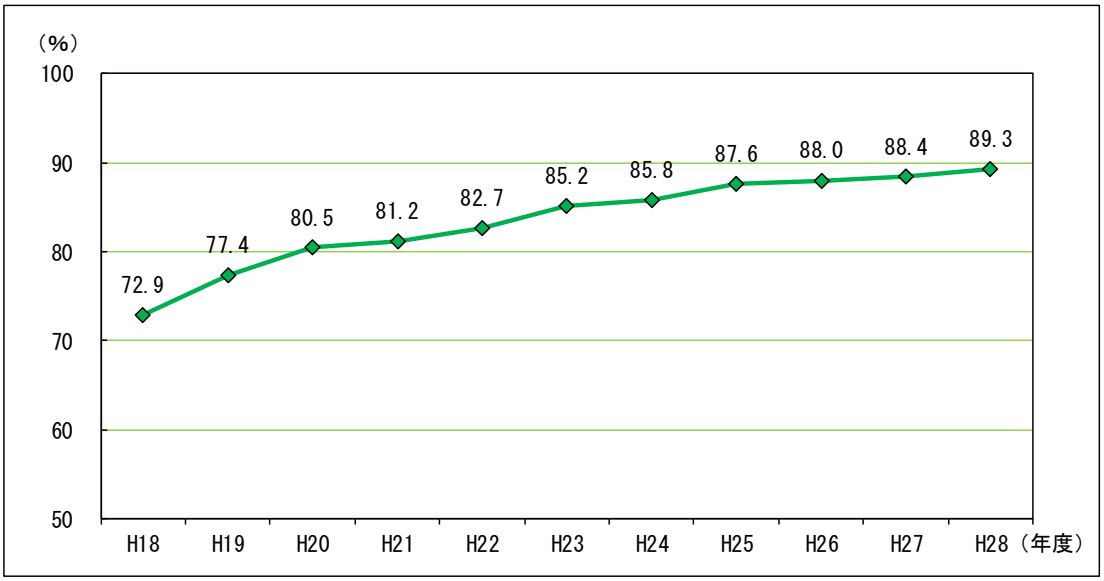

出典：駒ヶ根市上下水道課

図９　水洗化率の推移（公共下水道＋農業集落排水＋合併浄化槽）

市内の河川愛護団体によるアレチウリの駆除作業

市内道路におけるオオキンケイギクの駆除作業

表６　駒ヶ根市内の景観育成住民協定地区

住民協定の名称	認定年月	規　　模
看護大学周辺地域景観形成住民協定	H8.6	約40ha
広域農道沿線景観形成住民協定	H9.12	沿線約5,000m
琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定	H10.6	沿線約2,200m
大徳原周辺地域景観形成住民協定	H13.3	約60ha
ふたつのアルプス望岳の里『南田市場』景観形成住民協定	H13.11	約40.8ha
東伊那景観形成住民協定	H14.4 （H20.9変更）	約1,721ha
ふれあいセンター周辺（梨の木）景観形成住民協定	H14.7	約24ha
伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定	H19.11	沿線約1,900m
「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定	H25.3	約97ha

出典：平成29年度駒ヶ根市環境白書

⑤ 市民全員が主役のまち

第２次計画の目標として、市民に対し、環境白書を作成し、公表するとの目標が掲げられました。そこで、平成 21 年度から、前年度事業報告として環境白書を発行してきました。

また、第２次計画を協働して推進する役割を果たす環境市民会議が、自ら視察、研修を行った体験や感想をまとめた「駒ヶ根環境かわら版」を平成 27 年度から発行し、より分かりやすい言葉、読みやすい紙面で、市民の皆さんに環境に関する情報を発信しています。

駒ヶ根市の環境
駒ヶ根市第２次環境基本計画　平成 29 年度年次報告書
（平成 28 年度事業報告）
平成 29 年度 環境ポスター 金賞作品
ゴミのポイ捨て アカーン！
中学生の部　赤穂中学校
２年　眞島弥杏さん
STOP! 温暖化
小学生の部　赤穂南小学校
６年　小池星心さん
「駒ヶ根市の環境」は、平成 28 年度の本市の環境の状況や「駒ヶ根市第２次環境基本計画」に掲げた目標についての施策の取組状況を年次報告書として取りまとめ、公表するものです。
平成 30 年（2018 年）３月
駒ヶ根市 民生部 生活環境課

毎年発行している駒ヶ根市の環境（年次報告書）
（駒ヶ根市環境白書）

2016 年（平成 28 年）11 月　こまがね環境かわら版
こまがね 環境かわら版 Vol.2 もっと！ごみ減量
最終処分場（クリーンセンター八乙女）の容量にも限界が!!
ごみ減量・資源化促進

環境市民会議が発行している「駒ヶ根環境かわら版」

市では、市民の環境活動への参加を促進するために、平成 21 年度から「こまちゃんエコポイント」制度をスタートしました。このポイントは、環境活動などに参加した人にポイント（補助チケット）を発行し、それを「つれてってカード」に入力（記録）することで、環境活動への参加を促すとともに、商店街の活性化を図ろうというものです。平成 26 年度からは「えがおポイント」に移行し、環境活動や健康増進活動など、多岐にわたる活動に対し交付されるようになりました。平成 28 年度は、全部で 936,510 ポイントが交付されました。そのうちエコ事業は 15 事業で、交付済ポイントの合計は、

452,810 ポイント（452,810 円分）でしたが、平成 29 年度までに目標としている 30 事業を達成するのは難しい状況です。

また、市では協働のまちづくり補助制度を実施し、市民団体などが営利を目的とせず、不特定かつ多数の皆さんの利益の増進に自主的・主体的に行う活動に対して、補助金の交付や原材料の提供を行い、地域活動や市民活動を支援しています。これまで 89 の事業に対し助成を行っていますが、平成 29 年度までに 300 事業を支援するという目標には届かない見込みです。

表７ 平成 28 年度えがおポイント交付対象事業（エコ事業）

No.	事業名	ポイント数／枚	交付済チケット数	交付済ポイント計	備考
1	ハッチョウトンボ生息地の整備	500	10	5,000	ハッチョウトンボを育む会
2	自然エネルギー設備導入	5,000	18	90,000	環境課
3	廃棄物の資源化促進事業	100	27	2,700	㈱セイビ社
		10	222	2,220	
4	ねずみ川愛護会 アレチウリ駆除作業	300	79	23,700	環境課
5	グリーンカーテン実施	1,000	1	1,000	環境課
6	省エネ家電買い換え	5,000	19	95,000	環境課
7	家庭エコ診断	1,000	8	8,000	環境課
8	天竜川美化清掃	100	0	0	都市整備課（雨天中止）
9	平成28年度 天竜川流域侵略植物駆除 7.31大作戦 駒ヶ根会場	300	29	8,700	ＮＰＯ法人天竜川ゆめ会議
10	平成28年度 えがおポイント事業 資源物回収	10	283	2,830	えがおポイント推進協議会
11	平成28年度 えがおポイント助成事業	5,000	2	10,000	えがおポイント推進協議会
12	環境フェスティバル（分別体験・環境クイズ）参加者	100	327	32,700	環境課
13	生ごみ分別モデル回収参加	360	346	124,560	環境課
14	環境課　出前講座	100	234	23,400	環境課
15	環境ポスター・標語募集	500	46	23,000	環境課
合　　計			1,651	452,810	

出典：平成29年度駒ヶ根市環境白書

南割ハッチョウトンボの生息地の整備

協働のまちづくり補助制度による看護大学周辺緑化事業（シダレザクラ植樹の様子）

⑥ 豊かな心を育むまち

第 2 次計画では、子どもたちや市民の環境学習の推進が目標として掲げられました。

子どもたちが行う環境活動数では、平成 28 年度末時点（平成 18 年度からの累積）で 279 回行われ、100 回の目標を上回ったほか、身近な生き物調査などの環境学習の実施では、同年度時点で 53 回（目標 50 回）、親子で親しむ環境教室の開催では同年度末時点で 26 回（目標 25 回）と、おおむね目標を達成しました。特に天竜川の流域に位置する「おもしろかっぱ館」では、周辺の豊かな自然環境をいかした「親子ふれあい講座」が継続的に行われています。天竜川の石を使った石ころペイント、昆虫採集と標本づくり、星空観察会など、これまで 20 回以上の環境教室を開催しており、親子で身近な自然の豊かさと大切さを学んでいます。

また、食育・菜園講座への参加者は、同年度末時点で 13,327 人に上っており、目標値の 2,000 人を大きく上回りました。

一方、市民に対する環境学習については、環境講座や景観講演会などへの参加者が同年度末時点で 3,625 人に上り、目標の 2,000 人を大きく上回ったほか、市民環境情報広場（ぱとな）利用者も同年度末時点で 9,270 人と、10,000 人の目標を達成する見込みです。しかし、環境施設の見学会の開催については、40 回を目標としていましたが、同年度末時点で 20 回に留まっており、参加人数も 1,000 人の目標に対し、420 人となっています。

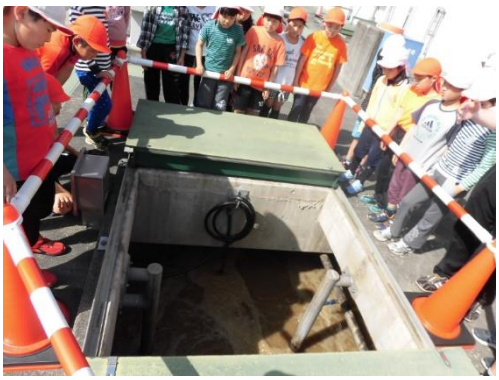

小学生による駒ヶ根浄化センターの施設見学

食育を目的とした親子クッキングの様子

おもしろかっぱ館で行われている
「昆虫採集と標本作り講座」の様子

（２）第３次計画策定の方針

第２次計画の取組を踏まえ、第３次計画はどうあるべきでしょうか。

第２次計画に基づく取組では、市民・事業者・市それぞれが積極的に行動し、様々な取組が進展した結果、一定の成果が出ているといえます。

第３次計画では、これまでの取組により得られた成果を維持しながら、より良い環境を実現していくために、取組を継続していくことが求められます。そのためには、環境に関する施策に、網羅的に取り組んでいく必要があります。また、駒ヶ根市の環境をより良くするために本計画を策定するという趣旨に照らし、市民・事業者・市にとって分かりやすさ、計画に基づいた取組の実効性を考慮することも重要です。

環境に関する取組は、取組の成果がすぐに表れることは多くありませんが、継続することが重要です。しかしながら、取組にはコストがかかることもあり、継続することはたやすいことではありません。

第３次計画では、そうした環境に関する取組に含まれる難しさを踏まえながらも、市民・事業者・市にとって実効性のある計画内容にしていくということを前提に、以下のように策定方針を定めます。

［第３次計画の策定方針］

- 市の環境基本計画として、国・県と連携して取り組むべき事項を網羅する。
- 実現性が高く、市民・事業者・市にとって有益で継続可能な取組を検討する。
- シンプルで分かりやすい計画内容とする。

2 第３次計画の基本的事項

（１）計画の目的

環境に関する計画には、先にも述べたとおり、これまでの取組により得られた成果を維持しながら、より良い環境を実現していくために、粘り強く取組を継続していくことが求められます。そのためにも、環境に関する施策に、網羅的に取り組んでいく必要があります。従って、本計画の目的は、第２次計画から変更はありません。

本計画は、当市の豊かな環境を保全し、将来の世代を含めた市民が安全で快適に暮らすことができるように、望ましい「将来像」の実現に向けて、市民・事業者・市などあらゆる立場の人々が連携して具体的な行動を総合的かつ計画的に推進することを目的とするとともに、平成 26 年４月に策定された「駒ヶ根市第４次総合計画」に示された駒ヶ根市の将来像を、環境の面から実現するものです。

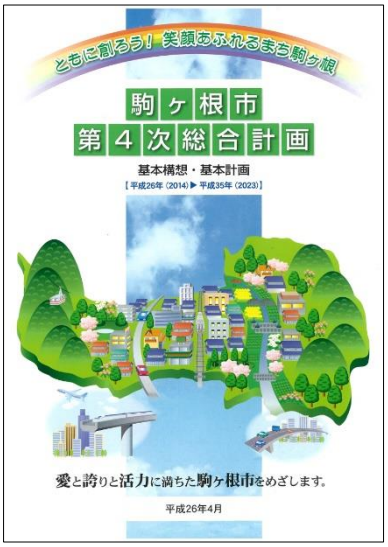

（２）計画の位置づけ

本計画は、駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例及び駒ヶ根市環境保全条例の規定に基づき策定したもので、自然にやさしいまちづくり及び環境の保全に関して最も基本となる計画です。

また、駒ヶ根市民憲章や駒ヶ根市第４次総合計画とも整合を図りながら、環境に関連した市の個別計画や事業が、本計画に沿って進められることになります。

こうした環境に関連した取組において、本計画は、市民・事業者・市の環境に関する取組の基本的な指針となります。

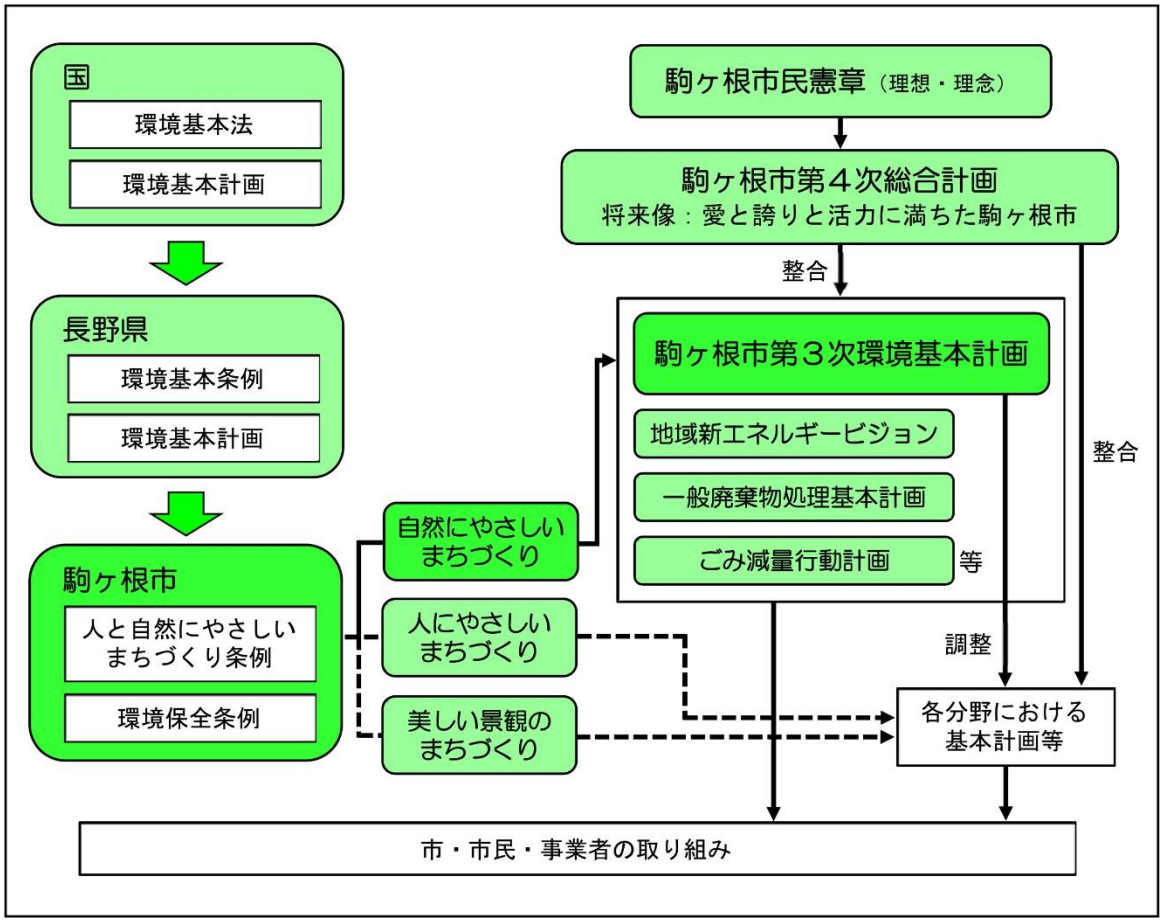

（３）計画の対象期間

計画期間は、平成 28 年（2016 年）度を基準年度として、目標年度を策定年度（平成 30 年（2018 年）度）の 10 年後の 2027 年度としました。

[留意事項]

- 数値目標を現在の情勢から目標年度内の一定年度としてあるものは、その一定年度内に、また早期に目標を達成して目標値などの変更が望ましいものは、その都度、目標値などを改正していきます。
- 環境の変化や社会情勢の変化に適切に対応していくため、計画の見直しが望ましくなった場合は、必要に応じて、計画期間内であっても計画全体の見直しを行っていきます。

（４）計画の対象地域

本計画の対象地域は、駒ヶ根市全域です。ただし、河川のように流域として捉える必要がある場合や、大気汚染のように広域的な対応が必要なものなどについては、国や県、近隣市町村などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

（５）計画の主体

本計画の主体は、市民・事業者・市と、当市に拠点を置き、あるいは活動をする方すべてが対象です。それぞれの主体が果たすべき役割を以下に示します。

市　　民	市民は、健全で豊かな環境の恵みを受けていることを意識して、この環境を将来の世代に継承していくという役割があります。そのためには、日常生活において自らが環境に与えている影響を理解し、環境への負荷を低減するよう努めます。 また、市が推進する環境保全施策の推進や、地域や団体、事業者が行う環境活動に積極的に協力します。
事 業 者	事業者は、自身の活動が環境に与えている影響を自覚し、市の指導や法令の遵守の下、自然環境の保全や廃棄物の適正処理、再生資源と安全な物質の使用などにより環境への負荷を低減し、環境配慮型の事業活動に取り組みます。 また、地域が行う環境保全活動や市などが実施する環境の保全施策に積極的に協力します。
市	市は、各種条例、計画に基づき、自然にやさしいまちづくりの取組を重要施策として位置づけ、実施していくという役割を担います。 また、計画の策定や実施にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図ると共に、市民や事業者の環境の保全に資する取組を支援するよう努めます。 さらに、職員自らが市民の模範として、率先して環境への負荷の低減に努めます。

（６）計画の策定手順

本計画の策定は平成 28 年度から平成 29 年度にかけ、２か年度にわたって第２次計画の内容の理解と、新たな計画の内容を検討して、策定しました。

策定にあたっては、公募委員を含めた 19 人の「環境市民会議」を設置し、平成 28 年４月から平成 29 年９月まで計約 10 回の会議などを開催、委員の意見をいただきながら、市民・事業者・市にとって身近で取り組みやすい内容となるよう検討を行いました。

また、「自然にやさしいまちづくり庁内推進委員会」などを通じて、環境の現状に関するデータの収集や計画に盛り込む施策、目標値の設定などを検討しました。

計画の内容については、駒ヶ根市環境審議会に説明し、パブリックコメントなどを行い、関係各方面の意見集約を踏まえ、計画をまとめました。

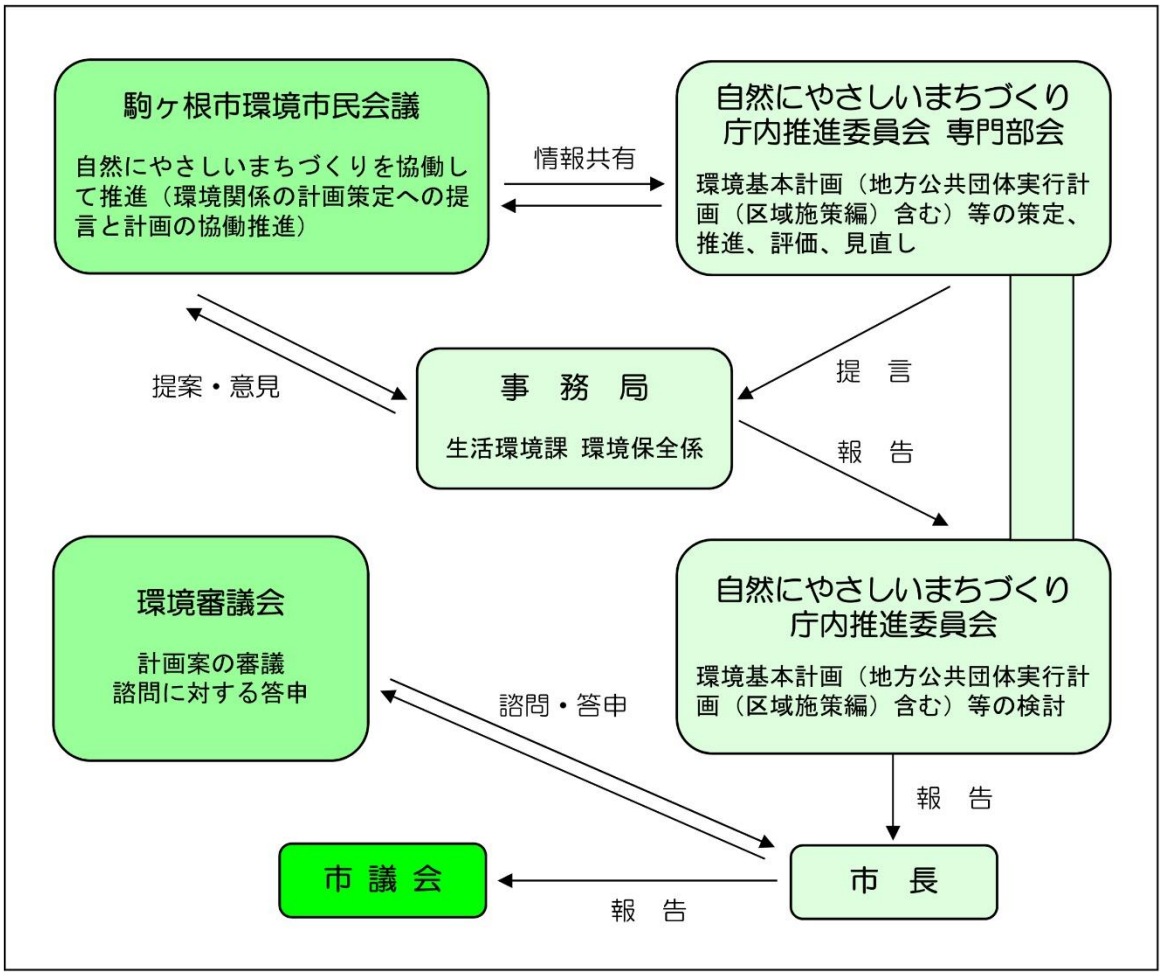

3　将来像、基本方針、施策概要

（1）将来像

駒ヶ根市の豊かな自然環境は、ひとの手がほとんど加えられていない山岳環境から、脈々と受け継がれてきたひとのくらしのなかで利用され、形を変えてきた里地里山の環境まで、多様です。

そしてこれらの多様な自然環境は、駒ヶ根市にとって大きな資産であり、活用することで、心豊かで“駒ヶ根らしいくらし”につながっていくことが期待されます。

そこで本計画における将来像は、以下のように定めます。

自然資源を育み、活用し、豊かなくらしを未来へつなぐまち

中央アルプス千畳敷カールの新緑と残雪

（2）基本方針

本計画では、当市の環境に関する現状を踏まえ、今後のより良い環境づくりの基本方針を以下のように定めます。

- 資源や住みやすい生活環境を大切にするまち
- 地球温暖化防止に貢献するまち
- ひとと自然のつながりを大切にするまち

環境問題は、多くの場合、当市のみならず、周辺の市町村、あるいは長野県・国と連携して取り組むことが求められます。長野県・国では、それぞれ環境基本計画などを策定しています。そのため、本計画では、すでに策定された当市の関連条例に加えて、これら長野県・国の諸計画などと歩調を合わせたものとします。

加えて、当市ではすでに長年、環境改善のために取り組んできた成果があります。また、いまだ解決、改善に至っていない課題もあります。こうしたことを考慮した計画の内容にします。

基本方針	説明
資源や住みやすい生活環境を大切にするまち	循環型社会の形成と生活環境の保全
地球温暖化防止に貢献するまち	低炭素社会の構築
ひとと自然のつながりを大切にするまち	生態系及び生物多様性の保全、環境教育

（３）数値目標設定の考え方

本計画では、計画期間終了時点で達成すべき目標を定めます。

数値目標の設定にあたっては、他市や県の計画で定めている目標を踏まえるほか、駒ヶ根市単体でも取り組むべき環境課題において定めることとしました。そのため、都道府県や国単位でなければ取組が難しいものについては、設定対象から除外しました。また、市単位で取り組むべき環境課題といっても様々であることから、３つの方針を立てました。

- 当市に直接的な環境改善をもたらすもの
- 意識の啓発につながるもの
- 次世代の育成につながるもの

上記方針に該当するものが特に重要度が高いと考え、数値目標を設定します。この数値目標を達成することで、それぞれの基本方針の確実な実現を目指します。

ただし、第２次計画において、引き続きモニタリングすべき数値目標については、資料編に掲載し、継続してモニタリングを行います。

ふるさとの丘から望む星空と夜景
【 駒ヶ根三十六景フォト・絵画コンテスト グランプリ作品「満月の夜景」（ふるさとの丘とその周辺）】

将来像

自然資源を育み、活用し、豊かなくらしを未来へつなぐまち

基本方針Ⅰ　資源や住みやすい生活環境を大切にするまち

取組内容

具体的施策（1）
ごみを減らして資源化しよう

- ごみを出さないための行動
- ごみを資源化するための行動
- ごみの減量・資源化の推進

具体的施策（2）
排出物を適正に処理して、きれいなまちをつくろう

- 適切な排出のための行動
- 排出物の適正処理の推進

具体的施策（3）
良質な水資源を守っていこう

- 適切な排水対策
- 水資源の保全
- 水資源の保全及び保全意識の形成

基本方針Ⅱ　地球温暖化防止に貢献するまち

取組内容

具体的施策（1）
省エネルギーを心がけよう

- 省エネルギーを心がけた行動
- 省エネ型のものの選択
- 省エネ化の推進

具体的施策（2）
再生可能（自然）エネルギーを取り入れよう

- 再生可能エネルギーの選択
- 再生可能エネルギーの導入推進

基本方針Ⅲ　ひとと自然のつながりを大切にするまち

取組内容

具体的施策（1）
豊かな生態系を守っていこう

- 外来生物対策
- 自然とのふれあい
- 自然に配慮した行動

具体的施策（2）
良好な景観を守っていこう

- 良好な景観の維持

具体的施策（3）
安全安心なくらしを維持していこう

- 生活環境の維持・改善
- 鳥獣被害対策
- 空き家対策

数値目標一覧

Ⅰ　資源や住みやすい生活環境を大切にするまち

（1）ごみを減らして資源化しよう		
指　　標	**現状値（2016 年度）**	**目標値（2020 年度）**
ごみ総排出量	7,388 t	7,162 t
家庭系ごみ排出量	5,206 t	5,194 t
家庭系１人１日あたりごみ排出量	429 g	444 g
事業系ごみ排出量	2,182 t	1,968 t
指　　標	**現状値（2016 年度）**	**目標値（2027 年度）**
家庭用生ごみ処理容器の購入補助件数（累積）	1,346 件	1,600 件
家庭用生ごみ処理機の購入補助件数（累積）	1,972 件	2,270 件
マイバッグ持参率	63.8%	80.0%
（2）排出物を適正に処理して、きれいなまちをつくろう		
指　　標	**現状値（2016 年度）**	**目標値（2027 年度）**
不法投棄の新規発見件数	9 件	0 件
公害苦情受付件数	26 件	10 件
（3）良質な水資源を守っていこう		
指　　標	**現状値（2016 年度）**	**目標値（2027 年度）**
水洗化率	89.3%	95.0%
十二天池排水口付近のＣＯＤ年平均値	8.2 mg／ℓ	5.0 mg／ℓ 以下

Ⅱ　地球温暖化防止に貢献するまち

（1）省エネルギーを心がけよう			
指　　標	**基準値（2013 年度）**	**現状値（2015 年度）**	**目標値（2026 年度）**
温室効果ガス（二酸化炭素）年間排出量（2013 年度比 19.5%削減）	258,215 t -CO_2	253,103 t -CO_2	207,990 t -CO_2
温室効果ガス（二酸化炭素）１人当たり排出量	7.65 t -CO_2	7.58 t -CO_2	6.77 t -CO_2

指　　標	現状値（2016 年度）	目標値（2027 年度）
再生可能エネルギーによる電力自給率（発電設備容量）	12.8%	20.0%
（2）再生可能（自然）エネルギーを取り入れよう		
指　　標	**現状値（2016 年度）**	**目標値（2027 年度）**
太陽光発電設備規模（累積）	25.23MW	35.00MW
小水力発電施設の設置個所数（累積）	2 か所	5 か所
家庭へのペレットストーブ設置台数（累積）	24 台	50 台

Ⅲ　ひとと自然のつながりを大切にするまち

（1）豊かな生態系を守っていこう		
指　　標	**現状値（2016 年度）**	**目標値（2027 年度）**
外来生物の駆除活動件数（累積）	182 件	400 件
えがおポイント（エコ事業）数（年間）	15 事業	25 事業
子どもたちが行う環境活動数（累積）	279 件	600 件
親子で親しむ環境教室の開催（累積）	26 回	50 回
（2）良好な景観を守っていこう		
指　　標	**現状値（2016 年度）**	**目標値（2023 年度）**
条例適合基準を超える自己敷地内建植看板の件数	29 件	0 件
（3）安全安心なくらしを維持していこう		
指　　標	**現状値（2016 年度）**	**目標値（2027 年度）**
森林整備面積（年間）	90.0ha	100.0ha
倒壊の危険がある空き家の件数	5 件	0 件
指　　標	**現状値（2015 年度）**	**目標値（2019 年度）**
鳥獣被害額（年間）	917.4 万円	642.2 万円

4 具体的な施策内容

Ⅰ. 資源や住みやすい生活環境を大切にするまち

地球温暖化や大気汚染など、環境に関する課題は、今や地球全体の共通課題として取り組むことが求められています。当市も、循環型社会への一層の実現など、長野県・国と協働して取り組む必要があります。

当市では、第２次計画策定により取組を進めた結果、ごみの排出量減少、マイバッグ持参率の上昇といった効果が現れています。また、平成 28 年（2016 年）に第３期のごみ減量行動計画（駒ヶ根市一般廃棄物処理実施計画）を策定し、従来から積極的に行ってきたごみの減量・資源化の取組を引き続き推進し、循環型社会の形成を目指しています。

本項では、循環型社会形成への行動として、「ごみを減らして資源化しよう」「排出物を適正に処理して、きれいなまちをつくろう」「良質な水資源を守っていこう」の３項目を具体的な施策として挙げました。市民・事業者・市が連携して実践していくことで、環境問題への理解を深め、市全体で自然資源を大切にする意識を持ち、取り組んでいきましょう。

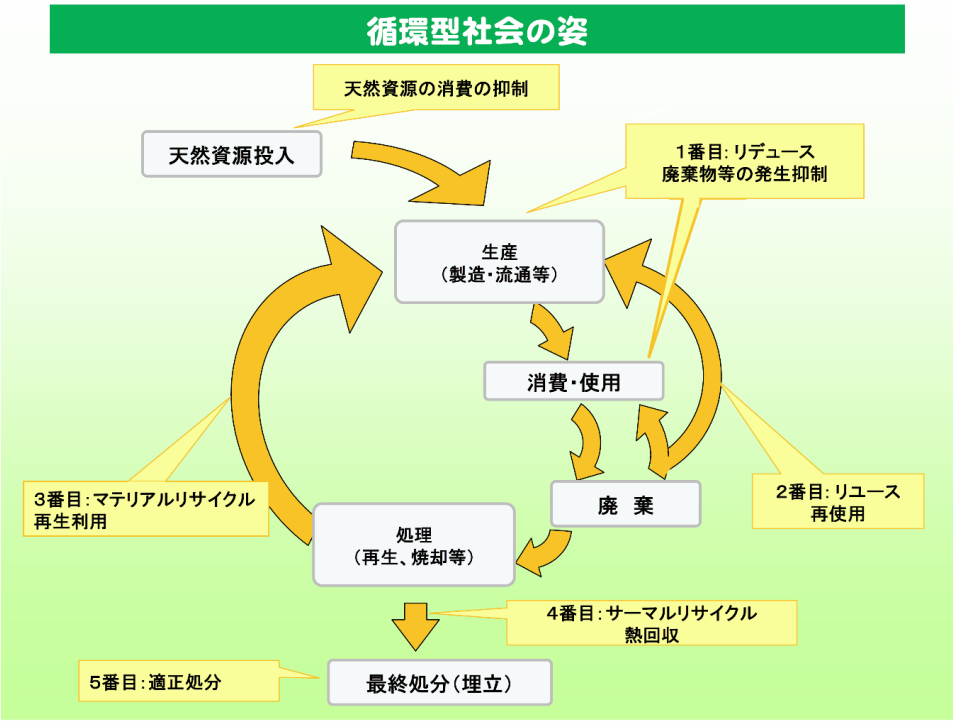

出典：循環型社会への新たな挑戦（環境省）（平成 20 年 9 月）

（１）ごみを減らして資源化しよう

限りある資源を大切にし、環境への負荷が少ない循環型社会の形成のために、まずはごみを出さないことが最も重要です。レジ袋削減のためのマイバッグ持参、食べ残しの削減、物を長く使うなど、一人ひとりが「もったいない」の意識を持ち、ごみ減量に取り組んでいきます。そのようにして減らしたごみは、廃棄の際にきちんと分別することで再利用を可能にし、更に減らすことができます。また、適切な処理によって資源化を図り、資源の循環を促進していきます。

これらの具体的な取組目標や取組内容は、市が別途定めた駒ヶ根市ごみ減量行動計画に沿って取り組むこととします。

目標値

指　　標	現状値 平成 28 年度 （2016 年度）	目標値 2020 年度
ごみ総排出量	7,388 t	7,162 t
家庭系ごみ排出量	5,206 t	5,194 t
家庭系１人１日あたりごみ排出量	※1　429 g	444 g
事業系ごみ排出量	2,182 t	1,968 t

出展：駒ヶ根市ごみ減量行動計画（第３期）

※1　平成 25～27 年度の１人１日あたり排出量平均値は 445 g。今後、人口減少、世帯数増加等により、排出量平均値は増加する見込みだが、現状維持を目標とする。

指　　標	現状値 平成 28 年度 （2016 年度）	目標値 2027 年度
家庭用生ごみ処理容器の購入補助件数（累積）	1,346 件	1,600 件
家庭用生ごみ処理機の購入補助件数（累積）	1,972 件	2,270 件
マイバッグ持参率	63.8%	80.0%

各主体の役割

市　民

ごみを出さないための行動

- 買い物の際は、マイバッグ、マイバスケットを持参して、レジ袋の削減に努めます。
- 過剰包装の商品は断り、詰め替え製品やリターナブル容器の商品など、環境にやさしい商品を選びます。
- 不要なものはなるべく買わず、必要なものを必要な分だけ購入します。
- 使い捨て製品はなるべく買わず、長く使える製品を選びます。
- 環境ラベルのついた製品や再生品を選んで購入します。
- 宴会たべきりキャンペーン（20・10（ニーマル・イチマル）運動）に積極的に取り組みます。
- ものが壊れても修理するなどして、大切に長く使う工夫をします。
- 生ごみを少なくする工夫をして、エコクッキングに努めます。
- 生ごみは水を切ったり、生ごみ処理機、生ごみ処理容器などで堆肥化したりするなど、減量化に努めます。
- 食べ残しをしないよう量を調整して、食品ロスの削減に取り組みます。

ごみを資源化するための行動

- 限りある資源の有効活用に向け、分別、出し方のルールを守り、徹底し、再生利用を進めます。
- 食品トレイ、ペットボトル、紙パックなどの店頭回収を利用するなど、資源回収に積極的に参加します。
- せん定枝などの資源化に協力します。
- 不要となったものは、他人に譲るなどして再使用します。
- エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの家電４品目は、家電リサイクル法により適正に処理します。
- 家電４品目以外の家電は、リサイクルステーションを利用するなど、資源化に協力します。

事業者

ごみを出さないための行動

- せん定枝などの資源化に協力します。
- ごみの減量や分別による資源化の推進など環境保全に配慮した事業活動を行うとともに、地域貢献に取り組みます。
- 発生したごみは、自己処理責任の下、適正に処理します。
- 事務用品などは、グリーン購入製品を使用します。
- 物品が壊れても修理するなどして、大切に長く使う工夫をします。
- 宴会たべきりキャンペーン（駒ヶ根 20・10（ニーマル・イチマル）運動）を積極的に推進するとともに、食品ロスの削減に取り組みます

事業者

- 過剰包装は控え、簡易包装に努めます。
- マイバッグ、マイバスケットの持参を支援し、レジ袋の削減に取り組みます。
- 商品の廃棄量を削減する取組を進めます。

ごみを資源化するための行動

- 長く使える製品や再使用・再生利用しやすい製品を供給するよう努めます。
- 分別を徹底し、再生利用を進めます。
- 容器や使用済み製品の自己回収に取り組みます。
- せん定枝などの資源化に協力します。

市

ごみの減量・資源化の推進

- ごみ減量行動計画を着実に実行します。
- 宴会たべきりキャンペーン（20・10（ニーマル・イチマル）運動）の推進を支援します。
- 分別ガイドブックなどの作成・配布を行い、ごみの分別の徹底と啓発を行います。
- 生ごみ処理機、生ごみ処理容器の設置補助などを通して、生ごみの減量化・堆肥化を支援します。
- 地区・団体の資源物回収への支援や、自治会など集積所の整備支援を行います。
- 自治組合など、地域の資源物・ごみ集積所設置への支援を行います。
- 説明会などを通して、地域、事業所などへの分別の徹底を図ります。
- ３Ｒ運動など、ごみ減量の取組について広く情報発信を行います。
- 公共施設内でのごみの減量・資源化を徹底します。
- 排出事業者への指導を行い、事業系ごみの減量を進めます。
- せん定枝の堆肥化・チップ化や、破砕機の貸出しについて検討します。
- 大田切リサイクルステーションの拡充と、適切な運用を通してリサイクルの推進を図ります。

３Ｒの実践が、循環型社会の形成につながります！

３Ｒ（スリーアール）とは、Reduce（リデュース／発生抑制、ごみの発生・資源の消費をもとから減らそう）、Reuse（リユース／再使用、くり返し使おう）、Recycle（リサイクル／再生利用、資源として再利用しよう）の３つ取組のことをいいます。この３Ｒに取り組むことで、ごみをできる限り少なくし、ごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を減らすことができます。毎日の生活の中でこの３つのＲを心がけることによって、循環型社会の形成につながっていきます。

Reduce（リデュース）	Reuse（リユース）	Recycle（リサイクル）
・ごみになるものを買わない、もらわない ・長く使える製品を買う	・リターナブル容器を使用した製品を買う ・リサイクルショップを利用する	・資源として分別する ・リサイクルされた製品を買う

みんなで楽しく、20・10（ニーマル・イチマル）運動をしてみませんか？

❖ 20・10 運動とは？

食品ロス削減、生ごみ減量に向け、「宴会開始の 20 分間とお開き前の 10 分間、自席で料理を楽しみましょう。」という取組です。当市では、平成 28 年度から、県に先立ち取り組み始め、県が推進する「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」をより取り組みやすい形で実施しています。

❖ 20・10 運動のやり方

① 乾杯後 20 分間は席を立たず、料理を楽しみます。
② お開き 10 分前は自分の席に戻って、再度料理を楽しみます。

≪みんなで声をかけあって、おいしく宴会を楽しみましょう。≫

❖ 20・10 運動の背景

日本における食品ロスは、年間約 621 万トンとされています。それは、世界全体の食糧援助量の約２倍にあたります。特に、宴会などの席では、大量の食品ロスが発生する傾向にあります。食べ残しをしないことは、誰にでもできる行動です。食への感謝の気持ちを忘れず、“あるをつくして”ごみの減量に取り組みましょう。

余った食材の活用法を考えてみましょう

❖ 家庭で余った食材の活用を考えるワークショップ

日本における食品ロスの約半数は、家庭から発生しています。食品ロスが発生する理由は様々にありますが、旬の野菜などのおすそ分けを大量にもらった、有効に活用する調理法がわからない、などといったことも多くあるでしょう。

でも、私たちのくらしの中には、例えばお漬物などは、大量の食材を一度に調理し、保存する（例えばお漬物や干し野菜など）昔からの知恵があります。こうした知恵を皆で教えあい、無駄なくおいしくいただく調理ワークショップを開催すれば、食品ロスを減らすのみならず、地域のつながりをより強くして、より良いふるさとづくりにつながります。

❖ 廃果・規格外野菜の活用を考えるワークショップ

農家などでは、廃果や規格外野菜など、食べられるのに廃棄されているものも少なくありません。こうした廃果・規格外野菜を無駄にしないために、生産者と消費者が顔を合わせて、消費者へ届ける仕組みや有効活用の方法を探ってみましょう。双方の立場から考えることで、良い方法が見つかるかもしれません。

家庭用電動式生ごみ処理機

家庭用生ごみ処理容器

（２）排出物を適正に処理して、きれいなまちをつくろう

事業活動やひとの生活において発生した排出物を適正に処理することは、当市の景観を守るだけでなく、私たちのくらしを守ることに直結します。資源の循環を念頭におきながら、ごみを含む排出物を適正に処理していくことで、公害の心配やごみの無いきれいなまちを目指します。

目標値

指　　標	現状値 平成 28 年度 （2016 年度）	目標値 2027 年度
不法投棄の新規発見件数	9 件	0 件
公害苦情受付件数	26 件	10 件

各主体の役割

市　民	**適切な排出のための行動** • 市による生活環境に関する測定データなどに関心を持つよう努めます。 • ポイ捨てや不法投棄はしません。 • ペットのフンは、責任をもって処理します。 • 地域で連携し、不法投棄をさせない環境づくりに協力します。 • 不法投棄などを発見した場合は、市に連絡します。 • 家庭から出るごみの不適切な焼却（野外焼却）は行いません。 • 近隣住民や、廃棄物に含まれる有害化学物質などに配慮して、適正に排出します。 • 市内一斉「ごみゼロ運動（河川清掃）」などに積極的に参加します。
事業者	**適切な排出のための行動** • 自主的にばい煙、排水などの測定を行い、適正に管理します。 • ポイ捨てや不法投棄問題についての研修を行います。 • 事業所から出るごみの野焼きは行いません。 • 不法投棄などを発見した場合は、市に連絡します。 • 法令に則り適正な処理を行い、公害発生を未然に防止します。 • 公害事故発生時には直ちに市や周辺住民に連絡し、被害拡大防止に努めます。 • 市内一斉「ごみゼロ運動（河川清掃）」などに積極的に参加します。

市

排出物の適正処理の推進

- ポイ捨てや不法投棄を減らすための啓発を行い、不法投棄をさせない環境づくりに取り組みます。
- 不適切な処理が行われないよう、事業所への監視、指導を強化します。
- 監視カメラの設置やパトロール、防止啓発看板などの設置を通じて不法投棄の防止を図ります。
- 野外焼却（違反焼却炉含む）のパトロールと指導を行います。
- 公害に関する情報を定期的にわかりやすい形で市民や事業者に伝えます。
- 公害を未然に防止するため、事業所と市の間で公害防止協定を締結するとともに、必要に応じ見直しを行います。
- 大田切リサイクルステーションの拡充と適切な運用を通して市民の利便性の向上と、不法投棄の防止を図ります。
- 市内一斉「ごみゼロ運動（河川清掃）」を継続して行います。
- 自治組合など、地域の資源物・ごみ集積所設置への支援を行います。

大田切リサイクルステーション

不法投棄を無くすために

ごみの処理にはお金と手間がかかります。それをもったいない、面倒くさいという理由で一部のモラルのないひとたちが不法投棄をし、問題となっています。不法投棄は犯罪であり、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金という、厳しい罰則が科される場合があります。当市でも不法投棄の防止に取り組んでいますが、完全に無くすには至っていません。不法投棄を無くすためには、市民一人ひとりの力が必要です。

❖ **土地や建物の所有者・管理者は、不法投棄を誘発しないように管理しましょう。**

あまりひとの手が入っていない場所や、人目につきにくい場所では、不法投棄が起こりやすくなります。土地や建物は草刈りをしたり、修繕をしたりするなどきちんと管理することで、不法投棄をさせにくい環境を作ることができます。

❖ **地域のみんなの目で、不法投棄を監視しましょう。**

普段の通勤・通学コース、散歩コースなどで、少し視線を変えて周囲を見渡してみましょう。それぞれが実行することで広範囲にひとの目が行き届き、不法投棄防止につながるほか、いち早く不法投棄に気付くことができます。地域の行事と同時に行ったり、分担を決めて見回ったりするなど、無理なく実施できる方法を考えてみましょう。

（3）良質な水資源を守っていこう

水は命の源といわれるように、水が循環して地球の環境が維持されています。良質で豊富な水資源は、当市の誇るべき特性であり、保全対策を進めていく必要があります。そのために、まずは水資源を大切にし、節水を心がけ、汚さないよう適切に排水を処理しなくてはなりません。清らかな水を維持していくことで、多様な生物が生息する豊かな自然環境の創出にもつながっていきます。

目標値

指　　標	現状値 平成 28 年度 （2016 年度）	目標値 2027 年度
水洗化率	89.3%	95.0%
十二天池排水口付近のＣＯＤ年平均値	8.2mg／ℓ	5.0mg／ℓ 以下

各主体の役割

市　民

適切な排水対策

- 公共下水道への接続や合併処理浄化槽を設置し、生活排水を適切に処理します。
- 水質汚濁の影響が少ない製品を優先的に使うよう心がけ、炊事・洗濯などの排水により河川の水質を悪化させないように努めます。
- 除草剤、殺菌剤、殺虫剤などの農薬や化学肥料を適正に使用し、適切な管理をします。

水資源の保全

- 水資源を大切にし、節水を心がけます。
- 用水や水路など水辺の維持管理などを主体的に行います。
- 井戸水を有効に利用します。
- 河川の清掃やイベント、河川愛護活動など、水辺に親しむ活動に積極的に参加します。

事業者

適切な排水対策

- 公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により排水処理を適正に行い、水質汚濁を防止します。
- 除草剤、殺菌剤、殺虫剤などの農薬や化学肥料を適正に使用し、適切な管理をします。

事業者	**水資源の保全** • 水資源を大切にし、節水を心がけます。 • 工場などで、水の再利用システムを導入するよう努めます。 • 井戸水を有効に利用します。 • 駐車場などの施設整備の際は、透水性舗装を取り入れるよう努めます。 • 水のある緑地帯の設置に努めます。 • 河川の清掃やイベントなどに積極的に協力します。
市	**適切な排水対策** • 浄化槽などの適正な管理・清掃に関する指導や啓発を行います。 • 水洗化していない家庭及び事業所に対し、下水道接続または浄化槽などの設置について普及啓発を行い、水洗化率を引き上げます。 **水資源の保全及び保全意識の形成** • 水資源の大切さを啓発し、節水意識を高めます。 • 公園内の池や河川・水路を利用し、水浄化システムや水生生物の学習会を開催します。 • 水環境の保全に向けた普及啓発に取り組みます。 • 一斉井戸水検査を継続すると共に、所在把握に努めます。 • 道路などの整備にあたっては、積極的に透水性舗装を取り入れます。

駒ヶ根市の清らかな水に親しみましょう

当市には、中央アルプス、南アルプスを水源とする多くの河川が天竜川に流れ込んでいます。

中でも、中央アルプスから流れる河川の水は、花こう岩でできた中央アルプスで育まれた水であり、全国各地で名水と呼ばれる水質に引けを取るものではありません。

そのため、当市では、水を活用したお酒などの飲料や、食料品の製造などの産業も発達しています。また、多くの河川には、今なお多様な生き物が生息しています。

そうした当市が誇る名水に育まれた名品を改めて楽しんでみたり、水辺の生き物に触れたりしてみてください。きっとその豊かさ、ふるさとの資源の大切さに気付いてもらえることと思います。

Ⅱ．地球温暖化防止に貢献するまち

人類が過剰に排出した二酸化炭素などの温室効果ガスにより、年々、大気と海水の温度が上昇しています。地球が温暖化することで、台風や豪雨、干ばつといった異常気象を引き起こしているといわれます。地球温暖化を防止するには、二酸化炭素排出量の少ない社会（低炭素社会）への転換が急務です。

「省エネルギーを心がけよう」では、省エネルギーを実践するために、日常生活で誰でも取り組むことのできる行動を挙げました。「再生可能（自然）エネルギーを取り入れよう」では、これまでの化石燃料に代わるクリーンなエネルギーを今後の選択の一つとして紹介します。一人ひとりが二酸化炭素の排出削減のために行動し、選択し、低炭素社会を実現します。

（1）省エネルギーを心がけよう

電気やガス、ガソリンといったエネルギーを作るには、石油や石炭、天然ガスなどの資源を大量に燃やす必要があります。これらの資源を燃やすことで、二酸化炭素などの温室効果ガスを発生させてしまいます。二酸化炭素の排出削減には、まずはエネルギーの消費を抑制することが効果的です。生活の中で使うエネルギーを無駄なく上手に使い、省エネルギーに取り組みます。

目標値

指　　標	基準値 平成 25 年度 （2013 年度）	現状値 平成 27 年度 （2015 年度）	目標値 2026 年度
温室効果ガス（二酸化炭素）年間排出量（2013 年度比 19.5％削減）	258,215t-CO_2	253,103t-CO_2	207,990t-CO_2
温室効果ガス（二酸化炭素）1 人当たり排出量	7.65t-CO_2	7.58t-CO_2	6.77t-CO_2

指　　標	現状値 平成 28 年度 （2016 年度）	目標値 2027 年度
再生可能エネルギーによる電力自給率（発電設備容量）	12.8％	20.0％

各主体の役割

市　民

省エネルギーを心がけた行動

- 家庭での省エネルギーに取り組むと共に、環境家計簿モニターなどに参加するよう努めます。
- 太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を心がけます。
- ライトダウンキャンペーンなど地球にやさしい啓発イベントに参加します。
- マイカーを利用する機会を控え、徒歩・自転車や公共交通機関を積極的に利用します。
- マイカーを利用する際には、環境にやさしい運転（エコドライブ）を心がけます。
- 冷蔵庫・エアコンなどを廃棄するときは、ルールを守ります。

省エネ型のものの選択

- 電化製品などを購入するときは、省エネ型や節水型の製品を選びます。
- マイカーの買い換えの際には、電気自動車やハイブリッド車などの次世代自動車を始めとする低燃費車を積極的に選びます。
- 住宅の新築・改築時には、エネルギー消費の抑制に配慮した構造を採用するように努めます。
- 地域で生産されたものを選びます（地産地消）。
- 自然環境に配慮したＣＳＲ（企業の社会的責任）活動に取り組む企業の製品やサービスを選びます。
- 地域で管理している防犯灯をＬＥＤ電球など省エネ効果の高いものに更新します。

事業者

省エネルギーを心がけた行動

- 環境マネジメントシステムなどを積極的に導入するとともに、照明やOA機器などの節電を励行し、事業所内での省エネルギーに取り組みます。
- 太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を心がけます。
- ライトダウンキャンペーンなど地球にやさしい啓発イベントに参加します。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、冷暖房機器を適正な温度で使用します。
- ＥＳＣＯ事業を積極的に導入し、施設の省エネルギー化に務めます。
- 車の利用を控え、自転車や公共交通機関を積極的に利用します。
- 時差出勤により交通渋滞を避けます。

事業者

- マイカー通勤を自粛または抑制し、徒歩・自転車や公共交通機関を利用したエコ通勤の拡大実践を進めます。
- 自動車の運転はエコドライブに努めるとともに、共同輸送などにより、製品の輸送の効率化を図ります。
- 空調機器などのフロンガスなどを使用した製品の廃棄は、ルールに従い適正に行います。

市

省エネ型のものの選択

- 製造設備や空調設備を導入・更新する際は、省エネ型の製品を選びます。
- 事業用自動車の購入や利用の際には、電気自動車やハイブリッド車などの次世代自動車を始めとする低燃費車を積極的に選びます。

省エネ化の推進

- 市役所の地球温暖化対策実行計画を推進し、公共施設での省エネルギーに取り組みます。
- 市の区域の温室効果ガス排出抑制のための総合的な計画策定（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））を検討します。
- ライトダウンキャンペーンなど地球にやさしい啓発イベントへの参加を推進します。
- 省エネルギーへの取り組みを率先して行い、市民や事業者への模範を提示します。
- 公共施設でのＥＳＣＯ事業の導入を検討し、照明器具のＬＥＤ化、空調機器の改善を図るなど、施設の省エネルギー化に努めます。
- 公用車の購入や更新の際には、電気自動車やハイブリッド車などの次世代自動車を始めとする低燃費車を積極的に導入します。
- 家庭での省エネルギー行動に向けて、環境家計簿の普及を推進します。
- 防犯灯のＬＥＤ化の推進・支援を行います。
- 家庭への省エネ家電の普及を促進します。
- アイドリングストップや急加速、急停止の抑制など、エコドライブを推進します。

省エネルギーを実践するために、くらしの中でできること

❖ 家電全般

・　電気製品を使用しないときは、こまめに電源を切り、コンセントプラグを抜きます。

❖ エアコン

・　エアコン暖房温度は 20℃、冷房温度は 28℃を目安に設定します。
・　室外機の周りにはものを置かないようにします。
・　暑いときはレースのカーテンやすだれで日差しをカット、寒いときは厚手のカーテンで冷気を遮断するなど、カーテンやブラインドを効果的に利用します。
・　エアコンと扇風機を併用して、空気を循環させると空調効果があがります。
・　フィルターの清掃は、月１～２回行うことで効率が上がり、省エネにつながります。

❖ 冷蔵庫

・　壁から離して設置します。ぴったり付けると放熱ができず、電気を多く消費してしまいます。
・　熱いものは冷ましてから保存します。庫内の温度が上がると冷やすために余分なエネルギーが消費されます。
・　季節に合わせて庫内の設定温度を調整します。

❖ 洗濯機

・　お風呂の残り湯を利用して、水を節約します。
・　１回で洗える量に合わせて洗濯します。たくさん入れるとうまく回らなくなり、その分余計なエネルギー使うことになります。

❖ 照明

・　使わない照明はこまめに消灯します。
・　取り替える時は、LED 照明など省エネ効果の高いものにすると省電力で経済的です。

ライトダウンキャンペーンに参加してみましょう

❖ ライトダウンキャンペーンとは？

地球温暖化防止のために、ライトアップ施設や家庭の電気を消して、二酸化炭素削減や地球環境のことを考えてみようという啓発キャンペーンです。環境省が 2003 年から実施しており、6 月 21 日（夏至の日）と 7 月 7 日（クールアース・デー）両日の夜 8 時から 10 時までの 2 時間を特別実施日として設定し、全国のライトアップ施設や各家庭の照明の一斉消灯を呼びかけています。

❖ ライトダウンの取組

夏の夜、地域単位で声をかけ合って一斉に消灯し、空を眺めてみましょう。二酸化炭素の排出削減につながるだけでなく、きれいな駒ヶ根の星空を観察して、大人も子どもも一緒に星について学ぶ良いきっかけになります。

エコドライブを実践してみましょう

車は、日常生活に欠かすことができません。毎日使うものだからこそ、二酸化炭素排出量を減らすための日々の小さな取組がとても重要です。地球に優しいエコドライブの方法として、エコドライブ普及推進協議会制定の「エコドライブ 10 のすすめ」を紹介します。できる項目から無理なく実践し、継続していきましょう。

「エコドライブ 10 のすすめ」

① ふんわりアクセル「ｅスタート」
② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
③ 減速時は早めにアクセルを離そう
④ エアコンの使用は適切に
⑤ ムダなアイドリングはやめよう
⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備
⑧ 不要な荷物はおろそう
⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
⑩ 自分の燃費を把握しよう

（２）再生可能（自然）エネルギーを取り入れよう

再生可能エネルギーとは、自然界に常に存在し永続的に利用できるエネルギーのことで、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（再生可能な、生物由来の有機性資源で化石エネルギーを除いたもの）などがあります。これらは、現在の主要なエネルギー源である石油、石炭、天然ガスといった化石エネルギーと異なり、枯渇の心配がありません。また、二酸化炭素をほとんど排出しないといったメリットがあります。

特に当市の位置する長野県の南部は、全国的にも日照時間が長く気候も冷涼であり、太陽光発電に有利な地域といわれており、これまでも多くの太陽光発電施設の設置が進められてきました。

再生可能エネルギーの導入をさらに進め、地球温暖化の一因となる二酸化炭素排出量の少ない低炭素社会を目指していきます。

目標値

指　　標	現状値 平成 28 年度 （2016 年度）	目標値 平成 2027 年度
太陽光発電設備規模（累計）	25.23MW	35.00MW
小水力発電施設の設置箇所数（累積）	2 か所	5 か所
家庭へのペレットストーブ設置台数（累積）	24 台	50 台

各主体の役割

	再生可能エネルギーの選択
市　民	• 太陽光発電システムや薪ストーブ、ペレットストーブなど、身近な再生可能エネルギーを使った機器を積極的に導入し、低炭素なくらしを推進します。 • 市の再生可能エネルギー普及促進のイベント・施策などに積極的に参加・協力します。 • 森林の保全活動に参加し、森林の果たす環境保全機能や活用についての理解を深めます。 • 地域産木材を使用した住宅・製品の購入に努めます。

事業者	**再生可能エネルギーの選択・導入推進** • 太陽光発電システムや薪ストーブ、ペレットストーブなど、再生可能エネルギーを使った機器を積極的に導入し、低炭素な事業活動を推進します。 • 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利用を促進する製品の開発・販売を進めます。 • 小水力発電の普及に努めます。 • 市の再生可能エネルギー普及促進のイベント・施策などに積極的に参加・協力します。 • 工場・事業所などの緑化により、二酸化炭素の吸収に協力します。 • 森林の保全活動に取り組みます。 • 地域産木材を始めとする林産物の利活用に努めます。
市	**再生可能エネルギーの導入推進** • 家庭への再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、薪ストーブ、ペレットストーブなど）の普及を支援します。 • 事業所への再生可能エネルギー導入促進のための情報提供を行います。 • 事業用太陽光発電について、景観に配慮しつつ普及を促進します。 • 小水力発電の普及を促進します。 • 公共施設において、太陽光発電、ペレットボイラーなどのバイオマス熱利用など再生可能エネルギーの積極的な導入を図ります。 • 間伐材など、地域のバイオマス資源の新たな利活用方法を検討します。 • 上伊那広域連合で建設が計画されているごみ焼却施設に廃棄物発電・熱利用システムを導入し、廃棄物エネルギーの活用を図ります。 • 太陽光や水力、風力やバイオマスなどの再生可能エネルギーに関する情報を提供し、県地球温暖化防止活動推進センターなどと連携しつつ、その普及や適正な導入に関する啓発を推進します。 • 「森林整備計画」に基づいて、間伐などを適切に行うなど、計画的に森林の保全・整備・活用を進めます。 • 松くい虫などの森林病害虫や野生鳥獣による森林などの被害の防止対策を行います。 • 景観保存樹林、景観保存樹木の保全に努めます。地域住民や関係団体との協働による公園や街路樹などの適切な維持管理を推進します。

再生可能エネルギーを知りましょう

再生可能エネルギーは、利用しても再生可能であり、枯渇の心配がない、二酸化炭素を排出しないなど、石油などに代わるクリーンなエネルギーとして、政府も導入・普及を促進しています。ただし、メリットばかりではありません。現在抱えている課題を正しく理解して、化石エネルギーとうまく併用することで、無理なく再生可能エネルギーを取り入れ、二酸化炭素の排出量を削減していきましょう。

❖ 再生可能エネルギーの種類

① 太陽光
② 風力
③ 水力
④ 地熱
⑤ 太陽熱
⑥ 大気中の熱、その他の自然界に存在する熱
⑦ バイオマス

❖ メリット

- 枯渇の心配がない
- 二酸化炭素を排出しない

❖ 課題

- エネルギー密度が低いため、大きな設備が必要
- 天候など自然状況に左右され不安定
- 発電コストが高い

市役所本庁舎屋根に設置された太陽光パネル

薪ストーブに使う薪は、地元の材を使おう！

❖ 輸送コストを削減

薪を燃やすことで二酸化炭素が排出されますが、この際に出る温室効果ガスは、木が生長するうえで大気中に存在する二酸化炭素を吸収したものであり、地球上の温室効果ガスの総量は変わりません。これをカーボンニュートラルといいます。そのため、薪は地球に優しいクリーンエネルギーとされています。

現在では、薪は通信販売などで手軽に購入できるようになりました。しかしながら、こうした薪の調達は便利で場合によっては安価な反面、輸送によって結果的に余計な二酸化炭素の排出につながってしまうのです。薪を購入する際は、できるだけ輸送距離の短い地域の里山などから生産されたものを調達することが重要です。

❖ 森林の管理を促し豊かな森林環境へ

薪の原料となるのは、主として森林を手入れした際にできる間伐材です。ひとが一度手を入れた森林は、継続して手入れをする必要があります。手入れされなくなった森林は、暗くなり、林床の植生が乏しくなり、生物が寄り付かない環境になってしまいます。また土壌が流出しやすくなり土砂災害の危険があります。しかし、手入れには費用がかかり、十分に行われていないのが現状です。地元の材を積極的に購入することで、森林の管理費用を賄うことができ、手入れの行き届いた明るく元気な森林の維持につながっていきます。

ばとなに設置されたペレットストーブ

Ⅲ．ひとと自然のつながりを大切にするまち

ひとと自然のつながりを大切にするまち、とはつまり、当市に暮らすすべてのひとが、豊かな自然に関心を持ち、あるべき自然の姿を考え、そして自然との何らかのつながりを得ることです。

当市では豊かな自然を有する一方で、そこに暮らすひとにとっては“あって当たり前”であったり、自然とのかかわりがほとんどなくなったりしていることが多いようです。

そこで、「豊かな生態系を守っていこう」では、優れた自然環境の保全や、外来生物問題など改善すべき事項への対処、また、当市の将来を担う若い世代を中心に、市民の多くの皆さんに向けた環境全般にわたる教育に関する取組を、「良好な景観を守っていこう」では、麓から中央・南の両アルプスを望むことができる駒ヶ根市ならではの景観維持の必要性を、「安心安全なくらしを維持していこう」では、公害の未然防止など、生活環境の維持・改善、鳥獣被害対策、空き家対策を挙げました。

当市に暮らすすべてのひとの自然への関心を喚起するとともに、より踏み込んでひとと自然のつながりを構築するための取組を展開します。

（１）豊かな生態系を守っていこう

地球上には多様な生物が存在し、直接的、間接的につながり合いながら生きています。この生きもののつながりを生物多様性といいます。現在、日本の生物多様性は危機にさらされています。当市においても、外来生物などにより、在来の生物が駆逐され、本来の生態系が脅かされつつあります。当市の豊かな生態系を守っていくために、まずは地域の自然を知り、ふれあうことから始めていきましょう。

目標値

指　　標	現状値 平成 28 年度 （2016 年度）	目標値 2027 年度
外来生物の駆除活動件数（累積）	182 件	400 件
えがおポイント（エコ事業）数（年間）	15 事業	25 事業
子どもたちが行う環境活動数（累積）	279 件	600 件
親子で親しむ環境教室の開催（累積）	26 回	50 回

各主体の役割

市　民

外来生物対策

- アレチウリ、オオキンケイギクなどの特定外来生物や、外来生物についての正しい知識を身につけます。
- 特定外来生物などの駆除活動に協力します。
- 外来生物は外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）を守りながら正しく飼育・栽培し、むやみに遺棄・放流はしません。

自然とのふれあい

- ハッチョウトンボなどの希少な生物を始め、身近な生物の生息場所は、地域の貴重な財産として大切にします。
- 野生生物や身近な自然環境にふれあう機会を持ち、自然環境や生態系への理解と関心を深めます。
- 地域での自然保護活動に、地域の子供たちを交えて積極的に参加します。
- 自然観察会などに親子でも積極的に参加し、自然と親しむ機会を増やします。

自然に配慮した行動

- 地産地消、旬産旬消に努めます。

事業者

外来生物対策

- アレチウリ、オオキンケイギクなどの特定外来生物や、外来生物についての正しい知識を身に付けます。
- 特定外来植物などの駆除活動に協力します。
- 地域の生態系を乱さないように外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）を守りながら、地域と連携して駆除活動を実施します。

自然とのふれあい

- 豊かな自然を守るため、環境保全活動を積極的に行い、自然保護活動に積極的に参加します。
- 地域に生息・生育する希少動植物や減少傾向にある動植物についての理解を深めるとともに、保全活動に協力します。
- 野生生物の生息環境の保全や保護活動などに、積極的に参加・支援します。

事業者	**自然に配慮した行動** • 大規模事業を実施する際は、自然環境への影響について十分に調査を行い、影響が最小限に留まるよう努めます。 • 希少動植物の生息・生育環境を悪化させる行為はしません。 • 事業活動には、自然環境に配慮した最新の技術などを積極的に取り入れます。
市	**外来生物対策** • アレチウリの駆除など、外来生物などに対する適切な対応について情報を市民に周知します。その際、若い世代にも分かりやすい情報の伝え方に留意します。 • 生態系に悪影響を与えるアレチウリ等の特定外来生物駆除対策の実施、駆除活動に対する支援を行います。 • ハッチョウトンボなどの希少生物の生息・育成環境の保護活動の支援を行います。 • 有害鳥獣の駆除対策を実施します。 **自然とのふれあい** • 自然観察会など、自然とふれあう活動を支援します。 • 生物の保全、生物多様性の確保についての市民の理解・協力に向けた広報・啓発を実施します。 • 市内の貴重な動植物や生態系の保護に関する情報提供を実施します。 • 身近な里山の遊歩道・登山道など、親しみやすい環境の整備に努めます。 • 若い世代に関心を持ってもらえるような広報・啓発に留意します。 **自然に配慮した行動** • 学校・保育園給食に積極的に地元産を取り入れます。 • 環境に配慮した駒ヶ根ブランド農産物を広めるよう努めます。

外来種被害予防三原則とは？

① 入れない ・・・・・ 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。

② 捨てない ・・・・・ 飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させないことを含む）。

③ 拡げない ・・・・・ 既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさないことを含む）。

外来生物について正しく知りましょう

❖ 外来生物って何？

外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって、他地域から入ってきた生物のことをいいます。外来生物すべてが悪影響を及ぼすわけではありませんが、種によってはもともとそこにいた生物の生息環境を奪い、本来の生態系を乱してしまいます。

❖ 外来生物の動向に注意！

外来生物の中で、アライグマは、特定外来生物に指定されており、ひとたび侵入すると農作物被害や生活環境被害（屋根裏に住み着いて糞尿被害を引き起こすなど）が起こる懸念があります。当市では侵入は確認されていないものの、県内の市町村では侵入が確認され、分布拡大が懸念されています。外来生物の動向に気を配り、発見した場合は速やかに市へ連絡してください。

❖ 外来生物を利用した自然観察会で楽しく学ぶ

外来生物の駆除は重要ですが、駆除だけを目的にした作業は重労働で、えてして継続が難しいものです。外来生物対策は、一度で終わるものではなく、継続的な取組を実現してこそ、効果が現われるものです。では、どうやれば継続的な取組になっていくのでしょうか。

そのヒントは、楽しみながら取り組むことです。

例えば、特定外来生物であるオオキンケイギクは、当市にもすでに侵入・定着しており、夏ごろに道端でたくさんの黄色い花を咲かせる姿を見かけた方も多いでしょう。このオオキンケイギクは、花や茎などを使って草木染をしてみると、とても素晴らしい黄色い染物が作れます。単なる除去作業だけでなく、草木染をやってみれば、駆除と、自然を資源として活用する一石二鳥の取組になります。

≪ 注意！ 特定外来生物を野外で採取して楽しむために守るべきこと ≫

種子や根などを生きたまま他の場所に移動することは、外来生物法で禁止されています。特定外来生物は、その繁殖力の強さから法律的に拡散されることが制限されています。オオキンケイギクを持ち帰って草木染をする場合は、必ず花のみを切り取り、残った種子や根などは、袋に密閉して焼却処分しましょう。

オオキンケイギクは初夏に種子をつけますが、種子が実る時期の駆除や採取の作業時は、作業によって逆に種子を散布してしまう恐れあります。種子が実る前に駆除や採取を行いましょう。

地域の自然資源に親しもう

❖　自然資源を活用する知恵を実践してみよう

一言で地域の自然に親しむ、といっても、例えば生き物が嫌いなひとにとっては、自然観察なども参加しづらい側面もあるでしょう。

自然への親しみ方は、実はとても多様です。そして、我々の先輩たちは、自然に親しむことを生活の中で必然的に実践してきました。私たちがその知恵を知り、将来に受け継ぐことは、実は今の便利なくらしをもうちょっと心豊かなくらしに変える、あるいは安全安心なくらしにつながるヒントになるかもしれません。

例えば、薪や炭をくらしに取り入れる勉強会やワークショップ開催はどうでしょうか。

昔は、里山の木材が生活の必需品でした。料理もお風呂も、すべては身近な里山から入手した木材を薪に加工したり、炭にしたりして、火を起こすことから始まっていたのです。

現代の私たちのくらしは、電気・ガスの普及によって、とても便利になっています。しかし、一たび震災が起これば、これらのライフラインにも深刻な影響が出ます。

そうした時にも、薪や炭といった昔ながらの知恵・技術は、バックアップライフラインとして機能します。また、日々のくらしの中で、より素材をおいしくいただく上で炭などを使うと効果的なことは、皆さんもバーベキューなどをすると実感すると思います。

くらしの中に薪や炭を取り入れる知恵を学んだり、こうしたものがどうやって作られているのかを知ったりするためのイベントを開催してみると良いでしょう。

大田切川河川敷に繁茂する特定外来植物の
オオキンケイギク

（２）良好な景観を守っていこう

「アルプスがふたつ映えるまち」である当市は、東に南アルプス、西に中央アルプスの 3,000ｍ級の山々を街なかから望むことができます。また、市街地のすぐそばに広がる田園風景や天竜川を始めとする清流、豊かな緑など、駒ヶ根独自の景観は、私たちの貴重な財産です。しかし、屋外広告物や電線などにより、その景観が阻害されてしまっている場所もあります。当市の美しい景観を後世に残していくために、すばらしい財産であることを認識し、景観に配慮した行動を心がけていきましょう。

目標値

指　　標	現状値 平成 28 年度 （2016 年度）	目標値 2023 年度
条例適合基準を超える 自己敷地内建植看板の件	29 件	0 件

各主体の役割

市　民	**良好な景観の維持** • 山岳景観の価値を認識します。 • 市の景観計画に沿ったまちづくりに積極的に協力します。 • 景観形成（育成）住民協定の活動に協力します。 • 地域の街路樹や公園緑地の管理にあたり、地域での管理に参加します。 • ビューポイントの価値を高め、環境整備に協力します。
事業者	**良好な景観の維持** • 山岳景観の価値を認識します。 • 市の景観計画に沿ったまちづくりに積極的に協力します。 • 景観形成（育成）住民協定の活動に協力します。 • 屋外広告物などに関する条例を遵守します。 • 地域の街路樹や公園緑地の管理にあたり、地域での管理に参加します。 • 事業所の周囲を花木で修景・整備するよう努めます。 • 自然と調和した商店街づくりを行うよう努めます。 • ビューポイントの価値を高め、環境整備に協力します。
市	**良好な景観の維持** • 景観計画に基づいた取組を実施します。 • 景観形成（育成）住民協定の活動を支援します。

市	• 屋外広告物などに関する条例を周知するとともに、条例に沿わない広告物の改修、撤去を促進、支援します。 • 景観保存樹林・景観保存樹木の保全に努めます。 • 景観講演会など、住民の景観に対する意識高揚のための機会を設けます。 • 街路樹や公園緑地の計画に際して、地元住民の意見を聞く機会を設けます。 • ビューポイントの周知に協力するとともに、市民・事業者の環境整備活動に協力します。

美しい景観は駒ヶ根市の宝！

❖ 希少な山岳景観

中央アルプスは、北アルプスや南アルプスと異なり、高地と平地を隔てる前山を持たないという特徴があります。この特徴のおかげで、伊那盆地からは 3,000m級の山並みを直接望むことができます。特に、駒ヶ根市域から見上げると、ちょうど中央アルプスの中心部にあたり、氷河地形として有名な千畳敷のカール地形を一望することができます。このように氷河地形が市街地から見られるのは、実は日本で唯一、駒ヶ根市だけなのです。

❖ のどかな里の景観

中央アルプス、南アルプスを望見できる市街地のすぐそばには、美しい田園が広がっています。これらの田園は地域の人々によりきちんと手入れされており、山岳景観とあいまってのどかな里の風景を作り出しています。

《景観を守ることと、地域振興を図ることのつながりを知ろう》

当たり前のものとしてある景観の価値を、今一度見つめ直してみませんか。当市のすばらしい景観を形作る景観のうち、特にのどかな里の景観は、決して放置しておいて守られるものではありません。そこに住む市民や事業者の皆さんが、農林業などを営み、草刈や水路の維持管理をして初めて守られるものです。

人口が減少していく今、当市においても地域の活力維持は喫緊の課題です。草刈りや水路の維持管理の担い手もどんどん減少していっています。

今、私たちができることは、こうした担い手として一人ひとりが他人事ではなく、自分のこととして考え、行動することです。さらに例えば、草刈と植物観察をセットにしてみる、水路の維持管理と生き物観察をセットにしてみる、といった工夫で、より多くの参加者を得ることも考えられます。

景観を守ることと地域振興を図ることは、つながっています。大切なことは、皆で知恵を出し合って、協力して取り組むことです。

（３）安全安心なくらしを維持していこう

大気汚染、土壌汚染、騒音・振動、悪臭発生をはじめとして、生活環境の維持・改善に直接的な弊害をもたらす課題、加えて、放射性廃棄物を含む廃棄物処理等、住民合意が十分に図られておらず不安を引き起こす課題は、今を生きる私たちには安全安心なくらしに直結することでもあり、そして将来の世代に豊かな環境を受け継ぐ上での課題にもなります。そのため、市民・事業者・市それぞれが、公害の発生を未然に防ぐ意識を持ち対処することが求められます。

また、近年市内には、管理が行われていない空き地や空き家が見られるようになっています。このような空き地や空き家は、衛生面、防犯面、災害などの面からも近隣住民の生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。このような現状に対して、生活環境や景観の保全のために、所有者への管理の依頼や市への情報提供を促すなど、問題の解決に向けた取組を行う必要があります。

さらに、生活環境などを脅かす課題として、野生鳥獣による被害が挙げられます。鳥獣被害の増加は、実はひとによる自然への関わり方の変化がもたらしていることでもあります。正しい知識を身に付け、安全安心にくらせるまちを目指しましょう。

目標値

指　　標	現状値 平成 28 年度 （2016 年度）	目標値 2027 年度
森林整備面積（年間）	90.0ha	100.0ha
倒壊の危険がある空き家の件数	5 件	0 件

指　　標	現状値 平成 27 年度 （2015 年度）	目標値 2019 年度
鳥獣被害額（年間）	917.4 万円	642.2 万円

各主体の役割

市　民

生活環境の維持・改善

- 騒音・振動や悪臭などを発生させないよう、近隣住民に配慮するとともに、灯油漏れなどの事故防止に努めます。
- 環境レポートの作成に参画します。
- 市の環境情報に関心を持ち、情報サービスを利用します。
- 自らの環境活動について、情報提供をします。
- 市民環境情報広場（ぱとな）を積極的に活用します。
- 環境に関する講座や環境施設見学に積極的に参加し、環境に対する知識を深めます。

鳥獣被害対策

- 鳥獣被害が発生するメカニズムを知り、理解します。
- 鳥獣被害を防ぐための正しい対策を実践します。

空き家対策

- 空き家の管理を適正に行います。
- 空き家に関する情報を行政に提供し、利活用に協力します。

事業者

生活環境の維持・改善

- 騒音・振動や悪臭などを発生させないよう、近隣住民に配慮します。
- 法令に則り適正な処理、手続きを行い、公害の発生や住民の迷惑になる行為を未然に防止します。
- 公害事故発生時には直ちに市や周辺住民に連絡し、被害拡大防止に努めます。
- 市の環境情報に関心を持ち、情報サービスを利用します。
- 市の環境に対する取組への理解を深め、協力します。
- 事業者自らの環境活動を積極的に情報発信します。
- 従業員の環境学習に努めます。

鳥獣被害対策

- 鳥獣被害が発生するメカニズムを知り、理解します。
- 鳥獣被害を防ぐための正しい対策を実践します。

空き家対策

- 空き事業所の管理を適正に行います。
- 空き事業所に関する情報を行政に提供し、利活用に協力します。

事業者	• 空き家になりそうな住宅について、市と情報共有し、連携して有効活用を図ります。
市	**生活環境の維持・改善** • 市民・事業者への意識啓発を行います。 • 騒音や悪臭、ばい煙に加え、住民合意が十分に図られていない放射性廃棄物を含む廃棄物処理等に関する行為など、環境悪化に関する行為に対し指導・規制を徹底します。 • 公害に関する情報を定期的にわかりやすい形で市民や事業者に伝えます。 • 駒ヶ根市の環境について、毎年市民とともに環境白書を作成し、公表します。 • 環境市民会議と協力して、環境情報を市民に発信します。 • 市民環境情報広場（ぱとな）の運営に参加、協力します。 • 環境について学ぶ講座や施設見学会を実施し、市民の環境に対する意識を高めます。 **鳥獣被害対策** • 市民・事業者を対象に、正しい鳥獣被害対策の普及啓発を行います。 • 鳥獣被害対策に必要な情報収集に努めるとともに、必要な支援を行います。 **空き家対策** • 市民に対し、空き家の管理を適正に行うよう促します。 • 空き家バンクの活用を促すなど、空き家の有効活用を促進する対策を行います。

鳥獣被害はなぜ起こる？

近年、シカやサル、イノシシなどの野生鳥獣による被害が増加しています。その主な理由は、野生鳥獣が増えたことという見解を多く耳にします。それは、かつてひとが木材資源を伐採して里山を管理していた時代と異なり、里山を放置するようになって、野生鳥獣の棲み家が増えたことによっていることが大きく関わっているようです。

これに加え、実は私たちのくらしのすぐそばでも、鳥獣被害が増える原因があるのです。もちろん、増えすぎた野生鳥獣を捕獲して適正な個体数に管理することも大切です。しかしながら、そうした原因を理解し、取り除くこと、そして侵入防止対策などを適切に施すこともまた、鳥獣被害軽減には大切なことです。

❖ 耕作放棄地の増加

高齢化・過疎化が進むことで耕作地の放棄が進むと、下草が繁茂し野生鳥獣の格好の隠れ場を提供することになります。また、果樹などは放棄後もしばらく果実をつけるため、餌場を与えることになります。そのため、野生鳥獣の分布拡大につながり、人里近くに出没し、被害が増加してしまいます。

耕作放棄地を皆で協力して増やさないことは、とても難しいことですが、住民自らが知恵を出し合って考えることが大切です。

❖ 放置残さによる餌付け行為

人間が不要になったくず野菜や果実をそのまま放置しておくことは、野生鳥獣の誘引につながります。野生鳥獣は楽に餌が手に入ることや、農作物の味を覚えるため、繰り返し人里に現れ、被害を発生させることになります。知らず知らずのうちに餌付け行為を行ってしまっているのです。食物残さを放置せず、適切に処理することが必要です。

5 推進体制と進行管理

（1）推進体制

駒ヶ根市第３次計画を推進していくためには、市民・事業者・市による推進体制を確立し、様々な環境活動を各主体が役割分担しながら、協働して進めていく必要があります。

そのため、庁内組織である「駒ヶ根市自然にやさしいまちづくり庁内推進委員会・同専門部会」により、全庁的な推進体制を図り、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

また、市民・事業者・市などの各主体が参加する組織である「駒ヶ根市環境市民会議」が協働して推進します。

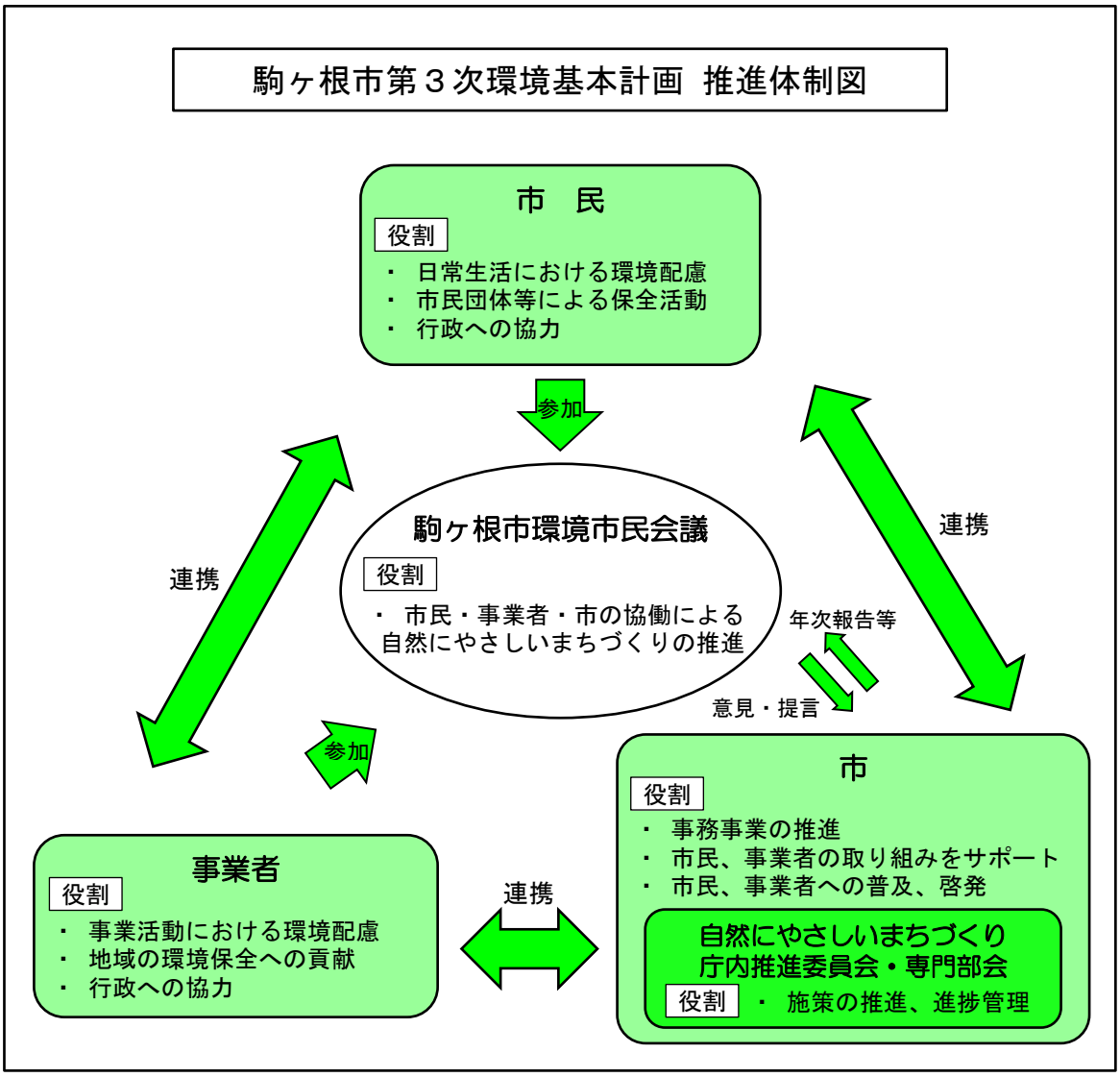

（２）進行管理

駒ヶ根市第３次計画が目指す環境像を実現するための施策の実効性を確保していくためには、各施策の進行管理が重要になります。この進行管理は、「駒ヶ根市環境市民会議」が調整役となって、毎年、環境基本計画年次報告書（環境白書）としてとりまとめ、市長に報告します。

① 施策の実施状況の把握

本計画に位置付けている施策の実施状況については、数値目標の達成状況だけでなく、具体的な活動の内容などを把握し、計画の適切な進行管理を行います。

② 施策の実施状況の公表

市長は、第３次環境基本計画年次報告書（環境白書）を広く市民に公表します。公表は、市のホームページを中心に行います。

③ 施策の見直し

市民・事業者などから寄せられる意見などは、次年度以降の施策の取組に反映させ、また、必要に応じて施策ごとの個別計画を策定し、市民、事業者、市が一体となって協働して活動を行います。

資　料　編

目　次

資料Ⅰ　駒ヶ根市の環境 …… 60
　1　駒ヶ根市の概要 …… 60
　2　駒ヶ根市の環境 …… 64

資料Ⅱ　市民満足度調査結果（環境関連抜粋） …… 85

資料Ⅲ　「駒ヶ根市第３次環境基本計画」策定までの経過 …… 91
　1　策定までの経過 …… 91
　2　駒ヶ根市環境市民会議設置要綱 …… 92
　3　駒ヶ根市環境市民会議の構成 …… 93
　4　駒ヶ根市自然にやさしいまちづくり庁内推進委員会設置要綱 …… 94
　5　駒ヶ根市自然にやさしいまちづくり庁内推進委員会の構成 …… 95
　6　駒ヶ根市環境審議会 …… 96
　7　駒ヶ根市環境審議会　諮問・答申 …… 97

資料Ⅳ　市民憲章・条例 …… 99
　1　駒ヶ根市民憲章 …… 99
　2　駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例 …… 100
　3　駒ヶ根市環境保全条例 …… 102

資料Ⅴ　数値目標及び目標値設定の根拠等 …… 108

資料Ⅵ　第２次環境基本計画から引き続いて進捗状況・数値を確認していく目標値一覧 …… 110

資料Ⅰ　駒ヶ根市の環境

1　駒ヶ根市の概要

(1) 土地・気象

① 位置と面積

面　積	総面積	165.86k㎡
	赤　穂	79.74k㎡
	中　沢	68.91k㎡
	東伊那	17.21k㎡
距　離	東　西	23.6km
	南　北	12.8km
	周　囲	75.8km

市役所本庁位置	東　経	137° 56’ 13” 602
	北　緯	35° 43’ 30” 932
	標　高	海抜676m

② 土地利用

地目別土地面積の推移

（単位：k㎡）

年　度	総面積	課税対象地							非課税地
		計	田	畑	住宅	山林	原野	その他	
昭和45.1.1	163.53	61.28	18.62	8.00	2.66	19.67	12.13	0.20	102.25
50.1.1	163.53	56.06	18.24	6.98	3.59	16.18	10.83	0.24	107.47
55.1.1	163.53	55.97	18.08	6.41	4.08	16.05	10.74	0.61	107.56
60.1.1	163.53	56.89	18.06	5.92	4.88	18.10	9.02	0.91	106.64
平成 2.1.1	165.92	56.75	18.01	5.51	5.43	17.74	8.70	1.36	109.17
7.1.1	165.92	56.42	17.62	4.81	6.31	17.42	8.64	1.62	109.50
12.1.1	165.92	56.26	17.08	4.25	7.14	17.58	8.67	1.54	109.66
17.1.1	165.92	55.65	16.53	3.95	7.55	17.09	8.67	1.86	110.27
22.1.1	165.92	55.13	16.07	3.91	7.97	16.62	8.73	1.83	110.79
23.1.1	165.92	55.15	16.04	3.91	8.01	16.62	8.73	1.84	110.77
24.1.1	165.92	55.07	16.01	3.91	8.03	16.58	8.70	1.84	110.85
25.1.1	165.92	55.08	15.97	3.90	8.08	16.59	8.69	1.85	110.84
26.1.1	165.92	55.00	15.96	3.88	8.12	16.54	8.65	1.85	110.92
27.1.1	165.86	55.00	15.93	3.87	8.14	16.53	8.65	1.88	110.86
28.1.1	165.86	55.00	15.88	3.82	8.15	16.63	8.60	1.92	110.86
29.1.1	165.86	54.88	15.83	3.79	8.19	16.61	8.51	1.95	110.98

資料：駒ヶ根市税務課（概要調書）

（注）　市の総面積：平成26年10月1日変更
　　宮田村との境界一部未定

③ 気象

気象概況

年　次	気　温（℃）			降水量	天　気（日）				
	平均	最高	最低	（mm）	快晴	晴	雲	雨	雪
平成18	10.8	36.2	−11.3	1,203.0	84	107	125	45	4
19	11.1	36.9	−8.0	1,362.5	110	100	115	37	3
20	11.7	34.4	−11.2	1,092.5	89	128	110	37	2
21	11.9	31.9	−10.4	1,300.0	120	88	105	47	5
22	12.2	33.7	−9.0	1,561.5	110	101	102	47	5
23	11.7	33.6	−10.4	503.0	116	106	101	37	5
24	11.5	33.9	−13.8	1,150.5	103	121	97	39	6
25	11.5	33.4	−9.4	1,002.0	115	104	100	37	9
26	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	15.1	34.8	−5.8	1,106.0	—	—	—	—	—
28	11.9	33.5	−13.9	1,427.0	—	—	—	—	—

資料：伊南行政組合消防本部（平成27年から上伊那広域消防本部）（消防年報）

（注）　平成26年についてはデータなし
　　平成27年は4月～12月の数値

月別気象概要（平成28年）

月	気温（℃）			平均湿度（%）	月計降雨量（mm）	平均風速（m）	日照時間（時間）
	最高	最低	平均				
1	12.9	-12.9	-0.5	76.4	67.0	2.1	174.1
2	15.5	-9.5	1.0	74.4	122.0	2.7	166.4
3	19.9	-6.6	4.9	72.0	51.0	2.6	210.1
4	24.4	-1.5	11.5	72.5	204.5	2.8	193.5
5	28.7	5.5	16.4	71.9	175.0	2.9	169.2
6	28.8	5.7	18.4	82.7	148.0	2.2	95.9
7	33.0	15.7	22.6	84.9	86.0	2.0	134.8
8	33.0	14.4	23.6	82.7	76.0	1.9	218.5
9	30.6	12.4	20.4	89.4	312.5	1.7	125.5
10	27.3	3.1	14.4	88.2	113.0	2.1	161.0
11	18.2	-7.0	6.2	86.5	108.5	1.9	162.0
12	14.6	-6.8	2.6	79.4	155.5	1.9	179.0

資料：エコーシティー駒ヶ岳・気象情報システム

⑵ 人口

① 人口・世帯

人口と世帯数の推移

各年10月１日現在

年次	世帯数	人口			1世帯当たり人口	人口密度（人／k㎡）
		総数	男	女		
平成19年	12,497	34,662	16,960	17,702	2.8	208.9
20	12,574	34,662	17,001	17,661	2.8	208.9
21	12,375	34,192	16,803	17,389	2.8	206.1
22	12,161	33,693	16,445	17,248	2.8	203.1
23	12,168	33,595	16,417	17,178	2.8	202.5
24	12,063	33,134	16,164	16,970	2.7	199.7
25	12,126	32,832	16,040	16,792	2.7	197.9
26	12,261	32,638	15,970	16,668	2.7	196.7
27	12,437	32,759	16,006	16,753	2.6	197.5
28	12,579	32,615	15,945	16,670	2.6	196.6

資料：駒ヶ根市企画振興課

（注） 平成12、17、22、27年は国勢調査のデータ
人口密度は昭和63年10月１日から165.92ｋ㎡で算出同じく平成27年10月１日から165.86ｋ㎡で算出

② 産業別人口

産業大分類別就業者数の推移

各年10月１日現在（単位：人・%）

年次		昭和40年		昭和50年		昭和60年		平成7年		平成17年		平成22年		平成27年	
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総数		15,681	100.0	16,415	100.0	17,611	100.0	18,963	100.0	18,282	100.0	17,186	100.0	17,119	93.6
第１次産業		6,194	39.5	3,112	19.0	1,919	10.9	1,711	9.0	1,612	8.8	1,279	7.4	1,309	7.2
	農業	6,091	38.8	3,022	18.4	1,862	10.6	1,682	8.9	1,593	8.7	1,235	7.2	1,264	6.9
	林業	100	0.6	87	0.5	51	0.3	26	0.1	13	0.1	43	0.3	45	0.2
	漁業	3	0.0	3	0.0	6	0.0	3	0.0	6	0.0	1	0.0	0	0.0
第２次産業		4,740	30.2	7,060	43.0	8,526	48.4	8,689	45.8	7,382	40.4	6,623	38.5	6,619	36.2
	鉱業	12	0.1	15	0.1	28	0.2	2	0.0	2	0.0	3	0.0	3	0.0
	建設業	987	6.3	1,695	10.3	1,763	10.0	2,037	10.7	1,622	8.9	1,334	7.8	1,328	7.3
	製造業	3,741	23.9	5,350	32.6	6,735	38.2	6,650	35.1	5,758	31.5	5,286	30.8	5,288	28.9
第３次産業		4,744	30.3	6,236	38.0	7,162	40.7	8,560	45.1	9,257	50.6	9,001	52.4	9,064	49.6
	卸・小売業・飲食店	2,049	13.1	2,770	16.9	2,919	16.6	3,336	17.6	3,436	18.8	2,265	13.2	2,128	11.6
	金融・保険業	152	1.0	197	1.2	280	1.6	322	1.7	264	1.4	248	1.4	213	1.2
	不動産業			16	0.1	40	0.2	43	0.2	69	0.4	95	0.6	108	0.6
	運輸・通信業	511	3.3	587	3.6	635	3.6	628	3.3	589	3.2	685	4.0	622	3.4
	電気・ガス・水道業	69	0.4	59	0.4	45	0.3	63	0.3	51	0.3	48	0.3	46	0.3
	サービス業	1,675	10.7	2,319	14.1	2,949	16.7	3,793	20.0	4,462	24.4	5,246	30.5	5,507	30.1
	公務	288	1.8	288	1.8	294	1.7	375	2.0	386	2.1	414	2.4	440	2.4
分類不能の産業		3	0.0	7	0.0	4	0.0	3	0.0	31	0.2	283	1.6	127	0.7

資料：駒ヶ根市企画振興課（国勢調査）

(3) 産業

① 産業大分類別事業所数及び従業者数

産業大分類別事業所数及び従業者数の推移

（単位：人・事業所）

産業分類	平成18年 総数		平成18年 民営		平成21年 総数		平成21年 民営		平成26年 総数		平成26年 民営	
	事業所数	従業者数	事業所	従業者	事業所数	従業者数	事業所	従業者	事業所数	従業者数	事業所	従業者
総数	1,991	17,718	1,881	15,990	2,036	18,291	1,967	16,763	1,887	18,669	1,813	16,885
第１次産業	24	386	22	382	22	383	20	380	25	496	23	488
農林水産業	24	386	22	382	22	383	20	380	25	496	23	488
第２次産業	438	6,258	438	6,258	454	6,313	454	6,313	386	6,158	386	6,158
鉱業	1	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	219	1,541	219	1,541	230	1,446	230	1,446	193	1,262	193	1,262
製造業	218	4,713	218	4,713	224	4,867	224	4,867	193	4,896	193	4,896
第３次産業	1,529	11,074	1,421	9,350	1,560	11,595	1,493	10,070	1,476	12,015	1,404	10,239
電気･ガス･水道･熱供給	7	53	3	41	5	53	2	28	5	47	2	28
運輸通信業	46	662	46	662	53	655	53	655	42	516	42	516
卸売・小売・飲食店	743	4,392	737	4,367	472	3,207	472	3,207	431	3,221	430	3,221
金融・保険業	33	252	33	252	35	271	35	271	29	279	29	279
不動産業･物品賃貸業	142	221	142	221	146	319	146	319	129	232	129	232
学術研究、専門、技術	－	－	－	－	75	378	72	317	70	299	67	234
医療・福祉	124	1,991	86	1,198	123	1,953	103	1,346	147	2,724	128	1,995
教育・学習支援	86	714	63	235	90	768	73	288	83	853	66	384
サービス業	348	2,789	311	2,374	561	3,991	537	3,639	540	3,844	511	3,350

資料：駒ヶ根市企画振興課（経済センサス基礎・活動調査）

（注） サービス業に公務を含む。
平成21・26年はサービス業に飲食を含む。

② 農業

農家数の推移

（単位：戸・%）

年次	総世帯数	総農家数	農家率	専・兼業別農家数			自給的農家数	地区別農家数		
				専業	第１種	第２種		赤穂	中沢	東伊那
昭和40年	6,497	2,934	45.2	366	1,372	1,196	－	－	－	－
45	6,835	2,868	42.0	217	1,235	1,416	－	1,738	728	402
50	7,562	2,751	36.4	145	638	1,968	－	1,671	690	390
55	7,976	2,681	33.6	165	385	2,131	－	1,622	672	387
60	8,603	2,559	29.7	178	278	2,103	－	1,531	655	373
平成 2年	9,396	2,328	24.8	187	170	1,971	－	1,396	594	338
7	10,354	2,214	21.4	190	162	1,862	－	1,326	565	323
12	11,210	2,047	18.3	138	128	1,317	464	1,226	524	297
17	12,234	1,989	16.3	162	134	1,129	564	869	352	228
22	12,161	1,659	13.6	85	108	591	872	934	448	277
27	12,437	1,533	12.3	148	67	511	807	862	413	258

資料：駒ヶ根市企画振興課（農林業センサス）

③ 工業

産業中分類別の事業所数・従業員数・製造品出荷額等の推移

（単位：人・万円）

産業	平成25年 事業所数	従業者数	製造品出荷額等	平成26年 事業所数	従業者数	現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等	粗付加価値額	平成27年 事業所数	従業者数	現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等	粗付加価値額
総数	107	4,607	10,581,386	106	4,633	2,101,247	7,118,908	12,844,231	3,430,837	105	4,692	2,065,587	7,448,876	13,211,491	5,573,732
09 食料	9	187	229,356	8	197	54,419	178,636	269,302	83,470	10	314	90,989	440,522	652,504	196,867
10 飲料	2	126	x	2	124	x	x	x	x	2	135	x	x	x	x
11 繊維	1	11	x	1	9	x	x	x	x	2	11	x	x	x	x
12 木材	4	67	394,943	4	75	27,656	264,196	429,949	149,809	3	48	26,258	252,106	400,619	137,853
13 家具	3	94	322,813	3	107	47,140	217,847	362,526	145,473	4	157	61,802	256,865	337,391	75,279
14 紙・パルプ	1	14	x	1	19	x	x	x	x	1	24	x	x	x	x
15 印刷	3	42	35,599	3	41	11,667	12,076	35,023	22,512	3	44	x	x	x	x
16 化学	2	22	x	2	21	x	x	x	x	4	52	17,210	29,414	89,601	55,729
17 石油	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
18 プラスチック	7	171	466,609	7	180	96,208	245,692	472,018	235,367	10	342	181,181	435,426	927,518	474,123
19 ゴム	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20 皮革	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
21 窯業	2	37	x	3	48	20,191	31,632	82,696	x	3	43	22,029	33,215	79,584	43,236
22 鉄鋼	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
23 非鉄	2	25	－	2	25	x	x	x	x	1	16	x	x	x	x
24 金属	9	558	371,494	11	584	254,967	633,584	1,190,892	463,132	8	543	226,166	576,890	1,201,354	587,211
25 はん用機械	12	590	1,712,288	11	586	241,878	1,141,263	2,156,219	711,476	10	546	242,935	833,552	1,498,066	616,192
26 生産用機械	10	179	203,206	9	225	66,762	172,789	379,692	128,841	11	248	100,944	271,135	413,309	132,430
27 業務用機械	5	173	138,162	4	184	44,329	86,675	185,193	99,585	4	158	54,180	103,163	207,858	97,414
28 電子	8	543	843,607	8	553	276,128	515,610	860,661	315,728	4	203	83,347	213,806	462,614	236,804
29 電気	8	350	446,744	7	278	111,800	291,762	491,155	212,218	10	395	128,904	265,386	493,717	212,495
30 情報	2	504	x	2	484	x	x	x	x	2	571	x	x	x	x
31 輸送	14	755	2,130,050	15	737	283,965	1,795,462	2,516,189	602,524	10	681	290,417	1,906,580	2,789,021	827,979
32 その他	3	159	x	3	156	103,143	90,913	322,786	260,682	3	161	72,462	90,210	381,038	279,261

※上記のデータは従業者数4人以上の事業所です。

資料：駒ヶ根市企画振興課（工業統計調査）

④ 商業

商店数・従業者数・商品販売額の推移

（単位：店・人・万円）

年	分類	商 店 数	従業員数	商品販売額	１店当り 商品販売額	従業員 １人当り 商品販売額
平成 4	飲食店	124	437	297,293	2,398	680
6	総　数	550	2,899	7,207,541	13,105	2,486
	卸売業	87	614	2,761,959	31,747	4,498
	小売業	463	2,285	4,445,582	9,602	1,946
9	総　数	532	2,588	7,204,522	13,542	2,784
	卸売業	84	510	2,502,817	29,795	4,907
	小売業	448	2,078	4,701,705	10,495	2,263
11	総　数	536	2,931	6,629,163	12,368	2,262
	卸売業	80	480	2,181,464	27,268	4,545
	小売業	456	2,451	4,447,699	9,754	1,815
14	総　数	511	2,977	6,319,176	12,366	2,123
	卸売業	72	399	2,021,965	28,083	5,068
	小売業	439	2,578	4,297,211	9,789	1,667
16	総　数	501	3,108	6,270,461	12,516	2,018
	卸売業	74	469	1,881,154	25,421	4,011
	小売業	427	2,639	4,389,307	10,279	1,663
19	総　数	477	3,249	6,508,785	13,645	2,003
	卸売業	75	500	1,905,495	25,407	3,811
	小売業	402	2,749	4,603,290	11,451	1,675
24	総　数	356	2,343	4,613,400	12,959	1,969
	卸売業	55	306	1,160,400	21,098	3,792
	小売業	301	2,037	3,453,000	11,472	1,695
26	総　数	365	2,764	5,583,000	15,296	2,020
	卸売業	54	354	1,438,500	26,639	4,064
	小売業	311	2,410	4,144,500	13,326	1,720

資料：駒ヶ根市企画振興課（商業統計調査）

（注） 平成24年のデータのみ、平成24年経済センサス活動調査を使用

2　駒ヶ根市の環境

(1) 資源や住みやすい生活環境を大切にするまち

① ごみの減量化・資源化の状況

駒ヶ根市の一般廃棄物計画収集の状況

区分			単位	資源化	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
基本	人口（10／1現在）		人	―	35,304	35,298	34,829	34,673	34,558	34,080	33,773	33,585	33,381	33,222
	世帯数（10／1現在）		世帯	―	12,704	12,772	12,637	12,656	12,741	12,653	12,696	12,760	12,816	12,898
	平均世帯員数		人	―	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	ごみ処理費用		千円	―	288,058	304,760	313,980	292,187	297,039	285,404	265,750	281,386	257,149	302,026
可燃ごみ	焼却	焼却ごみ	t		3,710	3,692	3,554	3,448	3,496	3,464	3,484	3,548	3,531	3,454
		事業系	t		2,832	2,534	2,165	2,157	2,164	2,133	2,228	2,122	2,151	2,182
		焼却計	t		6,542	6,226	5,719	5,605	5,660	5,597	5,712	5,670	5,682	5,637
	資	資源物	t	資	1,420	1,259	1,232	1,168	1,071	1,006	880	845	749	660
	計		t		7,962	7,485	6,951	6,773	6,731	6,603	6,592	6,515	6,431	6,297
不燃ごみ	非資源化	ガラス	t		140	111	125	85	97	130	142	145	147	143
		金属	t		79	63	64	125	102	60	62	57	59	57
		埋立て 取灰	t		29	34	33	29	28	25	26	26	22	23
		埋立て 廃プラ(黒)	t		209	217	197	194	185	181	180	199	206	206
		粗大ごみ･不法投棄	t		15	12	9	9	6	5	10	41	22	6
	計		t		471	437	428	442	418	401	420	468	456	435
	資源化	有害ごみ 乾電池	t	資	10	7	6	7	7	6	6	8	7	6
		有害ごみ 蛍光管	t	資	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2
		ペットボトル	t	資	29	29	28	29	29	27	25	23	23	22
		容リプラ	t	資	463	471	466	443	439	444	452	452	457	461
		びん	t	資	113	106	100	100	101	91	130	135	140	132
		スチール缶	t	資	17	17	16	15	17	19	17	16	14	13
		アルミ	t	資	17	19	17	16	16	14	24	21	21	19
	計		t		651	651	635	612	612	603	656	657	663	656
計			t		1,122	1,088	1,063	1,054	1,030	1,004	1,076	1,125	1,119	1,091
ごみ総量			t		9,084	8,573	8,014	7,827	7,761	7,607	7,668	7,640	7,550	7,388

資料：駒ヶ根市生活環境課

（注）　不燃ごみの「びん」「アルミ」には、平成25年度から学校回収分を含む。

② ごみ減量行動計画目標達成状況

ごみ減量行動計画（第１期）目標の達成状況

区分		H16年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
人口		34,651人	34,700人	34,694人	34,687人	34,681人	34,673人
家庭系１人１日平均排出量（資源物含む）	計画	497ｇ	490ｇ	480ｇ	470ｇ	460ｇ	450ｇ
	実績	497ｇ	486ｇ	485ｇ	469ｇ	460ｇ	448ｇ
家庭系資源物化率	計画	34.6%	36.7%	38.8%	40.8%	42.9%	45.0%
	実績	34.6%	33.2%	33.1%	31.6%	31.9%	31.4%
事業系燃やせるごみ（年）	計画	2,823ｔ	2,678ｔ	2,534ｔ	2,389ｔ	2,245ｔ	2,100ｔ
	実績	2,823ｔ	2,663ｔ	2,832ｔ	2,534ｔ	2,165ｔ	2,157ｔ
（参考）家庭系の全量	計画	6,352ｔ	6,206ｔ	6,078ｔ	5,951ｔ	5,823ｔ	5,695ｔ
	実績	6,352ｔ	6,239ｔ	6,252ｔ	6,039ｔ	5,849ｔ	5,670ｔ

ごみ減量行動計画 第２期 目標の達成状況

区分		H21実績	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
人口			34,558人	34,080人	33,773人	33,585人	33,381人
家庭系１人１日平均排出量（資源物含む）	計画		450ｇ	440ｇ	430ｇ	420ｇ	410ｇ
	実績	460ｇ	444ｇ	440ｇ	441ｇ	450ｇ	443ｇ
家庭系資源物化率	計画		34.0%	36.0%	38.0%	40.0%	42.0%
	実績	31.9%	30.1%	29.4%	28.2%	27.2%	26.2%
事業系燃やせるごみ（年）	計画		2,170ｔ	2,170ｔ	2,170ｔ	2,170ｔ	2,170ｔ
	実績	2,165ｔ	2,164ｔ	2,133ｔ	2,228ｔ	2,122ｔ	2,151ｔ
（参考）家庭系の全量	計画		5,676ｔ	5,473ｔ	5,301ｔ	5,149ｔ	5,027ｔ
	実績	5,849ｔ	5,596ｔ	5,474ｔ	5,440ｔ	5,518ｔ	5,400ｔ

ごみ減量行動計画 第３期 目標の達成状況

区分		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
人口（人口推計）		33,222人	32,798人	32,511人	32,224人	31,928人
ごみ総排出量	計画	7,396ｔ	7,286ｔ	7,253ｔ	7,237ｔ	7,162ｔ
	実績	7,388ｔ	―	―	―	―
家庭系ごみ排出量	計画	5,347ｔ	5,258ｔ	5,245ｔ	5,249ｔ	5,194ｔ
	実績	5,206ｔ	―	―	―	―
家庭系１人１日あたりごみ排出量	計画	443ｇ	439ｇ	440ｇ	443ｇ	444ｇ
	実績	429ｇ	―	―	―	―
事業系ごみ排出量	計画	2,049ｔ	2,028ｔ	2,008ｔ	1,988ｔ	1,968ｔ
	実績	2,182ｔ				

③ 一般廃棄物の分別区分の状況

駒ヶ根市の一般廃棄物分別区分

区分		年度	H18	H19	H20～H25	H26～H28
資源物	容器包装リサイクル法	無色びん	○	○	○	○
		茶色びん	○	○	○	○
		その他びん	○	○	○	○
		ペットボトル	○	○	○	○
		プラ製容包類	○	○	○	○
		牛乳パック	○	○	○	○
		段ボール	○	○	○	○
		紙製容包類				
		アルミ缶	○	○	○	○
		スチール缶	○	○	○	○
	その他	蛍光管	○	○	○	○
		乾電池	○	○	○	○
		新聞	○	○	○	○
		雑誌・雑紙類	○	○	○	○
		布類	○	○	○	○
		アルミ類	○	○	○	○
		廃食用油		○	○	○
		生ごみ（モデル地区）			○	○
		小型家電				○
非資源物		その他金属	○	○	○	○
		その他ガラス	○	○	○	○
		灰	○	○	○	○
		廃プラスチック	○	○	○	○
		燃やせるごみ	○	○	○	○
		粗大ごみ	○	○	○	○
分別数			21	22	23	24

全国統一物		テレビ	○	○	○	○
		冷蔵庫・冷凍庫	○	○	○	○
		洗濯機	○	○	○	○
		エアコン	○	○	○	○
		パソコン	○	○	○	○
		オートバイ	○	○	○	○
		自動車	○	○	○	○
分別数			7	7	7	7
全分別数			28	29	30	31

④ 大田切リサイクルステーション

大田切リサイクルステーションの状況

区分		年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
年間開設日数（日）			54	105	104	103	103	104	105	105	104	103	103
年間利用者数（人）			2,724	8,625	13,504	16,054	17,751	18,315	17,589	17,596	20,684	22,274	23,620
		前年度比		316.6%	156.6%	118.9%	110.6%	103.2%	96.0%	100.0%	117.5%	107.7%	106.0%
平均利用者数（人）	土曜日		45.8	69.2	110.3	125.7	137.2	139.5	130.0	134.5	174.7	176.3	189.3
		前年度比		151.3%	159.4%	114.0%	109.1%	101.6%	93.2%	103.4%	129.9%	100.9%	107.3%
	日曜日		55.5	94.8	148.6	185.4	206.8	212.7	204.3	200.0	222.2	255.4	268.6
		前年度比		170.9%	156.7%	124.7%	111.5%	102.9%	96.0%	97.9%	111.1%	115.0%	105.2%
	土･日曜合計		50.4	82.1	129.8	155.9	172.3	176.1	167.5	167.6	198.9	216.3	229.3
		前年度比		163.0%	158.1%	120.0%	110.6%	102.2%	95.1%	100.0%	118.7%	108.7%	106.0%
指導員（人）	土曜日（ﾊﾟﾄ1､ｼﾙﾊﾞｰ2）		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
	日曜日（ﾊﾟﾄ1､ｼﾙﾊﾞｰ3）		2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	4
排出・回収量（ｔ）	びん･缶･ペット等		14.2	46.2	66.0	73.7	65.6	71.4	62.8	63.8	68.0	72.6	71.5
	紙･布･アルミ類		59.5	163.0	202.7	221.5	232.7	234.0	220.7	202.3	211.7	202.5	182.3
	可燃･不燃･容リプラ		8.2	33.1	53.4	62.5	62.4	71.5	65.7	75.7	85.8	105.4	110.2
	粗大ごみ		1.6	3.2	1.7	1.0	1.0	1.3	0.6	0.3	0.5	0.8	1.7
	計		83.4	245.5	323.8	358.7	361.7	378.2	349.8	342.1	366.0	381.3	365.7
		前年度比		294.2%	131.9%	110.8%	100.8%	104.6%	92.5%	97.8%	107.0%	104.2%	95.9%
市計画収集量（事業系除く）（ｔ）			6,239	6,251	6,039	5,849	5,669	5,597	5,475	5,440	5,518	5,400	5,206
回収量／計画収集量			1.3%	3.9%	5.4%	6.1%	6.4%	6.8%	6.4%	6.3%	6.6%	7.1%	7.0%

資料：駒ヶ根市生活環境課

（注） 平成18年９月 大田切リサイクルステーション開設

⑤ 家庭用生ごみ処理機等補助状況

家庭用生ごみ処理機及び電動式生ごみ処理機の購入補助件数の推移

（単位：件）

区分＼年度		H5～18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
年度別件数	処理容器	1,047	36	35	24	13	20	14	61	33	33	30
	電動式処理機	1,475	31	44	26	25	22	19	130	105	67	28
	合　計	2,522	67	79	50	38	42	33	191	138	100	58
年度末累計	処理容器	1,047	1,083	1,118	1,142	1,155	1,175	1,189	1,250	1,283	1,316	1,346
	電動式処理機	1,475	1,506	1,550	1,576	1,601	1,623	1,642	1,772	1,877	1,944	1,972
	合　計	2,522	2,589	2,668	2,718	2,756	2,798	2,831	3,022	3,160	3,260	3,318

資料：駒ヶ根市生活環境課

※ 補助率：処理容器 H5～H24まで 1／2以内・限度額3,000円（1世帯2台まで）、H25～H27まで 2／3以内・限度額5,000円
（1世帯3台まで）、H28～ 2／3以内・限度額3,000円（1世帯2台まで）
電動式処理機 H10～H17 1／2以内・限度額25,000円（H14までは20,000円）、H18～H24 1／5以内 限度額10,000円
（H24までは1世帯1台まで）、H25～H27 1／2以内・限度額30,000円、H28～ 1／2以内 限度額20,000円
（H25以降5年経過後再補助可能）

⑥ マイバッグ持参率の推移

（単位：件・%）

区分＼年度		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
調査数	女　性	3,797	3,821	2,971	3,107	3,416	2,574	2,513	1,518	1,315	892
	男　性	1,028	1,004	938	866	1,126	903	951	580	437	268
	合　計	4,825	4,825	3,909	3,973	4,542	3,477	3,464	2,098	1,752	1,160
マイバッグ持参者数	女　性	1,469	1,960	1,568	1,824	2,185	1,599	1,701	946	912	628
	男　性	183	250	261	233	395	300	394	245	167	112
	合　計	1,652	2,210	1,829	2,057	2,580	1,899	2,095	1,191	1,079	740
マイバッグ持参率	女　性	38.69%	51.30%	52.78%	58.71%	63.96%	62.12%	67.69%	62.32%	69.35%	70.40%
	男　性	17.80%	24.90%	27.83%	26.91%	35.08%	33.22%	41.43%	42.24%	38.22%	41.79%
	合　計	34.24%	45.80%	46.79%	51.77%	56.80%	54.62%	60.48%	56.77%	61.59%	63.79%

資料：駒ヶ根市生活環境課

⑦ 不法投棄の状況

種類別不法投棄発見件数

（単位：件）

区分＼年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
家電４品目	8	29	11	0	0	1	0	3	5	0
その他家電	17	24	4	2	0	2	1	3	6	3
家庭ごみ等	59	39	39	30	12	26	6	0	8	0
空き缶・空き瓶	12	8	3	100	0	0	0	0	0	4
タ　イ　ヤ	11	16	8	17	0	0	2	0	0	1
自動車・バイク	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
自　転　車	7	6	3	0	0	0	0	0	0	0
その他一般廃棄物	61	76	39	53	12	5	6	8	0	9
産業廃棄物	4	2	0	0	0	0	1	0	0	0
合　　計	180	201	108	108	25	34	16	14	19	17

（単位：件）

区分＼年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
産業廃棄物	2	5	0	0	6	1	1	0	0	0
混　　合	2	0	0	0	6	2	0	0	0	0
一般廃棄物	132	113	69	23	6	7	8	8	7	9

資料：駒ヶ根市生活環境課

不法投棄月別発見件数

（単位：件）

年度／月	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
4月	20	19	13	3	2	2	2	1	1	1
5月	15	13	12	3	1	1	0	1	1	1
6月	12	18	8	5	0	0	1	0	0	1
7月	12	9	8	2	0	0	0	1	1	1
8月	7	7	6	3	2	1	0	1	1	0
9月	9	6	6	4	0	1	0	0	1	1
10月	18	9	4	3	0	0	1	3	1	0
11月	12	6	2	0	0	3	1	0	5	1
12月	8	4	3	0	0	0	2	0	1	0
1月	8	10	2	0	0	0	1	0	1	1
2月	4	9	3	0	0	1	1	2	1	0
3月	11	8	2	0	1	1	0	0	2	2
合計	136	118	69	23	6	10	9	9	16	9

資料：駒ヶ根市生活環境課

⑧ 公害・苦情

公害苦情件数の推移

（単位：件）

区分 ＼ 年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総数	受付	207	187	113	51	15	21	35	17	22	26
	(内解決)	(207)	(187)	(113)	(51)	(15)	(21)	(35)	(17)	(22)	(26)
① 大気汚染	受付	32	36	13	19	7	6	12	5	8	12
	(内解決)	(32)	(36)	(13)	(19)	(7)	(6)	(12)	(5)	(8)	(12)
② 水質汚染	受付	9	15	21	3	2	4	6	2	4	2
	(内解決)	(9)	(15)	(21)	(3)	(2)	(4)	(6)	(2)	(4)	(2)
③ 土壌汚染	受付	2	0	7	1	0	1	1	1	0	0
	(内解決)	(2)	(0)	(7)	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)
④ 騒音	受付	7	5	2	1	0	0	4	1	2	3
	(内解決)	(7)	(5)	(2)	(1)	(0)	(0)	(4)	(1)	(2)	(3)
⑤-2 低周波騒音	受付	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑤ 振動	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑥ 地盤沈下	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑦ 悪臭	受付	7	6	0	0	0	0	3	0	1	0
	(内解決)	(7)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)
⑧ 日照権	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑨ 通風権	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑩ 光害	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑪ 電波障害	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑫ 土砂散乱	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑬ 土砂流出	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑭ 一般廃棄物	受付	135	123	69	25	6	10	9	8	7	9
	(内解決)	(135)	(123)	(69)	(25)	(6)	(10)	(9)	(8)	(7)	(9)
⑮ 産業廃棄物	受付										
	(内解決)										
⑯ ふん・尿害	受付	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑰ 害虫等発生	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑱ 火災の危険	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑲ 動物死骸放置	受付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑳ その他	受付	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(内解決)	(15)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

資料：駒ヶ根市生活環境課

（注） ⑭は主に不法投棄の件数

野外焼却苦情件数の推移

（単位：件）

年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
苦情件数	31	26	13	18	7	6	3	4	8	12

資料：駒ヶ根市生活環境課

⑨ 公害防止協定（再掲）

公害締結協定数（市－企業等間）

区　　分		H28年度末現在有効な協定数
協　定　総　数		48
協定内容	一般的公害対策	32
	原料・燃料規制	0
	ば い 煙 規 制	6
	排　水　規　制	36
	騒　音　規　制	10
	振　動　規　制	4
	悪　臭　規　制	7
	産業廃棄物規制	15
	その他の公害規制	20
	緑化等環境整備	7
	違反時の制裁措置	24
	公害発生時の措置	29
	うち操業停止等損害賠償	28
	うち無過失損害賠償	0
	立 入 調 査 関 係	29
住民の関与	当事者として	17
	立会人として	12

※ 協定書、覚書、確約書等の形式を問わない
※ 市が立会人となっているものも含む

公害防止協定締結事業所数（市－企業等間）

業　　種	H28年度末現在有効な協定数
事 業 所 総 数	42
農　業　等	1
鉱　　業	0
建　　設	0
食　料　品	5
衣 服・繊 維	0
木材・木製品	0
紙 ・ パルプ	0
化　　学	2
石油・石炭製品	1
ゴ ム・皮 革	0
窯 業・土 石	0
鉄　　鋼	1
非 鉄 金 属	2
金　　属	5
機　　械	7
電 気 等 供 給	0
産業廃棄物処理･処分場	4
そ　の　他	14

※ 協定書、覚書、確約書等の形式を問わない
※ 市が立会人となっているものも含む

資料：駒ヶ根市生活環境課

⑩ 市内河川・湖沼水質測定結果

平成28年度 河川等水質測定地点

天竜川水系４河川	太田切川 大田原橋	市内主要河川	七面川 大法寺入口
	田沢川 天竜川合流点		鼠川 サラダコスモ排水溝上
	下間川 横山橋		鼠川 上穂大橋下
	天王川　唐沢川合流点		鼠川 上穂沢川合流点
主要11河川	田沢川 ＪＡ北側		上穂沢川 中央自動車道上
	田沢川 漆山皮工場南		如来寺川 中央自動車道上
	古田切川 ヤマウラエンジニアリング北		亀沢川 十二天森西側
	鼠川 美須津保育園北		新宮川 五拾目橋下
	七面川 宮の前地籍		新宮川 大津度橋下
	上穂沢川 上穂沢橋		下間川 寺井取入口
	中田切井 福岡駅前		塩田川 火山川合流点下
	宮沢川 美里団地東	市内主要湖沼	大沼湖 排水溝付近
	宮沢川 下平入口地籍		駒ヶ池 排水溝付近
	新宮川 新宮川岸地籍		十二天池 排水溝付近
	塩田川 下塩田地籍		

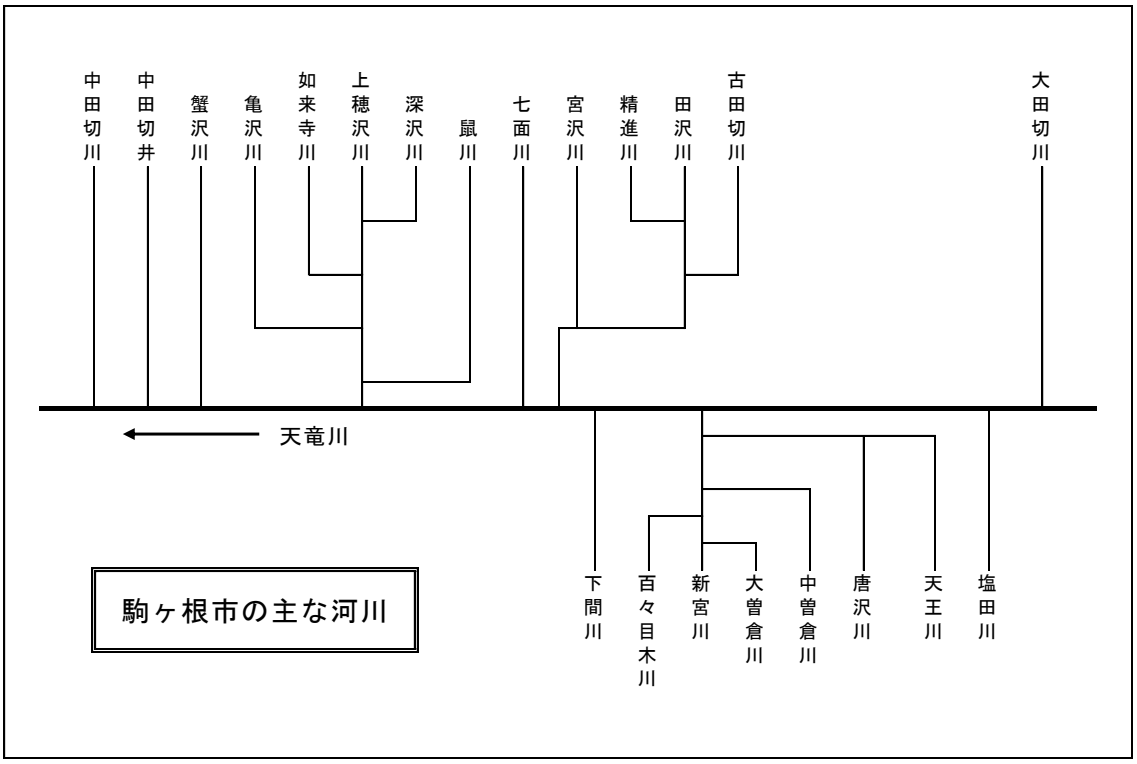

生活環境の保全に関する項目の測定地点別環境基準達成状況（平成28年度）

測定地点名		pH			BOD(mg／ℓ)			SS(mg／ℓ)			DO(mg／ℓ)		
		最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値
天竜川水系4河川	太田切川 大田原橋	7.6	7.8	7.7	0.8	1.8	1.3	∠1	1.0	1.0	8.1	13.0	10.1
	田沢川 天竜川合流点	7.2	7.6	7.4	1.1	1.3	1.2	1.0	3.0	2.0	8.6	11.0	9.8
	下間川 横山橋	7.5	7.6	7.6	0.6	1.1	0.9	∠1	4.0	2.5	8.4	13.0	10.7
	天王川 唐沢川合流点	7.5	7.8	7.7	0.8	0.8	0.8	1.0	7.0	4.0	8.4	13.0	10.7
主要11河川	田沢川 ＪＡ北側	7.3	7.4	7.4	1.0	2.6	1.8	∠1	2.0	2.0	8.5	13.0	10.8
	田沢川 漆山皮工場南	7.6	7.6	7.6	0.7	1.0	0.9	∠1	2.0	2.0	8.6	13.0	10.8
	古田切川 ヤマウラＥ北	7.4	7.5	7.5	1.2	1.3	1.3	∠1	1.0	1.0	8.6	13.0	10.8
	鼠川 美須津保育園北	7.5	7.5	7.5	1.0	1.7	1.4	∠1	1.0	1.0	8.7	13.0	10.9
	七面川 宮の前地籍	7.4	7.7	7.6	1.3	2.0	1.7	2.0	2.0	2.0	8.6	14.0	11.3
	上穂沢川 上穂沢橋	7.4	7.5	7.5	1.2	1.2	1.2	1.0	3.0	2.0	8.8	13.0	10.9
	中田切井 福岡駅前	7.6	7.6	7.6	0.8	1.1	1.0	1.0	3.0	2.0	9.0	14.0	11.5
	宮沢川 美里団地東	7.5	7.5	7.5	1.0	1.9	1.5	1.0	1.0	1.0	9.1	13.0	11.1
	宮沢川 下平入口地籍	7.6	7.6	7.6	1.2	1.6	1.4	1.0	3.0	2.0	8.5	13.0	10.8
	新宮川 新宮川岸地籍	7.5	7.8	7.7	0.6	0.7	0.7	1.0	4.0	2.5	8.5	13.0	10.8
	塩田川 下塩田地籍	7.5	7.5	7.5	0.7	0.9	0.8	1.0	3.0	2.0	8.0	12.0	10.0
市内主要河川	七面川 大法寺入口	7.3	7.6	7.5	0.8	0.9	0.9	∠1	11.0	6.0	9.0	12.0	10.5
	鼠川 サラダコスモ排水溝上	7.3	7.5	7.4	0.7	1.2	1.0	∠1	∠1	1.0	8.8	13.0	10.9
	鼠川 上穂大橋下	7.5	7.6	7.6	1.1	1.4	1.3	1.0	3.0	2.0	8.3	12.0	10.2
	鼠川 上穂沢川合流点	7.4	7.5	7.5	1.0	1.0	1.0	1.0	4.0	2.5	8.7	13.0	10.9
	上穂沢川 中央道上	7.3	7.6	7.5	0.8	0.9	0.9	∠1	2.0	1.5	7.4	13.0	10.2
	如来寺川 中央道上	7.4	7.6	7.5	0.7	0.9	0.8	2.0	9.0	5.5	8.0	13.0	10.5
	亀沢川 十二天森西側	7.3	7.4	7.4	0.9	1.0	1.0	1.0	6.0	3.5	8.4	13.0	10.7
	百々目木川 五拾目橋下	7.4	7.6	7.5	∠0.5	0.9	0.7	1.0	1.0	1.0	8.6	13.0	10.8
	新宮川 大津度橋下	7.5	7.6	7.6	0.6	1.1	0.9	2.0	3.0	2.5	8.7	13.0	10.9
	下間川 寺井取入口	7.4	7.5	7.5	0.7	0.8	0.8	1.0	5.0	3.0	8.4	13.0	10.7
	塩田川 火山川合流点下	7.5	7.5	7.5	1.0	1.6	1.3	1.0	3.0	2.0	8.0	12.0	10.0
市内主要湖沼	大沼湖 排水溝付近	7.3	7.4	7.4	2.2	4.4	3.3	∠1	1.0	1.0	7.5	13.0	10.3
	駒ヶ池 排水溝付近	7.3	7.4	7.4	∠0.5	0.9	0.7	∠1	1.0	1.0	8.9	13.0	11.0
	十二天池 排水溝付近	6.8	8.2	7.5	4.3	12.0	8.2	4.0	15.0	9.5	9.8	12.0	10.9
高原河川	駒ヶ根高原上の井取水口	7.2	7.8	7.5	1.0	1.3	1.2	∠1	∠1	1.0	9.5	13.0	11.3
	駒ヶ根高原上水道水源取水口												
参考　環境基準（Ａ類型　天竜川）		6.5以上8.5以下			2mg／ℓ以下			25mg／ℓ以下			7.5mg／ℓ以上		

※　注１：年２回の測定結果である。
　　注２：測定値が0.5mg／ℓ未満または1mg／ℓ未満の場合は、0.5mg／ℓまたは1mg／ℓとして平均値の計算をしている。
　　注３：市内主要湖沼のBOD欄はCODの測定値である。
　　注４：参考として天竜川（三峰川合流点から宮ヶ瀬橋まで）の環境基準値を掲載した。下線はその基準値を超過した数値である。

参考　平成28年度県調査結果

測定地点名	pH			BOD(mg／ℓ)		SS(mg／ℓ)			DO(mg／ℓ)		
	最小値	最大値		75%値	年平均値	最小値	最大値	年平均値	最小値	最大値	年平均値
天竜川 吉瀬ダム上　（Ａ類型）	7.7	8.3		0.9	0.7	3.0	15	7	8.4	12.0	10.0

⑪ 市内河川・湖沼水質測定結果グラフ

- 縦棒の上下は最大値と最小値を示し、― 印は平均値を示しています。
- 測定値が 0.5mg／ℓ未満または１mg／ℓ未満の場合は、0.5mg／ℓまたは１mg／ℓとしています。
- 基準値は天竜川（三峰川合流点から宮ヶ瀬橋まで）の環境基準値です。

pH（水素イオン濃度）

河川の pH は、6.5～8.5 が適正とされており、pH７が中性、これより数値が高いとアルカリ性、低いと酸性であることを示します。

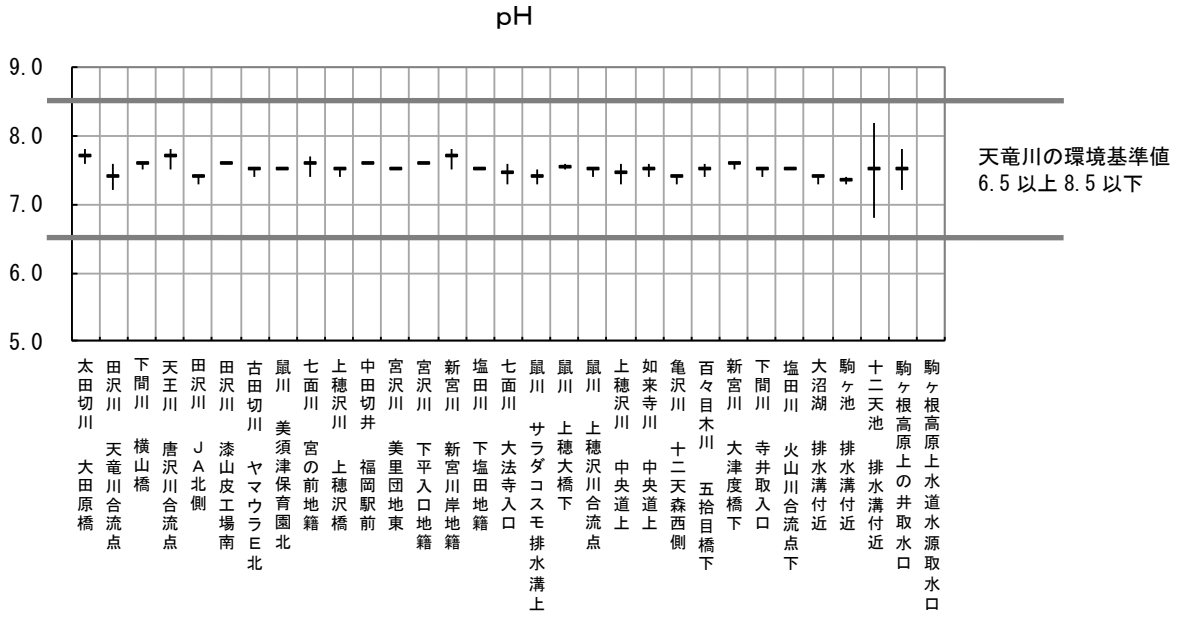

BOD（生物化学的酸素要求量）

微生物が水中の有機物等を分解するために必要とする酸素の量です。河川の汚れの度合いを示す代表的な指標で、一般的にはこの数値が大きいほど川が汚れていることになります。

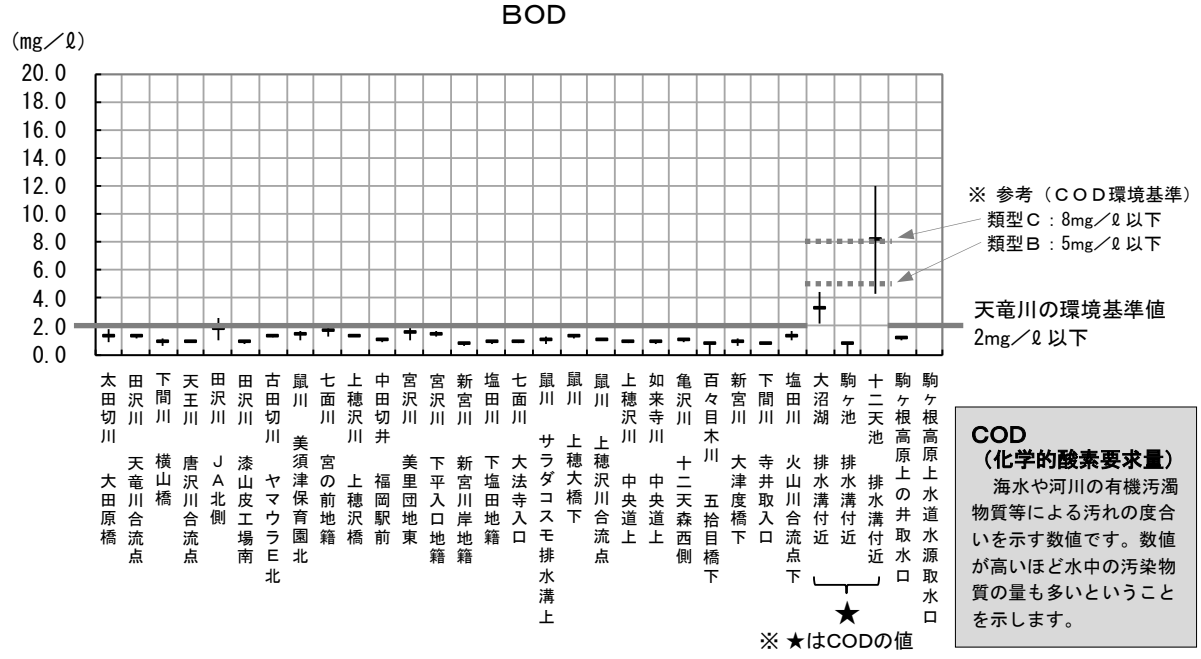

COD（化学的酸素要求量）

海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値です。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示します。

SS（浮遊物質量）

粒径２mm 以下で、水中を漂っている物質の量で、土や石の微粒子・プランクトンやその死骸、下水・工場排水などに含まれる沈殿物などです。これが多いと川底にヘドロ等がたまったり、魚介類に悪影響を及ぼしたりします。

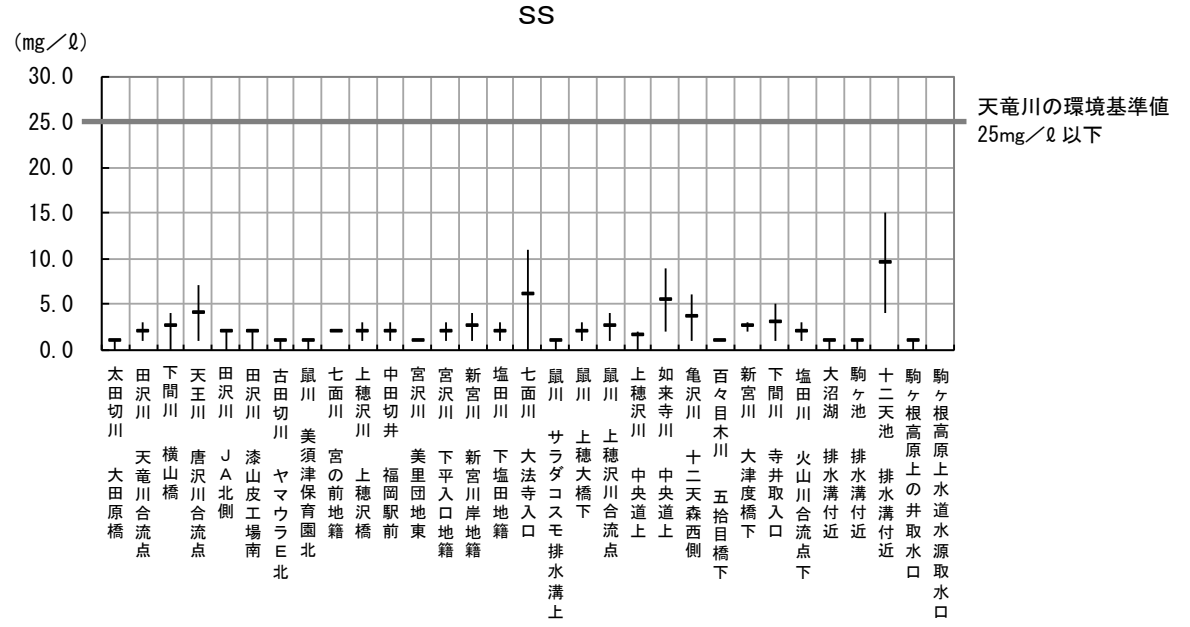

DO（溶存酸素量）

水中に溶けている酸素の量です。水中の酸素が少なくなると数値が低下し、３mg／ℓ以下になると悪臭が発生したり、魚介類等の生物が窒息死したりします。

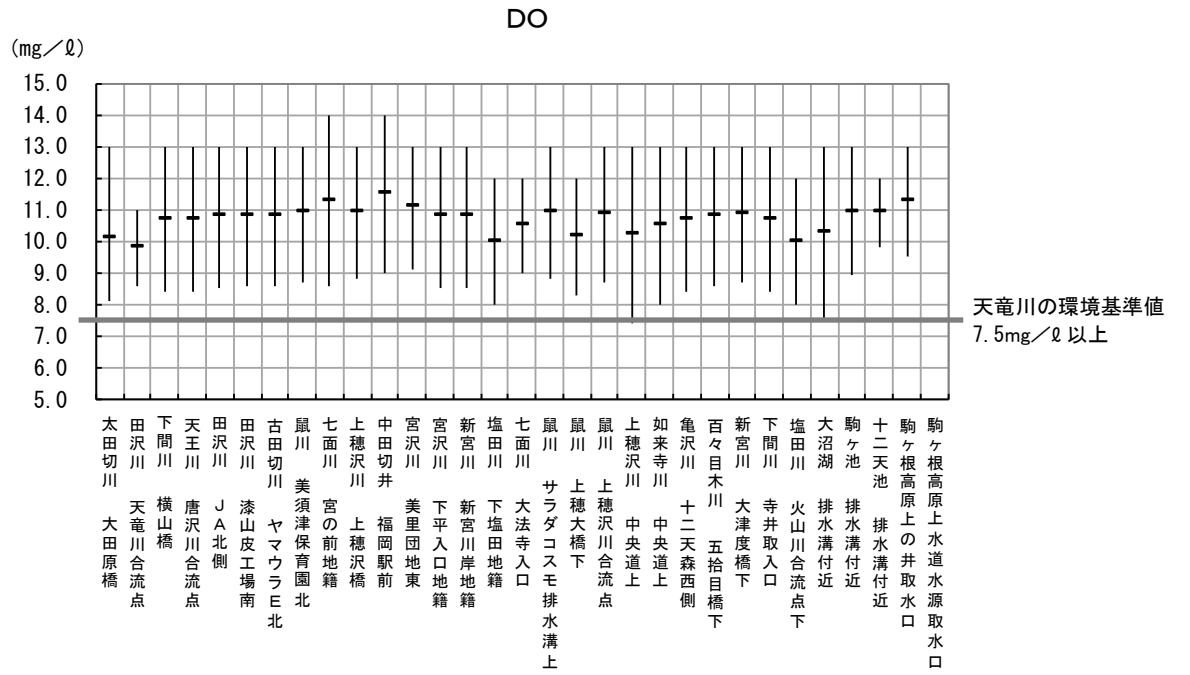

⑫ 市内水質検査測定地点のＢＯＤ（ＣＯＤ）の推移

注１　年２回又は４回測定の年間平均値である。
注２　測定値が0.5mg／ℓ未満の場合は、0.5mg／ℓとして平均値を算出している。

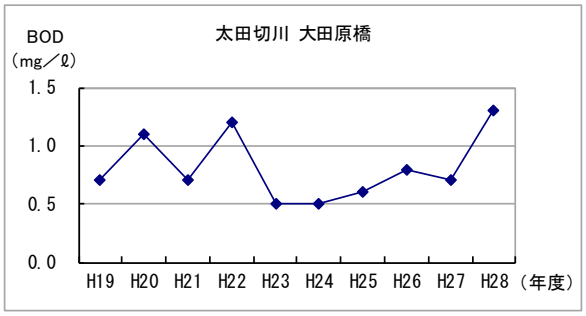

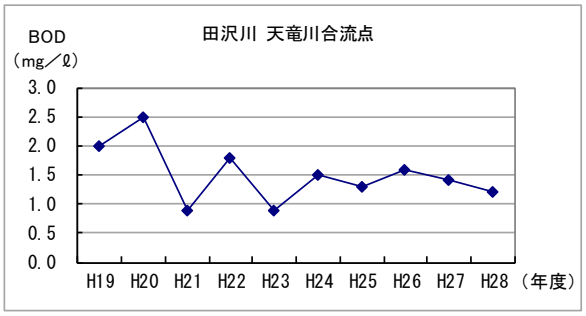

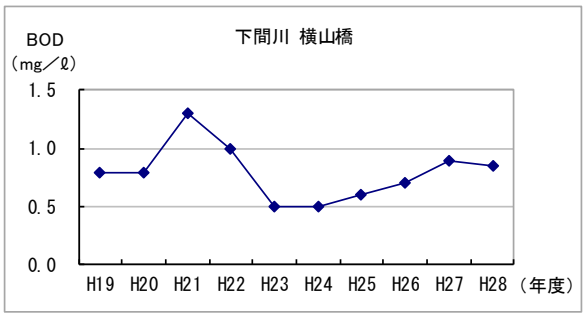

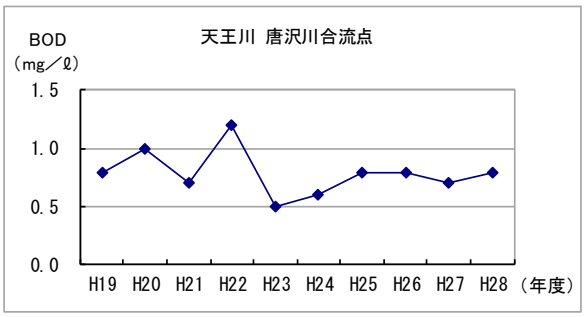

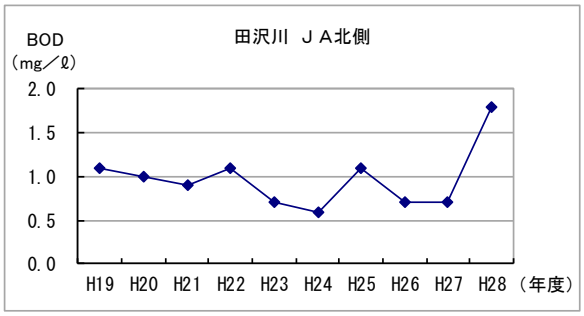

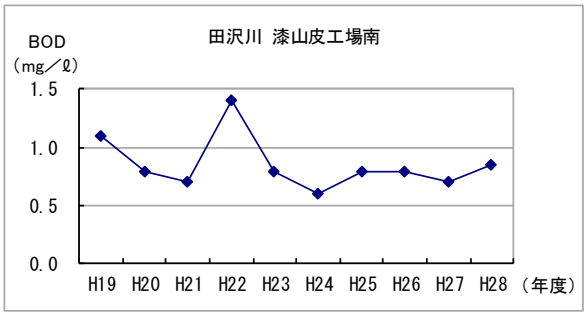

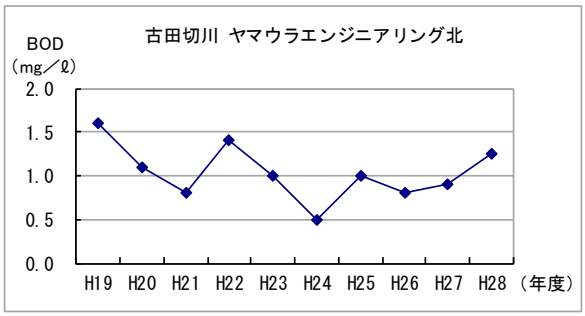

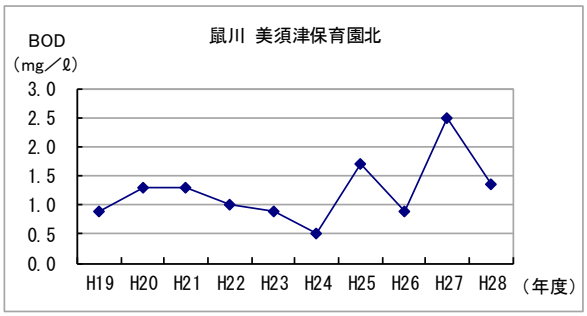

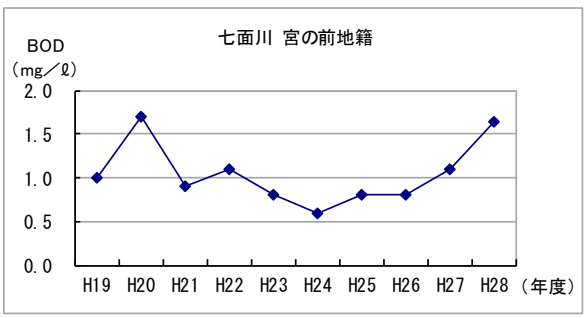

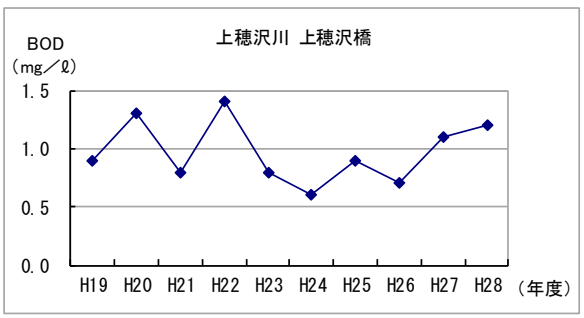

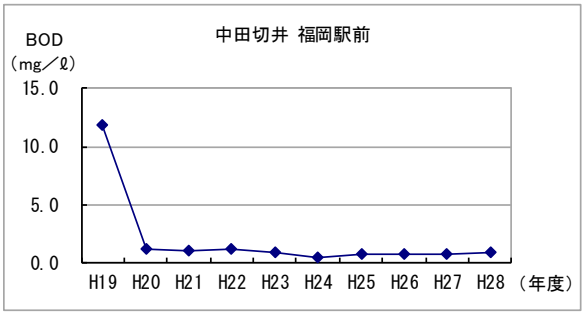
中田切井 福岡駅前
BOD
(mg／ℓ)
15.0
10.0
5.0
0.0
H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 (年度)

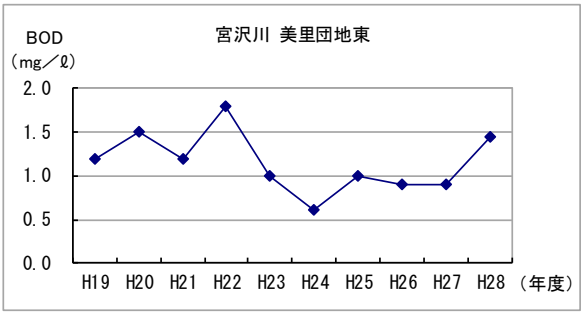
宮沢川 美里団地東
BOD
(mg／ℓ)
2.0
1.5
1.0
0.5
0.0
H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 (年度)

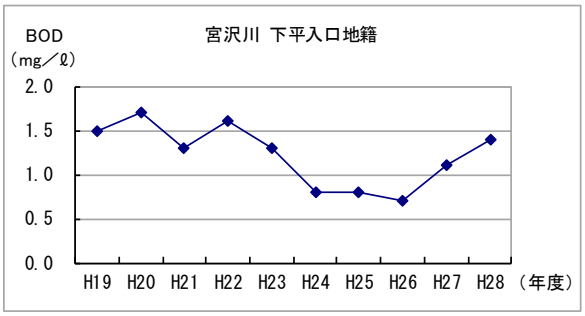
宮沢川 下平入口地籍
BOD
(mg／ℓ)
2.0
1.5
1.0
0.5
0.0
H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 (年度)

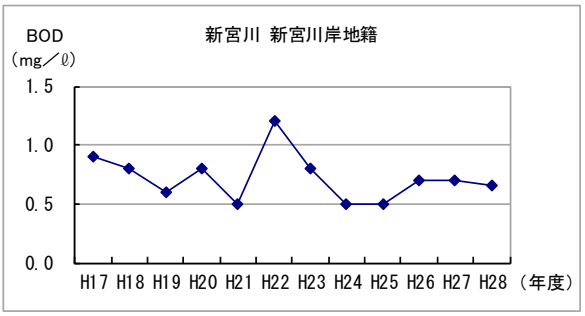
新宮川 新宮川岸地籍
BOD
(mg／ℓ)
1.5
1.0
0.5
0.0
H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 (年度)

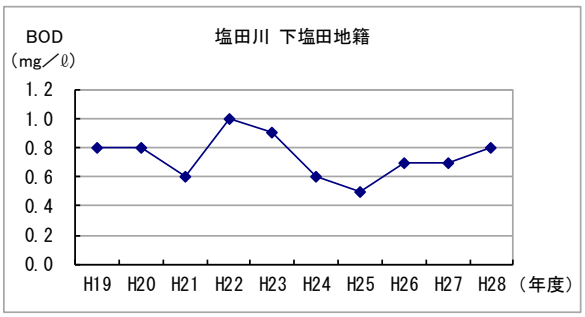
塩田川 下塩田地籍
BOD
(mg／ℓ)
1.2
1.0
0.8
0.6
0.4
0.2
0.0
H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 (年度)

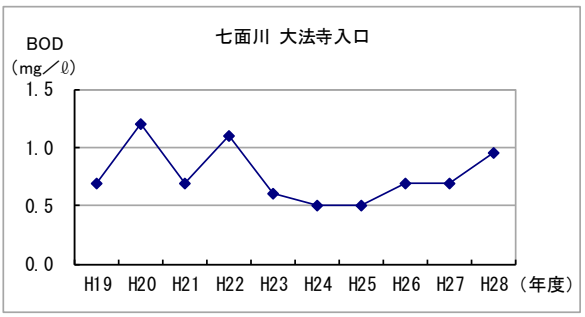
七面川 大法寺入口
BOD
(mg／ℓ)
1.5
1.0
0.5
0.0
H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 (年度)

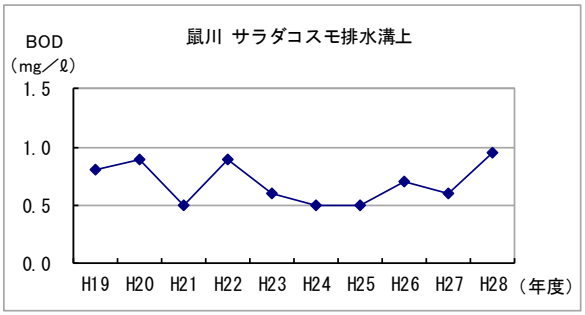
鼠川 サラダコスモ排水溝上
BOD
(mg／ℓ)
1.5
1.0
0.5
0.0
H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 (年度)

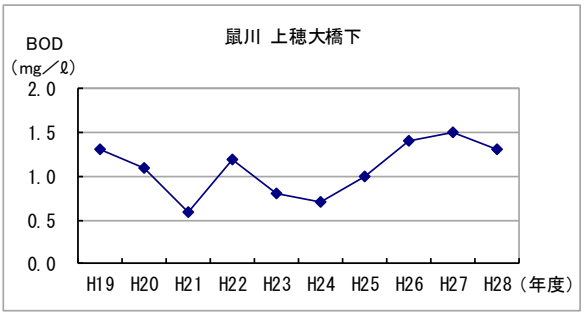
鼠川 上穂大橋下
BOD
(mg／ℓ)
2.0
1.5
1.0
0.5
0.0
H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 (年度)

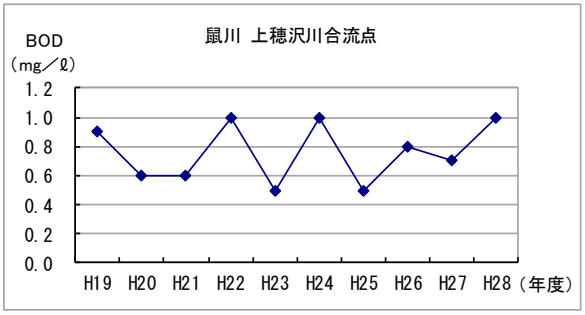
鼠川 上穂沢川合流点
BOD
(mg／ℓ)
1.2
1.0
0.8
0.6
0.4
0.2
0.0
H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 (年度)

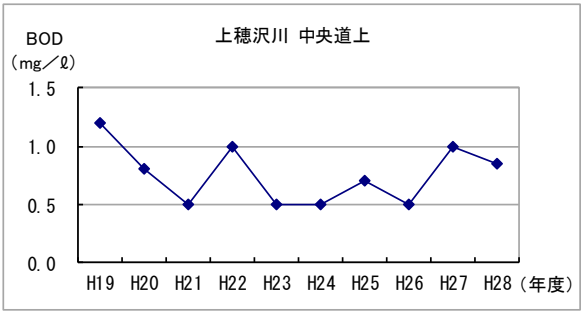
上穂沢川 中央道上
BOD
(mg／ℓ)
1.5
1.0
0.5
0.0
H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 (年度)

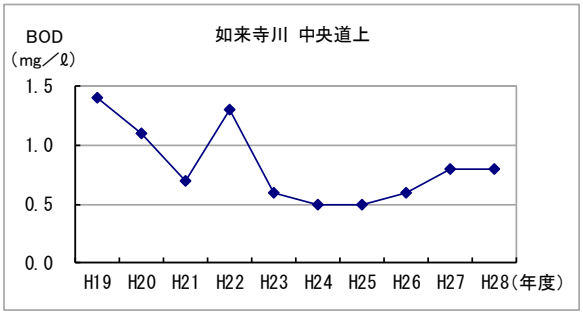

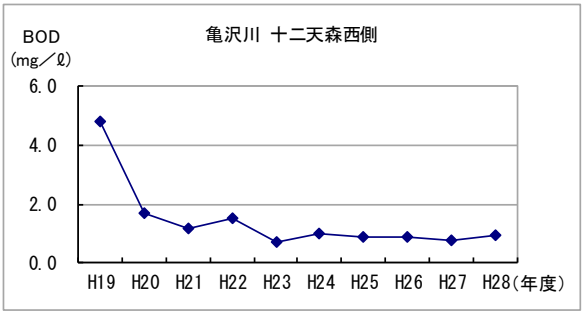

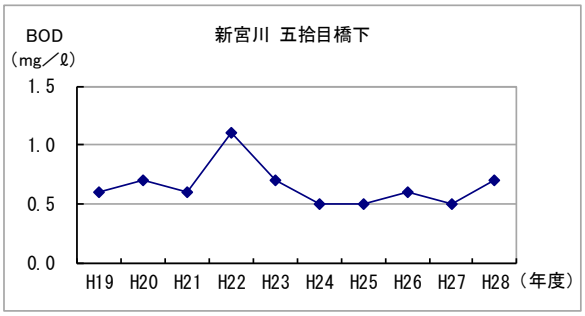

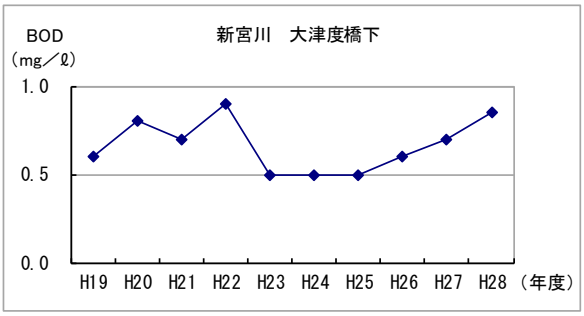

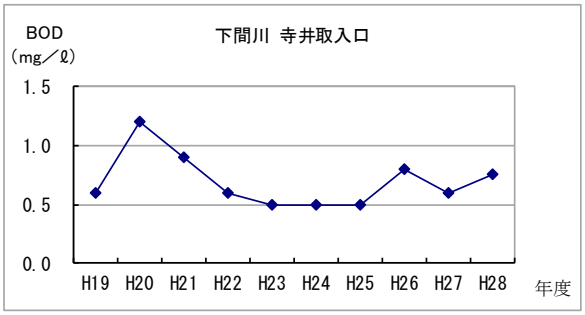

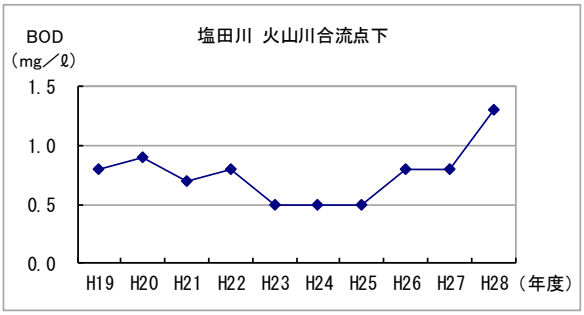

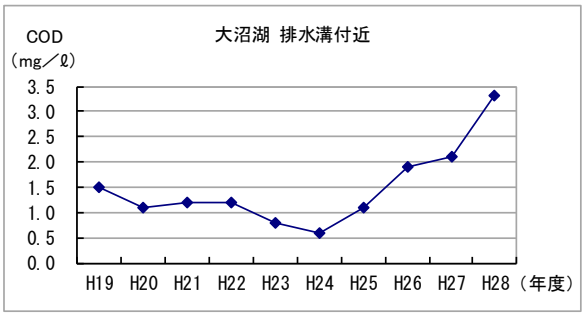

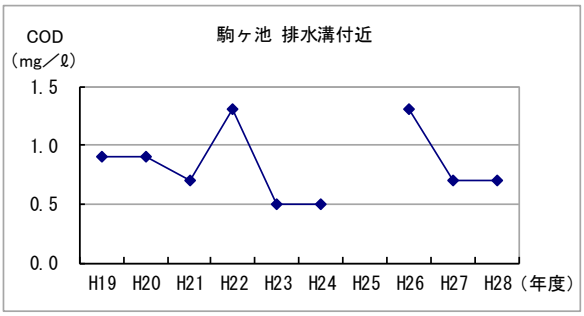

※ H25年度湖床工事のためデータなし

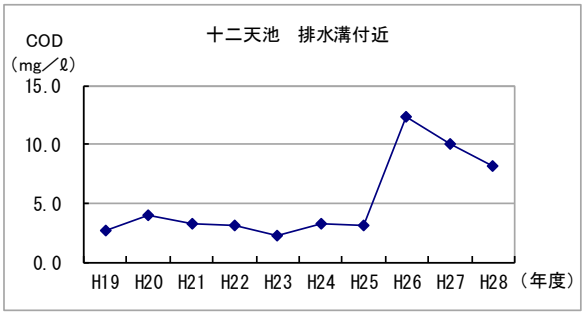

資料：駒ヶ根市生活環境課

○ 生活環境の保全に関する環境基準

（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号　最終改正平成 15 年 11 月５日環境省告示第 123 号）

１　河川

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数	
ＡＡ	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	１mg／ℓ 以下	25mg／ℓ 以下	7.5mg／ℓ 以上	50MPN／ 100mℓ以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ａ	水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	２mg／ℓ 以下	25mg／ℓ 以下	7.5mg／ℓ 以上	1,000MPN／ 100mℓ以下	
Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	３mg／ℓ 以下	25mg／ℓ 以下	５mg／ℓ 以上	5,000MPN／ 100mℓ以下	
Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	５mg／ℓ 以下	50mg／ℓ 以下	５mg／ℓ 以上	－	
Ｄ	工業用水２級 農業用水 及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	８mg／ℓ 以下	100mg／ℓ 以下	２mg／ℓ 以上	－	
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg／ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	２mg／ℓ 以上	－	
測定方法		省略					

２　湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数	
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	１mg／ℓ 以下	１mg／ℓ 以下	7.5mg／ℓ 以上	50MPN／ 100mℓ以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ａ	水道２、３級 水産２級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	３mg／ℓ 以下	５mg／ℓ 以下	7.5mg／ℓ 以上	1,000MPN／ 100mℓ以下	
Ｂ	水産３級 工業用水１級 農業用水及びＣの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	５mg／ℓ 以下	15mg／ℓ 以下	５mg／ℓ 以上	－	
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	８mg／ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	２mg／ℓ 以上	－	
測定方法		省略					

⑬ 天竜川のＢＯＤ（再掲）

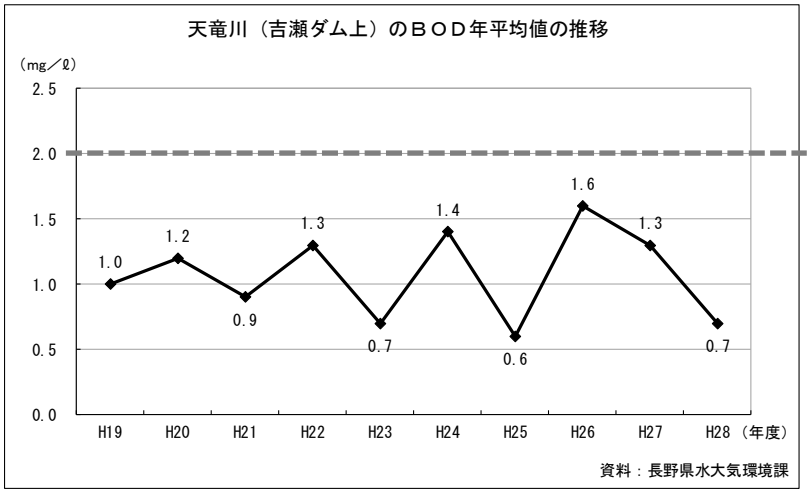

天竜川の環境基準値
類型Ａ（水道２級）2mg／ℓ以下

⑫ 水洗化率（再掲）

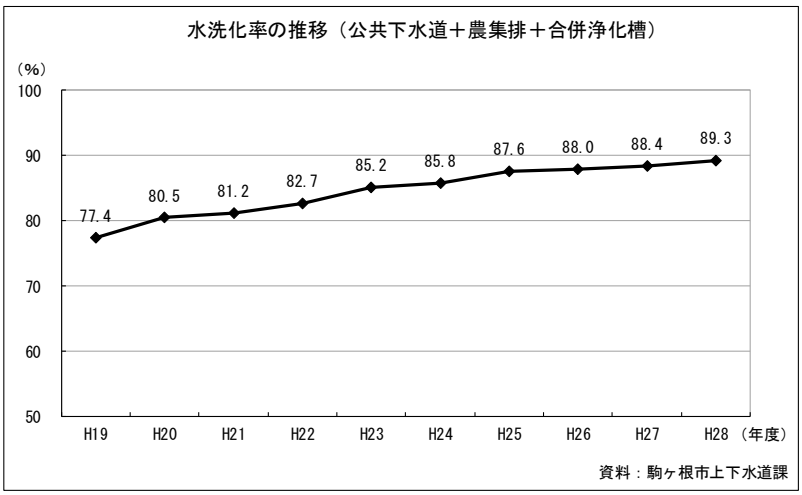

⑫ 酸性雨

酸性雨調査結果

（平成28年度・pH値）

調査地点		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
上田市	上田合同庁舎（上田市材木町1-2-6）	5.62	5.72	5.48	5.52	4.99	5.35	5.59	5.69	5.82	5.51	5.78	5.81
飯田市	飯田合同庁舎（飯田市追手町2-678）	5.59	5.84	5.56	5.18	5.26	5.68	5.29	5.26	5.36	5.11	4.96	5.35
松本市	松本合同庁舎（松本市島立1020）	6.39	6.20	6.23	6.18	5.38	5.57	6.24	6.11	6.18	5.69	5.86	6.07
白馬村	八方池山荘（北安曇郡白馬村北城4488-277）	5.28	5.22	5.21	5.11	4.99	5.30	5.44	5.28	4.76	4.85	4.92	4.79
長野市	環境保全研究所（長野市安茂里米村1978）	5.51	5.50	5.45	5.26	5.47	5.21	5.61	5.44	5.28	5.16	4.91	4.73

資料：長野県水大気環境課

※ pH5.6以下を酸性雨という

⑬ 家庭用飲用井戸水検査数の推移

（単位：件）

区分＼年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
10項目受検者数		69								
12項目受検者数	61									
13項目受検者数										
15項目受検者数	75	56	167	144	164	117	135	150	110	100
受検数計	136	125	167	144	164	117	135	150	110	100
要再検数	19	8	7	12	13	10	3	10	7	6

資料：駒ヶ根市生活環境課

（注） 検査項目は県の指導要領による

(2) 地球温暖化防止に貢献するまち

① 駒ヶ根市の二酸化炭素排出量推計値

（単位：t-CO_2／年）

区分＼年度			2013（H25）	2014（H26）		2015（H27）	
			排出量	排出量	前年比	排出量	前年比
二酸化炭素排出量	産業部門	製造業	80,710	77,077	95.5%	75,092	97.4%
		農林水産業	4,416	4,553	103.1%	4,778	104.9%
		建設業･鉱業	4,555	4,534	99.5%	4,476	98.7%
			89,681	86,164	96.1%	84,346	97.9%
	家庭部門		49,595	50,066	100.9%	50,586	101.0%
	業務部門		51,552	49,295	95.6%	49,633	100.7%
	運輸部門		66,020	65,917	99.8%	66,380	100.7%
	一般廃棄物		260	259	99.6%	259	100.0%
	小計		257,108	251,701	97.9%	251,204	99.8%
二酸化炭素以外			6,017	5,781	96.1%	5,680	98.3%
温室効果ガス排出量合計			263,125	257,482	97.9%	256,884	99.8%
人口			33,773	33,585		33,381	
１人当たり二酸化炭素排出量			7.61	7.49	98.4%	7.53	100.4%
１人当たり温室効果ガス排出量			7.79	7.67	98.4%	7.70	100.4%

資料：駒ヶ根市生活環境課

（注） 業務部門：飲食業、サービス業、小売店等
二酸化炭素以外：CH4、N2O、HFCs
温室効果ガス排出量推計ソフトにより算出

② 太陽光発電設備導入状況（再掲）

平成29年3月末時点

区分		10kW未満	10kW以上					合計
			小計	10kW～50kW	50kW～500kW	500kW～1,000kW	1,000kW～2,000kW	2,000kW以上	
全国	（件）	2,244,820	474,545	450,417	13,919	4,958	4,929	322	2,719,365
	（kW）	9,454,497	29,016,140	11,000,790	3,227,656	3,433,142	7,394,235	3,960,317	38,470,637
長野県	（件）	69,353	18,025	17,170	671	106	76	2	87,378
	（kW）	303,472	710,079	382,641	137,346	72,877	106,716	10,500	1,013,552
駒ヶ根市	（件）	1,348	390	361	25	1	3	0	1,738
	（kW）	6,157	19,072	8,555	6,171	660	3,686	0	25,228

資料：経済産業省資源エネルギー庁

③ 小水力発電施設導入状況（再掲）

平成29年3月末時点

区分		200kW未満	200kW～1,000kW	1,000kW～30,000kW
全国	（件）	261	122	81
	（kW）	20,626	63,372	363,551
長野県	（件）	19	6	6
	（kW）	1,276	2,469	55,520
駒ヶ根市	（件）	2	0	0
	（kW）	45	0	0

資料：経済産業省資源エネルギー庁

④ 公共施設への太陽光発電システム設置状況

（平成28年度末時点）

No.	施　設　名	稼働年月	設置年度	設置容量	設　置　者
1	農村環境改善センター（下平ー心館）	H21. 3	H20	10.0ｋW	おひさま進歩エネルギー㈱
2	下平幼稚園	H21. 3	H20	5.0ｋW	おひさま進歩エネルギー㈱
3	東伊那保育園	H21. 3	H20	10.0ｋW	おひさま進歩エネルギー㈱
4	赤穂東子ども交流センター	H21. 3	H20	5.0ｋW	おひさま進歩エネルギー㈱
5	駒ヶ根市武道館	H22. 2	H21	30.0ｋW	駒ヶ根市
6	駒ヶ根市役所本庁舎	H22. 3	H21	40.0ｋW	駒ヶ根市
7	赤穂東小学校	H22. 4	H21	30.0ｋW	駒ヶ根市
8	赤穂南小学校	H22. 3	H21	30.0ｋW	駒ヶ根市
9	東伊那小学校	H22. 3	H21	30.0ｋW	駒ヶ根市
10	赤穂小学校	H22. 7	H22	27.5ｋW	駒ヶ根市
11	赤穂中学校	H22. 6	H22	29.3ｋW	駒ヶ根市
12	東中学校	H22. 6	H22	29.3ｋW	駒ヶ根市
13	駒ヶ根市役所南庁舎	H23.12	H23	10.0ｋW	駒ヶ根市
14	中沢小学校	H24. 9	H24	30.0ｋW	駒ヶ根市
15	下平体育館	H28. 6	H28	45.0ｋW	ｱｲﾓｰｼｮﾝ･ｻﾝﾄｯﾌﾟ異業種特定事業JV（屋根貸し）
16	経塚保育園	H28.10	H28	41.0ｋW	駒ヶ根市
	小計			402.3ｋW	
17	女体いきいき交流センター	H23. 7	H23	5.0ｋW	駒ヶ根市
18	上手西いきいき交流センター	H23. 7	H23	4.6ｋW	駒ヶ根市
19	春日いきいき交流センター	H23.11	H23	4.6ｋW	駒ヶ根市
20	垣外いきいき交流センター	H24. 4	H24	4.8ｋW	駒ヶ根市
21	望仙いきいき交流センター	H24. 4	H24	5.5ｋW	駒ヶ根市
22	柏木いきいき交流センター	H25. 4	H25	5.5ｋW	駒ヶ根市
23	横前いきいき交流センター	H24. 8	H24	3.2ｋW	駒ヶ根市
24	柏神いきいき交流センター	H25. 4	H25	5.5ｋW	駒ヶ根市
25	島赤須いきいき交流センター	H24.11	H24	3.5ｋW	駒ヶ根市（ほかに地元設置分あり）
26	下平北の原いきいき交流センター	H24. 8	H24	4.1ｋW	駒ヶ根市
27	小城いきいき交流センター	H25. 1	H24	4.4ｋW	駒ヶ根市
28	上手東いきいき交流センター	H25. 4	H25	5.5ｋW	駒ヶ根市
29	三和いきいき交流センター	H25. 4	H25	5.5ｋW	駒ヶ根市
30	北部いきいき交流センター	H25. 4	H25	―	全て地元設置
31	原垣外いきいき交流センター	H25. 4	H25	5.0ｋW	駒ヶ根市
	いきいき交流センター 15ヵ所 小計			66.6ｋW	
	合計			468.9ｋW	

資料：駒ヶ根市生活環境課

⑤ 公共施設へのペレットストーブ等の設置状況（再掲）

市内公共施設等への改良型ペレットストーブ・ペレットボイラーの導入状況

設 置 施 設 名	設置年度	設備の概要	設置台数
ふるさとの家	H15	ペレットストーブ	2台
赤穂中学校	H15（H22更新）	ペレットストーブ	3台
東中学校	H15	ペレットストーブ	2台
中沢小学校	H15	ペレットストーブ	2台
東伊那小学校	H15	ペレットストーブ	2台
市役所市民ホール	H20	ペレットストーブ	1台
ふれあいセンター	H20	ペレットストーブ	1台
中沢保育園	H20	ペレットストーブ	1台
こまがね市民活動支援センター	H21	ペレットストーブ	1台
美須津保育園（園長室）	H21	ペレットストーブ	1台
美須津保育園（遊戯室）	H22	ペレットストーブ	1台
すずらん子ども交流センター	H22	ペレットストーブ	1台
東中学校（伊那養護分教室）	H22	ペレットストーブ	1台
飯坂保育園（子育て支援ルーム）	H22	ペレットストーブ	1台
経塚保育園・子育て支援センター	H28	ペレットボイラー	1台
合　　計			21台

資料：駒ヶ根市生活環境課

⑶ 人と自然のつながりを大切にするまち

① えがおポイント交付対象事業（エコ事業）

（平成28年度，単位：ポイント・枚）

No.	事　業　名	ポイント数／枚	交付済チケット数	交付済ポイント計	備　考
1	ハッチョウトンボ生息地の整備	500	10	5,000	ハッチョウトンボを育む会
2	自然エネルギー設備導入	5,000	18	90,000	環境課
3	廃棄物の資源化促進事業	100	27	2,700	㈱セイビ社
		10	222	2,220	
4	ねずみ川愛護会 アレチウリ駆除作業	300	79	23,700	環境課
5	グリーンカーテン実施	1,000	1	1,000	環境課
6	省エネ家電買い換え	5,000	19	95,000	環境課
7	家庭エコ診断	1,000	8	8,000	環境課
8	天竜川美化清掃	100	0	0	都市整備課（雨天中止）
9	平成28年度 天竜川流域侵略植物駆除 7.31大作戦 駒ヶ根会場	300	29	8,700	ＮＰＯ法人天竜川ゆめ会議
10	平成28年度 えがおポイント事業 資源物回収	10	283	2,830	えがおポイント推進協議会
11	平成28年度 えがおポイント助成事業	5,000	2	10,000	えがおポイント推進協議会
12	環境フェスティバル（分別体験・環境クイズ）参加者	100	327	32,700	環境課
13	生ごみ分別モデル回収参加	360	346	124,560	環境課
14	環境課　出前講座	100	234	23,400	環境課
15	環境ポスター・標語募集	500	46	23,000	環境課
合　計			1,651	452,810	

資料：駒ヶ根市生活環境課

② 環境ポスター・標語の応募状況

（単位：件）

区分＼年度		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
環境ポスター	小学校低学年	3	12	13	11	0	2	0	0	0	0
	小学校高学年	176	114	149	55	38	96	54	8	59	122
	中学生	178	147	140	163	189	154	184	175	126	107
	高校生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	計	357	273	302	229	227	252	238	184	185	229
環境標語	小学校低学年	8	12	36	30	0	0	0	0	86	1
	小学校高学年	71	137	38	47	29	10	15	26	11	1
	中学生	1	200	27	119	3	0	0	0	0	0
	高校生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般	7	5	3	4	3	3	7	6	7	14
	計	87	354	104	200	35	13	22	32	104	16

資料：駒ヶ根市生活環境課

（注） H16年度から実施

③ 環境啓発の状況

（単位：件）

区分＼年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
環境フェスティバルへの出展数	6	6	6	0	0	0	0	0	1	1
講演会の主催・共催	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
講演会等の後援	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
出前講座	10	2	6	0	0	0	0	0	3	3
環境施設市民視察の実施	4	3	2	0	0	0	0	0	1	1
体験学習	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0
街頭啓発（マイバッグ）	6	6	6	6	4	4	4	4	4	1
市報特集	3	2	2	0	0	0	0	0	1	1

資料：駒ヶ根市生活環境課

④ 市内景観形成（育成）住民協定の状況（再掲）

駒ヶ根市内の景観育成住民協定地区

住民協定の名称	認定年月	規　　模
看護大学周辺地域景観形成住民協定	H8.6	約40ha
広域農道沿線景観形成住民協定	H9.12	沿線約5,000m
琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定	H10.6	沿線約2,200m
大徳原周辺地域景観形成住民協定	H13.3	約60ha
ふたつのアルプス望岳の里『南田市場』景観形成住民協定	H13.11	約40.8ha
東伊那景観形成住民協定	H14.4 （H20.9変更）	約1,721ha
ふれあいセンター周辺（梨の木）景観形成住民協定	H14.7	約24ha
伊南バイパス「駒ヶ根南部」景観育成住民協定	H19.11	沿線約1,900m
「光前寺周辺水仙の里」景観育成住民協定	H25.3	約97ha

資料：駒ヶ根市都市計画課

⑤ 大気

大気測定結果

測定地点：伊那合同庁舎

年　度	二酸化硫黄 年平均値（ppm）	二酸化窒素 年平均値（ppm）	光化学オキシダント 年平均値（ppm）	浮遊粒子状物質 年平均値（mg／㎥）
平成19年度	0.003	0.009	0.030	0.015
平成20年度	0.004	0.008	0.035	0.014
平成21年度	0.003	0.010	0.035	0.013
平成22年度	0.003	0.011	0.036	0.012
平成23年度	0.003	0.011	0.029	0.021
平成24年度	0.003	0.010	0.036	0.017
平成25年度	0.003	0.008	0.035	0.018
平成26年度	0.003	0.006	0.035	0.018
平成27年度	0.005	0.007	0.035	0.013
平成28年度	0.001	0.007	0.036	0.012

資料：長野県水大気環境課

○ 大気の汚染に係る環境基準

（昭和 48 年５月８日環境庁告示第 25 号　最終改正　平成 13 年４月 20 日環境省告示第 30 号）

物　質	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質
環境上の条件	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	１時間値が 0.06ppm 以下であること。	１時間値の１日平均値が 0.10mg／㎥以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg／㎥以下であること。

⑥ 交通騒音

自動車交通騒音調査結果

（単位：db）

年度	平成19年		平成20年		平成21年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		環境基本法	騒音規制法
測定場所	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	環境基準	要請限度
国道153号（小町屋）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	C類型	c区域
国道153号（福岡）	71	67	67	59	67	59	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	C類型	c区域
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（上穂北）	68	62	－	－	68	62	－	－	－	－	65	59	－	－	－	－	B類型	b区域
県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（北割一区切石）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	61	51	B類型	b区域
新春日街道（北割二区）	70	66	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
新春日街道（八幡原付近）	－	－	73	67	71	65	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国道153号バイパス飯田方面行き（町二区）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	B類型	b区域
国道153号バイパス飯田方面行き（町四区）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	C類型	c区域
国道153号バイパス飯田方面行き（小町屋）	－	－	－	－	－	－	－	－	65	57	－	－	－	－	－	－	C類型	c区域
国道153号バイパス飯田方面行き（飯坂）	－	－	65	62	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	C類型	c区域
国道153号バイパス飯田方面行き（経塚）	－	－	－	－	61	58	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	B類型	b区域
国道153号バイパス伊那方面行き（町二区）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	B類型	b区域
国道153号バイパス伊那方面行き（町四区）	－	－	－	－	－	－	60	56	－	－	－	－	－	－	－	－	C類型	c区域
国道153号バイパス伊那方面行き（小町屋）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	C類型	c区域
国道153号バイパス伊那方面行き（東町）	－	－	65	61	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	C類型	c区域
国道153号バイパス伊那方面行き（赤須東）	－	－	－	－	63	58	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	B類型	b区域
国道153号（北町）	67	63	66	60	－	－	65	58	－	－	－	－	－	－	－	－	B類型	b区域
古田切線（下平）	63	51	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中央自動車道西宮線（北割一区切石）	63	51	－	－	－	－	－	－	61	61	－	－	－	－	－	－	－	－
中央自動車道西宮線（南割区）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	66	66	－	－	－	－	－	－
県道駒ヶ根長谷線（東町）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	60	51	－	－	C類型	c区域
県道駒ヶ岳公園線（中央）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	59	49	－	－	C類型	c区域
県道栗林宮田停車場線（東伊那）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	61	50	－	－

※ 基準適用外である新春日街道及び古田切線を除き、「道路に面する地域」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」を対象。

資料：駒ヶ根市生活環境課

環境基準超過　環境基準及び要請限度超過

地域評価（面的評価）結果

（単位：戸）

年度	評価箇所	評価区間全体①＋②			近接空間①			非近接空間②		
		戸数	環境基準超過戸数（昼間）	環境基準超過戸数（夜間）	戸数	環境基準超過戸数（昼間）	環境基準超過戸数（夜間）	戸数	環境基準超過戸数（昼間）	環境基準超過戸数（夜間）
平成19年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線　国道方面行き（上穂北）	13	0	0	4	0	0	9	0	0
	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線　駒ヶ根IC方面行き（上穂北）	41	0	0	13	0	0	28	0	0
平成20年	国道153号バイパス飯田方面行き（飯坂）	27	0	0	9	0	0	18	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き（東町）	11	0	0	2	0	0	9	0	0
平成21年	国道153号バイパス飯田方面行き（経塚）	22	0	0	6	0	0	16	0	0
	国道153号バイパス伊那方面行き（赤須東）	15	0	0	3	0	0	12	0	0
平成24年	一般国道153号（旧道）	285	0	0	117	0	0	168	0	0
	一般国道153号（伊南バイパス）	230	0	0	69	0	0	161	0	0
平成25年	中央自動車道西宮線	46	0	2	14	0	0	32	0	2
	一般国道153号	435	0	0	203	0	0	232	0	0
平成26年	中央自動車道西宮線	34	0	9	12	0	3	22	0	6
	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（上穂北）	173	0	0	45	0	0	128	0	0
平成27年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（東町）	361	0	0	190	0	0	171	0	0
	県道駒ヶ根長谷線（中央）	93	0	0	45	0	0	48	0	0
平成28年	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（北割一区切石）	59	0	1	36	0	0	23	0	1
	県道栗林宮田停車場線（東伊那）	34	0	0	16	0	0	18	0	0

資料：駒ヶ根市生活環境課

○ 騒音に係る環境基準（平成 10 年９月 30 日環境庁告示第 64 号）（抜粋）

地域の類型	基　準　値		類型をあてはめる地域
	昼間 午前６時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の午前６時まで	
ＡＡ	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 16 条第２項の規定により県知事が類型ごとに指定する地域
Ａ及びＢ	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
Ｃ	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

（注）
１　ＡＡを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
２　Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
３　Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
４　Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基　準　値	
	昼　間	夜　間
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基　準　値	
昼　間	夜　間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

１　「幹線交通を担う道路」とは、道路法第３条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る。）をいう。
２　「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
(1)　２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15 メートル
(2)　２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　　20 メートル
（注）評価手法は、等価騒音レベル（ＬＡｅｑ）とする。

○ 騒音に係る環境基準の類型指定状況（平成 11 年３月 25 日県告示第 182 号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
駒ヶ根市	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ		Ｂ	Ｂ	Ｂ			Ｃ	Ｃ	Ｃ	Ｃ			駒ヶ根市が告示

○ 騒音規制法に基づく規制基準等（抜粋）

1　規制基準等

● 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 50 年２月 27 日　県告示第 97 号）

時間の区分 / 区域の区分	昼間（午前８時から午後６時まで）	朝（午前６時から午前８時まで） 夕（午後６時から午後９時まで）	夜間（午後９時から翌日の午前６時まで）
第１種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第２種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第３種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第４種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

（備考）

1　規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度という。

2　第２種区域、第３種区域又は第４種区域の区域内に所在する学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条第１項に規定する保育所、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第３項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から５デシベルを減じた値とする。

● 騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

（要請限度）（平成 12 年３月 30 日　県告示第 209 号）

区域の区分	昼間　午前６時から午後 10 時まで	夜間　午後 10 時から翌日の午前６時まで
1　a 区域及び b 区域のうち１車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2　a 区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3　b 区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において「幹線道路を担う道路に近接する区域」については上表にかかわらず、特例として次の表のとおりとする。

昼間　午前６時から午後 10 時まで	夜間　午後 10 時から翌日の午前６時まで
75 デシベル	70 デシベル

（備考）

1　車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

2　「幹線交通を担う道路」とは、道路法第３条に規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る。）をいう。

3　「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲を特定する。

・ ２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15 メートル

・ ２車線を超える車線数を有する幹線交通を担う道路　20 メートル

２　指定地域

● 騒音規制法第３条第１項の規定に基づく指定状況（昭和 50 年２月 27 日　県告示第 97 号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	付表の地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	付表の地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
駒ヶ根市	１	１		２	２	２	２	２			３	３	３		４			駒ヶ根市が告示

（備考）

１　この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第２章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第７条の規定により定められた市街化調整区域をいう。

２　表中の１、２、３及び４は、それぞれ第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域を表す。

３　指定状況は平成 26 年３月 31 日現在

● 騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の地域指定状況（昭和 50 年２月 27 日　県告示第 97 号）

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
駒ヶ根市	ａ	ａ	ａ	ａ		ｂ	ｂ	ｂ			ｃ	ｃ	ｃ	ｃ			駒ヶ根市が告示

（備考）

１　この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第２章の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第７条の規定により定められた市街化調整区域をいう。

２　表中のａ、ｂ、及びｃは、それぞれａ区域、ｂ区域、及びｃ区域を表す。

３　指定状況は平成 26 年３月 31 日現在

資料Ⅱ　市民満足度調査結果（環境関連抜粋）

市が平成 21 年度から継続的に行っている、市民満足度調査における、環境関連の項目についてピックアップしたものです。

この調査は、価値観の多様化する時代にふさわしい行政運営を行うため、現在市が行っている事業やサービスが、市民の皆さんにとって価値のあるものになっているか、市民の皆さんが何を価値のあるものと考えているかを把握するため、また、現在市が市政運営を進めるにあたって基本としている第４次総合計画において、市民の皆さんに満足いただける事業を進めていくための、事業の進捗を計るための指標とする目的などのために、平成 21 年度から２年に１回行っています。

直近となる平成 27 年度（平成 28 年２月）に行った調査対象、回答数等は次のとおりです。

- 調査対象　　市内在住の満年齢 20 歳以上の男女 3,000 人
- 抽出方法　　平成 28 年１月１日現在の住民基本台帳から層別無作為抽出
- 調査方法　　郵送文書による無記名アンケート調査、回答
- 回 答 数　　1,234 人（回答率 41.1%）
- 調査項目　　11 分野 65 の設問について、暮らしの満足度と重要度を 5 段階で評価
  （うち、ここでは環境関連の調査項目を掲載）

１．アンケート発送・回答状況

性　別	回答数	未回答数	発送数	回答率
男　性	527	950	1,477	35.7%
女　性	662	861	1,523	43.5%
合　計※1	1,234	1,811	3,000	41.1%

※1 総計には性別未記入・分析不可の45通を含む。

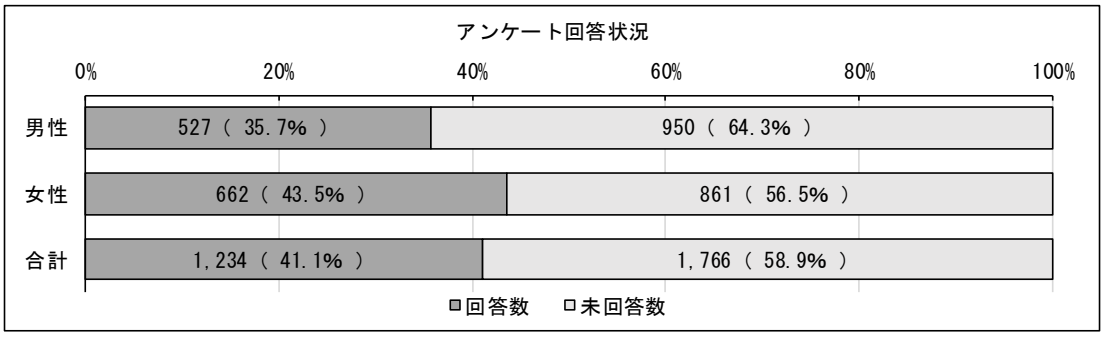

2．男女別発送・回答状況

性　別	男　性	女　性	不　明	総　数
発送数	1,477	1,523	0	3,000
回答数	527	662	45	1,234
回答率	35.7%	43.5%	1.5%	41.1%
回答比率	42.7%	53.6%	3.6%	100.0%

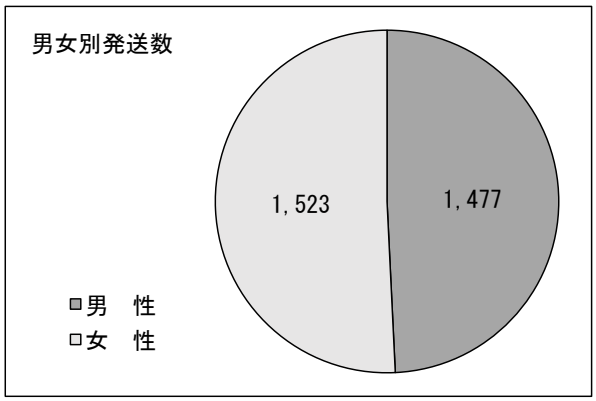

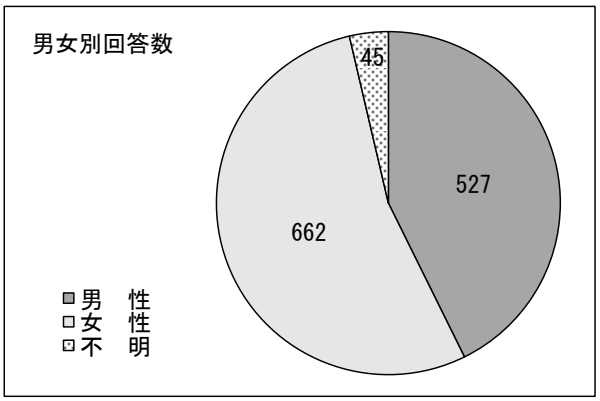

3．年代別発送・回答状状況

年代別	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	総数
発送数	345	432	533	517	508	665	0	3,000
回答数	81	120	164	203	263	387	16	1,234
回答率	23.5%	27.8%	30.8%	39.3%	51.8%	58.2%	0.5%	41.1%
回答比率	6.6%	9.7%	13.3%	16.5%	21.3%	31.4%	1.3%	100.0%

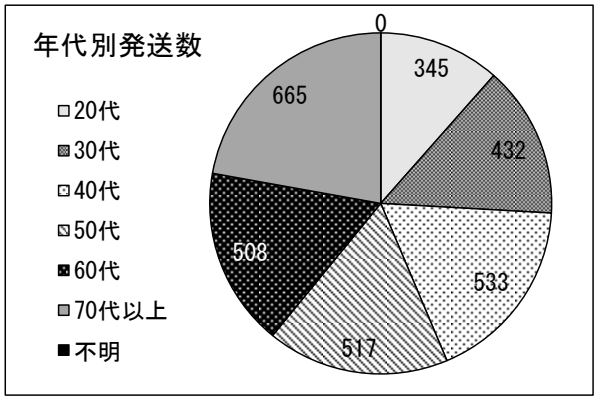

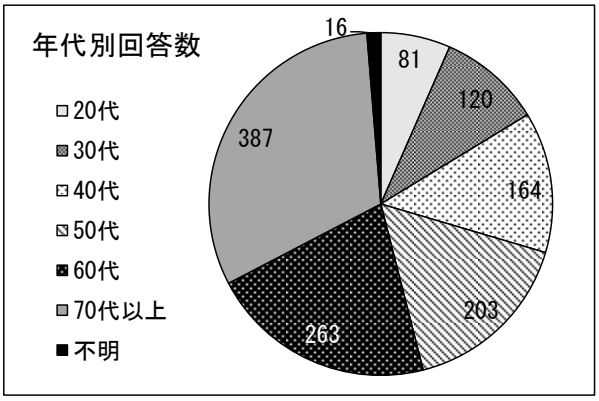

4．調査結果（問2　暮らしの満足度・重要度）

(1) 快適さ

（単位：ポイント（ 5点満点 ））

設　　問	満 足 度					重 要 度				
	H21	H23	H25	H27	前回比較	H21	H23	H25	H27	前回比較
① 空気や水がきれいで安心して生活できる	4.38	4.40	4.48	4.50	0.02	4.83	4.83	4.81	4.81	0.00
② 美しく澄んだ河川や水源が保たれている	3.89	3.99	4.03	4.17	0.14	4.76	4.75	4.74	4.75	0.01
③ 美しい景観や歴史的景観が保たれている	3.81	3.85	3.88	3.98	0.09	4.31	4.35	4.32	4.39	0.06
④ 憩える緑地、公園が整っている	3.46	3.42	3.41	3.52	0.11	4.16	4.19	4.25	4.28	0.03
⑤ 駒ヶ根市に愛着を感じる	4.21	4.18	4.20	4.14	△0.06	4.29	4.34	4.35	4.31	△0.04

※ 0.05ポイント以上増加した項目　　0.05ポイント以上減少した項目

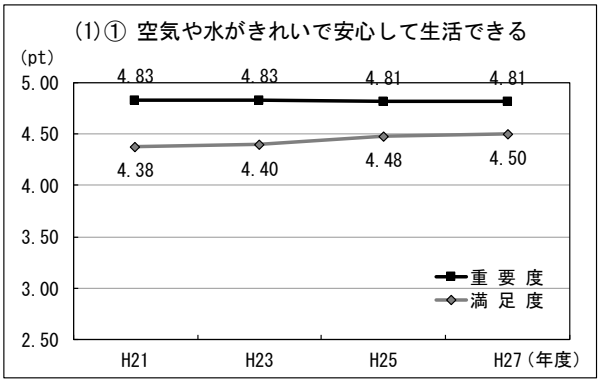

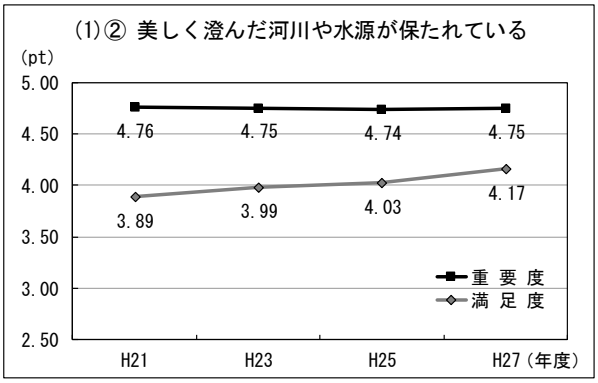

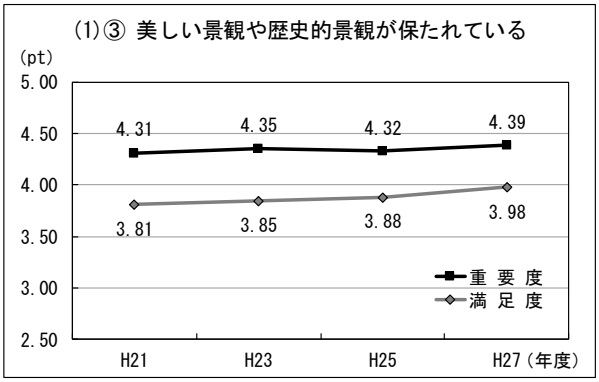

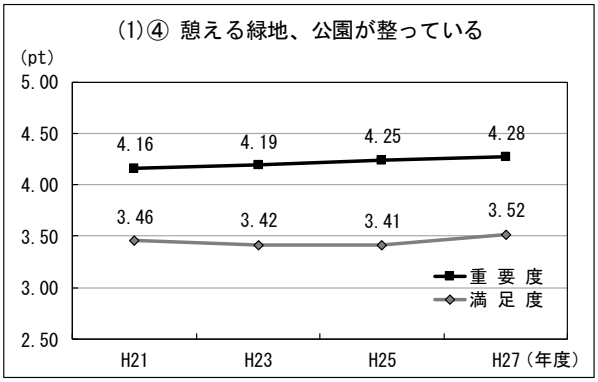

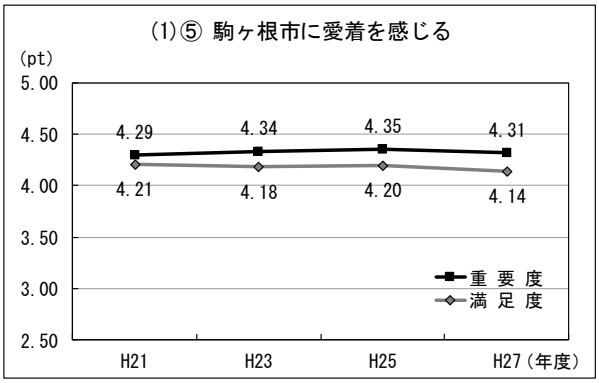

⑵ 衛生

（単位：ポイント（ 5点満点 ））

設　　問	満 足 度					重 要 度				
	H21	H23	H25	H27	前回比較	H21	H23	H25	H27	前回比較
① ゴミ処理の為の施設が整備されている	3.22	3.21	3.22	3.38	0.16	4.63	4.64	4.63	4.63	△0.01
② ゴミの出し方が守られている	3.69	3.68	3.70	3.82	0.12	4.61	4.59	4.59	4.59	0.00
③ リサイクルが進んでいる	3.43	3.47	3.48	3.52	0.04	4.41	4.42	4.38	4.37	△0.01

※ 0.05ポイント以上増加した項目　　0.05ポイント以上減少した項目

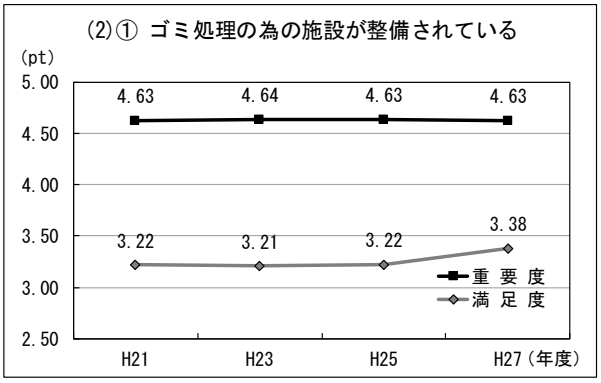

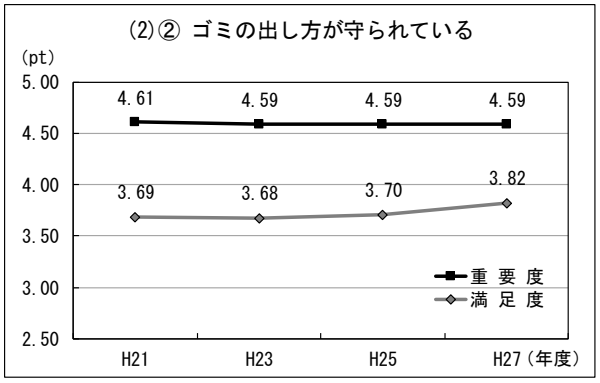

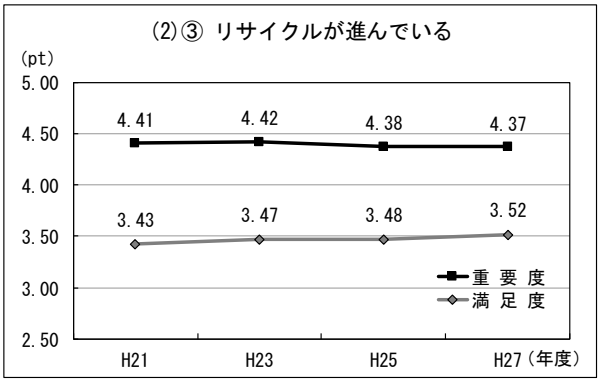

(7) 自然・共生

（単位：ポイント（ 5点満点 ））

設　　問	満 足 度					重 要 度				
	H21	H23	H25	H27	前回比較	H21	H23	H25	H27	前回比較
① 自然環境に配慮した取り組みが行われている	3.20	3.21	3.27	3.30	0.02	4.10	4.17	4.12	4.14	0.03
② 温暖化防止対策や再資源化など循環型社会の促進が市民生活に浸透している	2.80	2.87	2.90	2.85	△0.05	4.20	4.19	4.09	4.14	0.04
③ 企業や民間団体による環境保全の取り組みが盛んである	2.80	2.84	2.86	2.87	0.01	4.00	4.06	3.98	4.02	0.04
④ 自然の大切さを学び伝える機会に恵まれている	3.00	3.03	3.07	3.13	0.05	4.10	4.06	4.02	4.05	0.03

※ 0.05ポイント以上増加した項目　　0.05ポイント以上減少した項目

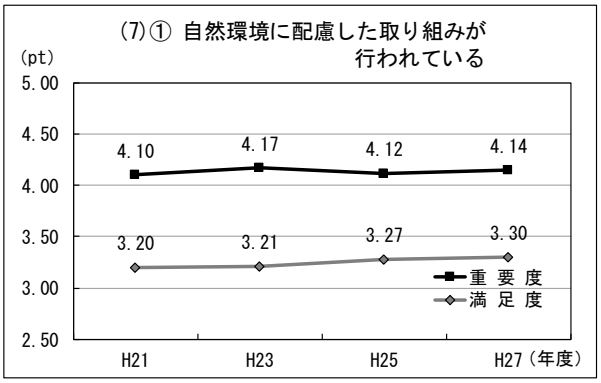

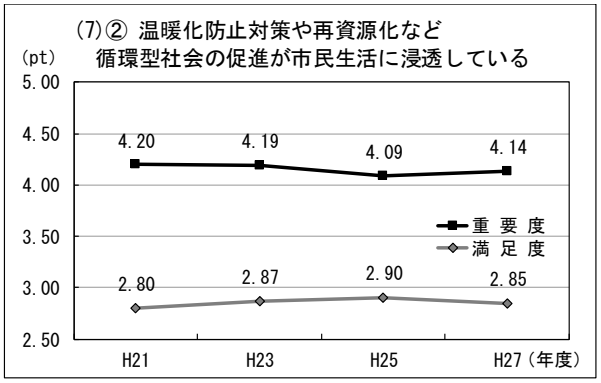

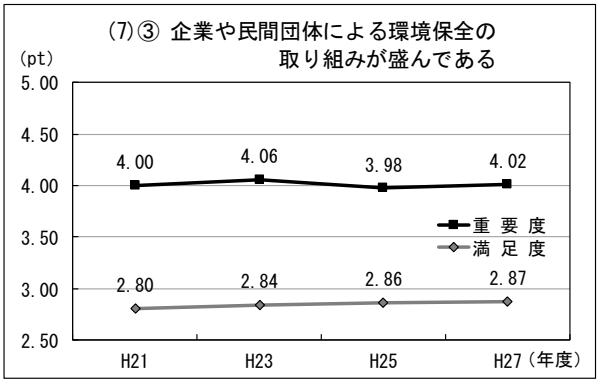

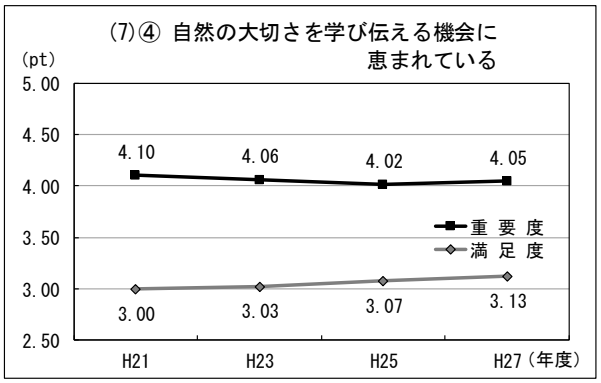

５．調査結果（問５　暮らしの現状と考え方について（年度別・年代別））

年度別	年度	はい	いいえ	無回答
⑦ 環境に配慮した生活を心がけていますか	H21	86.8%	10.7%	2.6%
	H23	86.8%	10.2%	2.9%
	H25	85.6%	12.6%	1.8%
	H27	83.5%	13.8%	2.8%

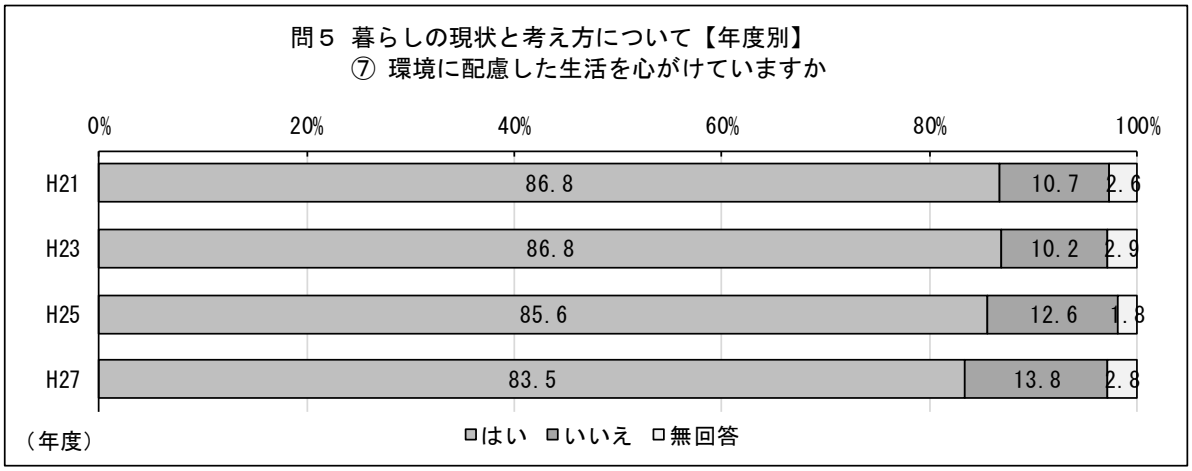

年代別	年代区分	はい	いいえ	無回答
⑦ 環境に配慮した生活を心がけていますか	20代	67.9%	30.9%	1.2%
	30代	82.5%	16.7%	0.8%
	40代	82.3%	15.9%	1.8%
	50代	82.8%	15.3%	1.9%
	60代	87.5%	10.3%	2.2%
	70代以上	86.6%	10.1%	3.3%

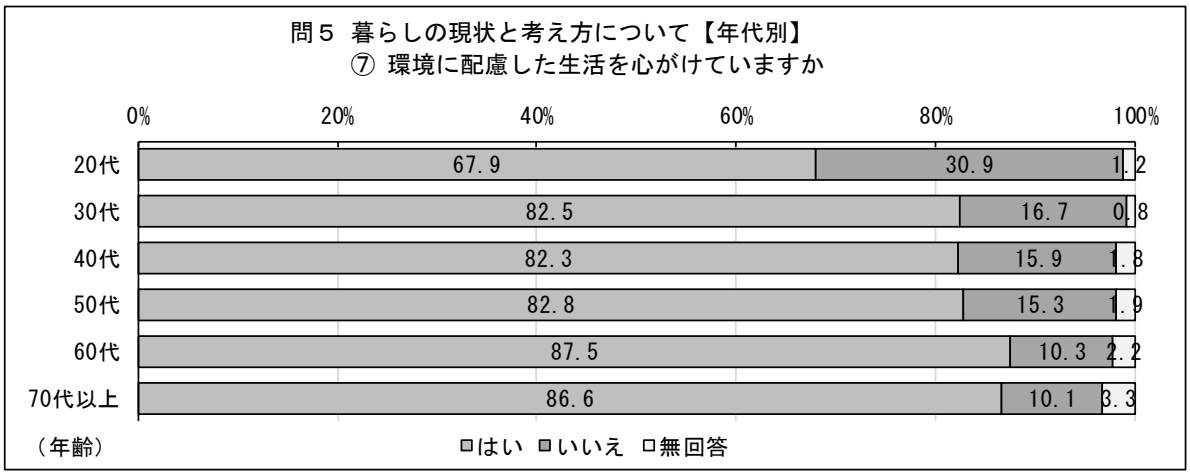

資料Ⅲ　「駒ヶ根市第３次環境基本計画」策定までの経過

１　策定までの経過

年 月 日	区　　分	内　　容　　等
H28. 5.31	平成 28 年度 第１回駒ヶ根市環境市民会議	委員の委嘱 会議の役割等について
H28. 7.13	駒ヶ根市環境市民会議視察研修	容器包装リサイクルプラスチックごみ処理施設（豊丘村）、大型生ごみ処理機・リサイクルステーション（市内）、上伊那最終処分場（箕輪町）
H28. 7.28	平成 28 年度 第２回駒ヶ根市環境市民会議	第３次環境基本計画の策定について ほか
H28. 9.27	平成 28 年度 第３回駒ヶ根市環境市民会議	第３次環境基本計画の策定について ほか
H28.11.14	駒ヶ根市環境市民会議視察研修	木質バイオマス発電所計画地（塩尻市）、古紙再生工場（松本市）
H28.11.29	平成 28 年度 第４回駒ヶ根市環境市民会議	平成 28 年度駒ヶ根市環境白書について
H29. 1.30	平成 28 年度 第５回駒ヶ根市環境市民会議	平成 28 年度駒ヶ根市環境白書について 第３次環境基本計画の全体像及び策定方針について
H29. 3.28	平成 28 年度 第６回駒ヶ根市環境市民会議	第２次環境基本計画の振り返りについて 第３次環境基本計画策定に向けた考え方について
H29. 5.10	第１回自然にやさしいまちづくり庁内推進委員会専門部会	第３次環境基本計画の策定方針について 第３次環境基本計画の重点施策の選定等について
H29. 5.30	平成 29 年度 第１回駒ヶ根市環境市民会議	新規委員の委嘱、これまでの環境施策について
H29. 6. 7	第２回自然にやさしいまちづくり庁内推進委員会専門部会	第２次環境基本計画の進行管理について 第３次環境基本計画に記載すべき事業・計画等について
H29. 7.25	平成 29 年度 第２回駒ヶ根市環境市民会議	平成 29 年度駒ヶ根市環境白書について 第３次環境基本計画の策定について（全体構成の検討）
H29. 9.28	平成 29 年度 第３回駒ヶ根市環境市民会議	平成 29 年度環境白書について 第３次環境基本計画の策定について（取組内容への意見交換）
H29.10.18	第３回自然にやさしいまちづくり庁内推進委員会専門部会	第２次環境基本計画のまとめ 第３次環境基本計画の数値目標及び内容の確認
H29.11.13	駒ヶ根市環境審議会	審議会委員の委嘱 第３次環境基本計画（素案）の審議
H29.11.14	平成 29 年度 第４回駒ヶ根市環境市民会議	第３次環境基本計画の数値目標について
H29.11.17	駒ヶ根市環境審議会	市への答申
H29.11.20	市議会全員協議会	第３次環境基本計画（案）の説明
H29.12.22 ～H30.1.12	パブリックコメントの実施	意見提出１人
H30. 3.16	市議会全員協議会	パブリックコメントの結果について説明
H30. 4. 1	策定	

２　駒ヶ根市環境市民会議設置要綱

平成17年８月25日
告示第66号

（設置）
第１条　市民参加と協働により、自然にやさしいまちづくりを推進するため、駒ヶ根市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。
（役割）
第２条　市民会議は、次の各号に掲げる事項について提言及び意見を述べ、協働して推進するものとする。
（１）　環境基本計画（温暖化防止地域推進計画を含む。）に関すること。
（２）　ごみ減量行動計画に関すること。
（３）　その他自然にやさしいまちづくりに関すること。
（組織）
第３条　市民会議は、委員30人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　環境活動において活躍が顕著である者
（２）　識見を有する者
（３）　公募による者
（任期等）
第４条　委員の任期は、委嘱した日から委嘱した日の属する年度の翌年度の３月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員の再任は、妨げないものとする。
（座長及び副座長）
第５条　市民会議に座長１人及び副座長２人を置き、委員が互選する。
２　座長は、市民会議を総括する。
３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　市民会議の会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。
（庶務）
第７条　市民会議の庶務は、生活環境課において処理する。
（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成20年告示第47号）

この告示は、平成20年７月１日から施行する。

附　則（平成24年告示第26号）

この告示は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日告示第33号）

この告示は、平成29年４月１日から施行する。

３ 駒ヶ根市環境市民会議の構成

	役　員	選 出 区 分 等
1	座　長	こまがね市民活動支援協会 会長
2	副座長	駒ヶ根市消費者の会 監事
3	副座長	長野県地球温暖化防止活動推進員・自然保護レンジャー他
4	委　員	区長会 会長
5	委　員	駒ヶ根市環境美化推進連合組合長会 会長
6	委　員	市内校長会長
7	委　員	駒ヶ根商工会議所 常議員
8	委　員	駒ヶ根建設業組合 庶務
9	委　員	駒ヶ根市営農センター 副会長
10	委　員	駒ヶ根市消費者の会 会長
11	委　員	駒ヶ根市食育懇話会 会員
12	委　員	保健あすなろ会 副会長
13	委　員	駒ヶ根市保育園・幼稚園保護者会連合会 代表
14	委　員	ＰＴＡ代表（駒ヶ根市ＰＴＡ協議会）
15	委　員	社団法人 駒ヶ根青年会議所 総務委員会委員長
16	委　員	公募委員
17	委　員	公募委員
18	委　員	公募委員

	氏　　名	所属部署等
事 務 局	猿田　孝弘	民生部長
	嶽　澤　　博	民生部 生活環境課長
	北澤　寿光	民生部 生活環境課 環境保全係長
	佐野　秀一	民生部 生活環境課 環境衛生係長
	戸　澤　　篤　　(～H28.3)	建設部 環境課 環境保全係
	佐藤敬子　　(H29.4～)	民生部 生活環境課 環境保全係

４　駒ヶ根市自然にやさしいまちづくり庁内推進委員会設置要綱

平成18年５月１日
訓令第７号

（設置）
第１条　自然にやさしいまちづくりを推進し、持続可能な循環型社会を構築するため、駒ヶ根然にやさしいまちづくり庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）　環境の保全に関する総合的かつ長期的な計画の策定、推進、評価及び見直しに関すること。
（２）　持続可能な循環型社会の構築に関する総合的かつ長期的な計画の策定、推進、評価及び見直しに関すること。
（３）　その他自然にやさしいまちづくりに係る重要事項に関すること。
（組織）
第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
２　委員長は、副市長を充て、副委員長は、民生部長を充てる。
３　委員は、部長及び課長等を充てる。
（委員長及び副委員長）
第４条　委員長は、委員会を総括する。
２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
（専門部会）
第６条　委員会に、必要に応じ専門部会を置く。
２　専門部会は、部会員をもって組織し、部会員は、担当係長等を充てる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、生活環境課において処理する。
（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この訓令は、公示の日から施行する。

附　則（平成19年訓令第３号）

（施行期日）
１　この訓令は、平成19年４月１日から施行する。
（駒ヶ根市ごみ減量行動計画策定委員会設置要綱の廃止）
２　駒ヶ根市ごみ減量行動計画策定委員会設置要綱（平成17年訓令第７号）は、廃止する。

附　則（平成20年訓令第５号）

この訓令は、平成20年７月１日から施行する。

附　則（平成24年訓令第１号）

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月31日訓令第２号）

この訓令は、平成 29 年４月１日から施行する。

5　駒ヶ根市自然にやさしいまちづくり庁内推進委員会の構成

(1) 委員会

職　　名	氏　　名	備　考
副市長	堀 内　秀	委員長
総務部長	萩原 浩一	委員
総務課長	中村 竜一	委員
企画振興課長	小澤 一芳	委員
財政課長	倉田 貴志	委員
税務課長	北 原　純	委員
民生部長	猿田 孝弘	副委員長
福祉課長	三枝 徳夫	委員
地域保健課長	酒井 宏道	委員
市民課長	下平 和弘	委員
生活環境課長	嶽 澤　博	委員
産業部長	渋谷 仁士	委員
農林課長	竹村 正宣	委員
商工振興課長	吉澤 一義	委員
観光推進課長	赤羽 知道	委員
建設部長	竹内 啓剛	委員
建設課長	杉山 哲也	委員
都市計画課長	宮下 佳和	委員
上下水道課長	小 林　哲	委員
教育次長	小 平　操	委員
子ども課長	北澤 英二	委員
社会教育課長	小出 孝幸	委員
伊南行政組合事務局長	米山 久之	委員

(2) 専門部会（幹事）

職　　名	氏　　名	備　考
総務課 課長補佐 〃　行政管理係長	下平 和弘 (H28 年度) 北 原　忍 (H29 年度)	幹事
企画振興課 中央アルプス山麓開発推進室長	福 澤　修	幹事
財政課 課長補佐兼契約財産係長 〃　契約財産係長	宮下 佳和 (H28 年度) 小林 幸夫 (H29 年度)	幹事
税務課 収税係長	渋谷 昭二 (H29 年度)	幹事
福祉課 高齢福祉係長	野村 隆二 (H29 年度)	幹事
地域保健課 課長補佐兼健康長寿係長	田 村　巴	幹事
市民課 国保医療係長	駒場 信之 (H29 年度)	幹事
生活環境課 課長	嶽 澤　博	部会長
生活環境課 環境衛生係長	佐野 秀一	副部会長
農林課 農地係長 〃　農政係長	菅沼 洋平 (H28 年度) 松原 博人 (H29 年度)	幹事
商工振興課 工業係長	林　光 洋	幹事
観光推進課 観光係長	黒河内英樹 (H29 年度)	幹事
建設課 道路河川係長	遠山 秀明	幹事
都市計画課 都市計画係長	木下 靖人 (H29 年度)	幹事
上下水道課 下水道係長	北 村　篤	幹事
子ども課 学校教育係長	久保田浩人	幹事
社会教育課 文化係長 〃　生涯学習係長	丸池 由美 (H28 年度) 入谷 吉博 (H29 年度)	幹事

(3)事務局

職　　名	氏　　名	備　考
生活環境課長	嶽 澤　博	
生活環境課 環境保全係長	北澤 寿光	
環境課 環境保全係 主査 生活環境課 環境保全係 主幹	戸 澤　篤 (H28 年度) 佐藤 敬子 (H29 年度)	

６　駒ヶ根市環境審議会

(1) 駒ヶ根市附属機関に関する条例（昭和52年12月23日条例第43号）

（目的）
第１条　この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定による執行機関の附属機関について定めることを目的とする。
（設置）
第２条　執行機関に、別表のとおり附属機関を設置する。
（会長及び副会長）
第３条　附属機関に会長及び副会長を置き、委員が互選する。
２　会長は、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第４条　附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　附属機関の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　附属機関の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４　会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。
（部会）
第５条　附属機関に、必要に応じ小委員会又は部会を置くことができる。
（幹事及び書記）
第６条　附属機関に、必要に応じ幹事及び書記を置くことができる。
（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、その執行機関が定める。
（附則　この条例は、公布の日から施行する。）

別表（第２条関係）

附属機関の名称	組織（定数・選出区分）		任期	所掌事務
駒ヶ根市環境審議会	12人以内	環境の保全に関し学識経験を有する者 公共的団体等の代表者	当該諮問にかかる審議が終了するまでの期間	公害の防止、環境の保全に関し、市長の諮問に応ずる調査審議

(2) 委員構成　　（敬称略）

No.	役　職	氏　　名	選　出　区　分
1	会　長	太田 克矢	学識経験を有する者（長野県看護大学教授）
2		小川 英樹	学識経験を有する者（環境計量士）
3		小松 政文	駒ヶ根市区長会
4		小出 和由	駒ヶ根市環境美化推進連合組合長会
5	副会長	鈴 木　明	駒ヶ根市環境市民会議
6		菅 沼　翠	駒ヶ根市消費者の会
7		福澤 雄一	(一社) 駒ヶ根青年会議所
8		春日 俊也	駒ヶ根商工会議所
9		北原 政彦	上伊那農業協同組合 駒ヶ根支所
10		石田 耕一	駒ヶ根建設業組合
11		瀧本 好美	新エネルギー推進協議会
12		田畑 文徳	長野県 上伊那地域振興局 環境課

7　駒ヶ根市環境審議会　諮問・答申

（1）諮問

生　環　～　58
平成 29 年 11 月 13 日

駒ヶ根市環境審議会
太 田 克 矢　様

駒ヶ根市長　杉 本 幸 治

駒ヶ根市第３次環境基本計画（素案）について（諮問）

このことについて、駒ヶ根市環境保全条例第 16 条第１項の規定により、下記のとおり策定することについて諮問します。

記

１　駒ヶ根市第３次環境基本計画（素案）について
別紙のとおり

２　実施の時期等について
(1) 駒ヶ根市第３次環境基本計画（素案）のパブリックコメントの実施
平成 29 年 12 月 22 日 から 平成 30 年１月 12 日 まで
(2) 駒ヶ根市第３次環境基本計画の策定
平成 30 年４月１日（予定）

(2) 答申

平成 29 年 11 月 17 日

駒ヶ根市長　杉本幸治　様

駒ヶ根市環境審議会
会長　太田克矢

駒ヶ根市第３次環境基本計画（素案）について（答申）

平成 29 年 11 月 13 日付け生環～58 で諮問のありました「第３次環境基本計画（素案)」の策定について、本審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。

記

当審議会の意見

諮問された「第３次環境基本計画（素案)」は平成 30 年度からの駒ヶ根市に必要な指針としてふさわしいものと判断します。計画の素案は「駒ヶ根市環境市民会議」などにおいても慎重に検討が重ねられており、第２次環境基本計画において今後も重要となる指標などを踏襲しつつ、新たに必要な指標についても適切に取り入れられています。また、市民の環境に関する行動指針としてもわかり易く示されていると同時に、状況により適宜計画の見直しも行えるように構築されています。今後の策定過程においては、市民からの多くの意見の提起も想定されるので、これらを十分に踏まえてお進めくださるよう要望します。

なお、この計画（素案）が、麓から２つのアルプスが望める駒ヶ根らしい生活環境ならびに自然環境の維持と創造に繋がることを期待し、策定後は、市民・事業者・市が一体となって計画を推進し、目標が達成されることを強く望みます。

資料Ⅳ　市民憲章・条例

1　駒ヶ根市民憲章

駒ヶ根市民憲章

ふたつのアルプスの雄大な山並み
鮎(あゆ)おどる天竜のしぶき
緑の森にこだまする小鳥たちのさえずり
満天の星たちに彩られ
悠久たる自然にあふれる駒ヶ根市

そこに住む私たちは
　未来に生きる子供たちとともに
　遥(はる)かなる歴史や文化を訪ね
　生あるものすべてを愛し
　平和と友情の輪が広がることを願い
　つねに地球人として高い理想を掲げ
　学びあい慈しみ
　互いに手をたずさえて
　愛と誇りと活力に満ちた
　　駒ヶ根市を築きます

（平成６年３月23日制定）

市民憲章のこころ

駒ヶ根市民憲章は、駒ヶ根市の固有の歴史や文化、それを築き上げてきた先人たちの先駆的偉業を継承し、未来に対する方向性を模索する中で、まちづくりの指針となり、市民の自覚や誇りを呼びさますよりどころとなるものである。

地球的規模の環境保全が最も重要な課題となっている現代にあって、私たちは、新たな決意をもって、ふたつのアルプスとそこに生きる動植物、両連峰のふところから流れ出る清流の数々、悠久の昔から恵みを与え続けてきた天竜の流れ、住空間に隣接する森林の緑、その梢(こずえ)を飛び交う小鳥たち、澄んだ空気を象徴する満天の星……、この数限りない自然を未来に継承していかなければならない。

その自然あふれる駒ヶ根市に住む私たちは、生きがいを持ち、未来に目をむけ、将来を担う子供たちとともに語りあい、学びあい、新しい時代にふさわしい考え方にたって暮らしを豊かにし、真の駒ヶ根の文化を創造し、永遠(とわ)の平和を求め、世界中の人々との友情の輪を広げ、地球人として生あるものすべてを愛することが私たちの務めである。

この市民憲章が、今を生き、未来に生きる駒ヶ根市民の理念となり、更に基本計画や行動指針を含めて、市制施行40周年を機に、互いに手を携えて、愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市を築き上げる力となることを願うものである。

２　駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例

（平成７年３月 23 日条例第１号）

駒ヶ根市民憲章は、私たちが「アルプスがふたつ映えるまち」に象徴される豊かな美しい自然を未来に継承し、互いに手を携えて、愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市を築きあげることを理念としている。

私たちは、この理念に基づき、安全で快適な生活環境の形成、かけがえのない自然環境の保全、美しい景観の保持と創出のために、愛と思いやりの心をもって、人と自然にやさしいまちづくりを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、駒ヶ根市民憲章の理念に基づき、人と自然にやさしいまちづくりをすすめるため、市長、市民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、まちづくりに関し基本的な事項を定めることを目的とする。

（市長の責務）

第２条　市長は、この条例の目的達成のため、基本的かつ総合的な施策を講じなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第３条　市民及び事業者は、この条例の目的達成のため、自ら努めるとともに、市が実施するまちづくりの施策に協力しなければならない。

（人にやさしいまちづくり）

第４条　市長は、次の各号に掲げる事項を基本として、人にやさしいまちづくりをすすめるものとする。

（１）　障がい者及び高齢者が安心して生活を営むことができるまちづくりに関すること。

（２）　子どもたちが、健やかに育つためのまちづくりに関すること。

（３）　人にやさしいまちづくりの意識高揚に関すること。

（４）　その他人にやさしいまちづくりに関し必要なこと。

（自然にやさしいまちづくり）

第５条　市長は、次の各号に掲げる事項を基本として、自然にやさしいまちづくりをすすめるものとする。

（１）　森林の保全、清流の確保及び動植物等の生態系の保護に関すること。

（２）　水環境、大気環境及び土壌環境の保全に関すること。

（３）　自然との共生による循環型生活環境に関すること。

（４）　自然にやさしいまちづくりの意識高揚に関すること。

（５）　その他自然にやさしいまちづくりに関し必要なこと。

（美しい景観まちづくり）

第６条　市長は、次の各号に掲げる事項を基本として、美しい景観まちづくりをすすめるものとする。

（１）　美しいまちの景観形成に関すること。

（２）　緑豊かな都市環境の形成に関すること。

（３）　美しい景観まちづくりの意識高揚に関すること。

（４）　その他美しい景観まちづくりに関し必要なこと。

（国等に対する要請）

第７条　市長は、この条例の目的達成のため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体若しくはこれに準ずる法人に対し、協力を要請するものとする。

（支援）

第８条　市長は、この条例の目的達成のために活動する者に対し、必要に応じ支援するものとする。

（指導又は助言）

第９条　市長は、この条例の目的達成のための施策をすすめるため、市民、事業者及び団体等に対して、必要な指導又は助言をすることができる。

（委任）

第 10 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

３　駒ヶ根市環境保全条例

（平成８年３月21日条例第５号）

目次　第１章　総則（第１条―第15条）　第２章　環境基本計画（第16条）
第３章　自然保護地区（第17条・第18条）　第４章　環境基準（第19条・第20条）
第５章　公害防止（第20条の２―第31条）　第６章　雑則（第32条・第33条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、環境基本法（平成５年法律第91号）及び駒ヶ根市人と自然にやさしいまちづくり条例（平成７年条例第１号）の規定に基づき、環境の保全について基本理念を定め、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　市民　市民及び駒ヶ根市の区域に滞在する者をいう。

（２）　環境の負荷　人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（３）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は快適な生活が阻害されることをいう。

（４）　地下水　地表面より下に存在する水（温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項に規定する温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第３条第１項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。）をいう。

（環境保全の基本理念）

第３条　環境の保全は、自然の恵みの消費や自然との共生に配慮した自然にやさしいまちづくりを基本に、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を構築し、これを未来に継承していくことを目的として行われなければならない。

２　環境の保全は、社会経済活動による環境への負荷をできる限り低減するために、すべての者がそれぞれの役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。

３　地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地球上の一自治体として、またそれを構成するすべての市民があらゆる能力を生かし推進されなければならない。

４　自然環境及び水資源の保全は、住民の平穏で安心な生活環境を支えるだけでなく、市の産業を支える重要な資源として、市の発展及び産業振興等に寄与し、農産物等の産業製品の価値などとも密接に関わることから、これら産業製品及び地下水等資源の品質に対する社会的評価の維持及び増進並びに水道水源及び天竜川水系の水質保全に寄与するために、全ての者がそれぞれの責務を果たすとともに、役割分担を自主的かつ積極的に行わなければならない。

（市長の責務）

第４条　市長は、環境を保全し、環境への負荷を低減するため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施しなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、環境を保全し、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）
第６条　事業者は、事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより、環境への負荷とならないように努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、最大限必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
（燃焼不適物等の燃焼の禁止）
第７条　何人も、燃焼に伴い、著しいばい煙、悪臭及び有害ガス等を発するおそれのあるものを燃焼させてはならない。
（投棄等の禁止）
第８条　何人も、空き缶、たばこの吸い殻等をみだりに捨て、廃棄物を放置する等美観を損ね、又は不衛生的な行為をしてはならない。
（埋め立て及び焼却の抑制）
第９条　何人も、廃棄物の処理に当たっては、埋め立て及び焼却処分を最小限とし、循環型社会の構築に努めなければならない。
（水質の汚濁防止）
第10条　何人も、河川浄化及び地下水保全のため、適切な排水処理に努めなければならない。
（地下水の保全）
第10条の２　何人も、地下水が公共性の高い貴重な財産であることを認識し、その保全及びかん養並びに適正な利活用に努めなければならない。
（土壌等の汚染防止）
第11条　何人も、土壌汚染及び水質汚濁を防止するため、汚染等の原因となる物質を埋め立て、又は投棄してはならない。
２　何人も、農薬等の使用に当たっては、環境保全を配慮し、最小限にとどめるよう努めるものとする。
（大気の汚染防止）
第12条　何人も、大気汚染防止のため、汚染原因となるフロンガス等の物質を含むものを使用し、又は汚染原因となる物質を大気中に放出しないよう努めなければならない。
（森林の保全と緑化）
第13条　何人も、水資源を確保し、かつ大気の浄化作用を高めるため、森林の保全と緑化に努めなければならない。
（自然の保護）
第14条　何人も、開発に当たっては、動植物の生態系を保護し、自然のもつ浄化循環作用を阻害しないよう努めなければならない。
（環境保全の意識の高揚）
第15条　何人も、あらゆる場を通じて、環境保全について意識の高揚に努めなければならない。

第２章　環境基本計画

（環境基本計画の策定）
第16条　市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を策定しなければならない。
２　市長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

第３章　自然保護地区

（自然保護地区の指定）
第17条　市長は、自然環境を保護するために必要な地区を自然保護地区として指定することができる。
２　市長は、前項に規定する自然保護地区を指定するときは、当該地区住民や利害関係者の同意を得るとともに、自然保護のための施策を講じなければならない。

３　市長は、第１項に規定する自然保護地区を指定したとき及びその指定を変更又は解除したときは、これを公表しなければならない。

（行為の制限等）

第18条　自然保護地区の利害関係者は、当該保護地区の形状の変更や権利の移転等を行うときは、事前に市長と協議するものとする。

２　何人も、自然保護地区が大切に保全されるよう協力しなければならない。

第４章　環境基準

（環境基準）

第19条　市長は、公害を防止するため、駒ヶ根市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、水質等の環境基準（以下「環境基準」という。）を規則で定めることができる。

（環境基準の遵守）

第20条　水質汚濁等の原因となるものを発生又は排出する者は、環境基準を遵守するよう努めるものとする。

第５章　公害防止

（事前協議対象事業に関する事前協議）

第20条の２　事業者は、良好な生活環境を保全するため、市内において別表に定める事業活動（施設設置のために必要な工事を含む。以下「事前協議対象事業」という。）を行おうとするときは、事前に規則で定める図書を添付した協議書（以下「事前協議書」という。）を提出し、市長と協議するものとする。

２　事業者は、前項の規定による事前協議書を提出するときは、市民及び近隣の事業者に対し、当該事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を取らなければならない。

３　市長は、第１項の規定による事前協議書を受理したときは、審議会に諮り、次に掲げる事項を勘案して当該事業実施の同意又は不同意を決定し、事業者に対し速やかに通知するものとする。この場合において、当該同意には条件を付すことができる。

（１）　市民の健康及び生活環境上の支障を来すおそれがないこと。

（２）　水道水源及び農業用水並びに地下水などの水資源における水質の確保を阻害するおそれがないこと。

（３）　地下水の枯渇及び地盤沈下のおそれがないこと。

（４）　自然環境保全及び生物多様性に著しい影響を及ぼすおそれがないこと。

（５）　農産物等産業製品及び地下水等水資源の品質に対する社会的評価を低下させるおそれがないこと。

（６）　市民及び近隣の事業者との協議を経ていること。

（７）　環境基準に適合しないおそれがないこと。

（８）　その他市長が必要と認める事項

４　事業者は、事前協議の結果を尊重するものとする。

５　事業者は、第１項に規定する事前協議において、第３項の規定に基づく同意を受けるまでは、事前協議対象事業に着手しないものとする。

６　前各項の規定は、事業を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更しようとするものについて準用する。

（事業の意見陳述等）

第20条の３　前条の規定に基づき事前協議書を提出した事業者は、市長に関係資料を提出し、意見を述べることができる。

２　市長は、事前協議書を提出した事業者に対し、関係資料の提出及び意見を求めることができる。

（事前協議書の公開）
第20条の４　市長は、第20条の２の規定に基づく事前協議書を受理したときは、その事前協議書を同条第３項に基づく通知をするまでの間、縦覧に供しなければならない。
２　市民は、事前協議書が公開された後、市長に対し関係資料を提出し、意見を述べることができる。
３　事業者は、前項に規定する市民の意見に関する市長からの照会に応じるものとする。
（事業完了の届出）
第20条の５　第20条の２第３項の規定により同意を受けた事業者（以下「同意を受けた事業者」という。）は当該事業に係る施設の整備が完了した場合は、速やかに市長に届け出るものとする。
（事業の承継）
第20条の６　同意を受けた事業者から、施設を譲り受け又は借り受けた者及び相続した者又はこれらの者と合併し存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該同意を受けた事業者の地位を承継する。
２　前項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に市長に届け出るものとする。
（改善指導及び助言）
第20条の７　市長は、第20条の５に規定する事業完了の届出がされた施設が規則に定める環境基準に適合しない場合又は第20条の２第３項に規定する事項に適合しない場合は、当該事業者に対し、相当な改善策の実施を求めるものとする。
２　市長は、事前協議対象事業について、規則に定める環境基準又は第20条の２第３項に規定する事項に適合するよう、必要な指導又は助言を行うことができる。
（近隣での事前協議対象事業に関する事前協議）
第20条の８　第20条の２から前条（第20条の２第５項の規定を除く。）までの規定は、近隣市町村の区域内で実施する事前協議対象事業で、市の区域内において環境保全上の支障を来すおそれがあると認めたものに準用する。この場合において、第20条の２第１項中「市内」とあるのは、「近隣市町村の区域内」と読み替えるものとする。
（事業の届出等）
第21条　他の法令等の規定により、公害の防止等について県に届出の義務を有する事業を除き規則で定める事業を行おうとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書類により、市長に届け出て公害防止施設について確認を受けた後でなければ当該施設についての工事に着手してはならない。当該届け出た事項を変更しようとするときもまた同様とする。
（１）　事業所の名称、所在地及び代表者の氏名
（２）　事業の種類及び規模
（３）　公害防止施設の構造又は処理の方法
（４）　その他市長が必要と認める事項
２　市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに確認を行うものとする。
（実施の制限）
第22条　前条の規定による確認を受けた者が、当該確認事項について工事を完了したときは、市長に届け出て検査を受け使用の承認を受けた後でなければ事業を開始してはならない。
２　前項の検査は、当該届出を受理した日から起算して７日以内に行わなければならない。
（勧告）
第23条　市長は、前条の検査の結果、当該事業活動により公害が発生するおそれがあると認めるときは、その者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について必要な措置を行うよう勧告することができる。

２　前条の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。
第24条　市長は、事業活動により公害が発生したときは、当該事業者に対し施設の構造又は処理方法の改善その他公害の防止について、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告するものとする。
２　前項の勧告を受けた者が、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。
第24条の２　市長は、第26条の規定により協定等を締結した場合において、当該事業者が当該協定等に違反したときは、当該事業者に対し当該協定等の遵守のために必要な措置を速やかに行うよう勧告するものとする。
２　前条第２項の規定は、前項の規定による勧告に基づき必要な措置を行った場合において準用する。
（命令）
第25条　市長は、第24条の規定により勧告を受けた者が定められた期限内に、当該勧告に基づく措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令するものとする。
２　前項の命令を受けた者が、当該命令に基づく措置を行ったときは、速やかに市長に届け出て検査を受けなければならない。
３　市長は、第１項の規定により措置の命令をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
（協定等）
第26条　市長は、事業者がその事業活動に伴って公害が発生するおそれがあると認められるとき又は環境保全上必要があると認められるときは、その防止又は保全等に係る協定等を締結するように努めなければならない。
（苦情の処理等）
第27条　市長は、公害に関する苦情又は紛争が生じたときは、その苦情又は紛争について適正に解決するよう努めなければならない。
２　市長は、苦情又は紛争を処理するに当たって必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。
（報告の聴取及び立入検査）
第28条　市長は、この条例の施行に必要な限度において事業者に対して報告を求め、又は職員をして事業所その他の場所に立ち入り、施設その他の物件等を検査させることができる。
２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、必要なときは関係者に提示しなければならない。
（助成）
第29条　市長は、公害を防止し、環境を保全するための施設の整備、改善等に要する資金をあっせんする等必要な助成に努めるものとする。
（罰則）
第30条　第25条第１項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
２　次の各号のいずれかに該当する者は、３万円以下の罰金に処する。
（１）　第21条第１項の規定に違反した者
（２）　第22条第１項（第23条第２項の規定により準用した場合を含む。以下同じ。）の規定に違反した者又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者
（３）　第23条第１項に規定する勧告に従わなかった者
（４）　第24条第１項に規定する勧告に従わなかった者又は同条第２項に規定する検査を拒み、若しくは妨げた者
（５）　第25条第２項の規定による検査を拒み、又は妨げた者

（６） 第28条第１項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をした者又は立入検査を拒み、若しくは妨げた者

（両罰規定）

第31条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰則を適用する。

第６章　雑則

（専門委員）

第32条　市長は、自然にやさしいまちづくりに関する専門的事項について調査研究するため、まちづくり推進委員を置くことができる。

（委任）

第33条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

（駒ヶ根市公害防止条例の廃止）

２　駒ヶ根市公害防止条例（昭和46年条例第16号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際、現に廃止前の駒ヶ根市公害防止条例の規定によりされた届出は、この条例の規定によりされた届出とみなす。

附　則（平成10年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年12月17日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第20条の２関係）

１　廃棄物（循環型社会形成基本法（平成12年法律第110号）に規定する廃棄物等及び放射性物質に汚染された廃棄物等をいう。）の処理事業（市内で積み替え、又は保管をしない収集運搬に係る事業を除く。）
２　採石業
３　畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの （１） 豚房施設（成豚50頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの） （２） 牛房施設（成牛10頭以上飼養又は収容できる施設を有するもの） （３） 養鶏施設（成鶏1,000羽以上飼養又は収容できる施設を有するもの）
４　飲料水製造業
５　生コンクリート製造業
６　砂利砕石業
７　ゴルフ場
８　し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第１項の表に規定する算定方式により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
９　上記以外で市長が審議会に諮り、特に必要と認めたもの

資料Ⅴ　数値目標及び目標値設定の根拠等

Ⅰ　資源や住みやすい生活環境を大切にするまち

（1）ごみを減らして資源化しよう

指　　標	2016年度	2020年度	設定根拠（設定方法）	備　　考
ごみ総排出量	7,388ｔ	7,162ｔ	家庭系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量＋集団回収量 2014年度実績（7,640ｔ）比△478ｔ	駒ヶ根市ごみ減量行動計画第３期（H28年度策定）
家庭系ごみ排出量	5,203ｔ	5,194ｔ	2014年度実績（5,518ｔ）比△324ｔ	駒ヶ根市ごみ減量行動計画第３期（H28年度策定）
家庭系１人１日あたりごみ排出量	429ｇ	444ｇ	排出抑制をしなかった場合2020年度に459ｇになると推計。これを分別資源化の徹底等により、現状値程度に抑制を目標とする。	駒ヶ根市ごみ減量行動計画第３期（H28年度策定）
事業系ごみ排出量	2,182ｔ	1,968ｔ	2014年度実績（2,122ｔ）比△154ｔ	駒ヶ根市ごみ減量行動計画第３期（H28年度策定）
指　　標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備　　考
家庭用生ごみ処理容器の購入補助件数（累積）	1,346件	1,600件	第２次環境基本計画期間中に補助を行った台数とほぼ同数の補助を目標とする。	―
家庭用生ごみ処理機の購入補助件数（累積）	1,972件	2,270件	第２次環境基本計画期間中に補助を行った台数とほぼ同数の補助を目標とする。	―
マイバッグ持参率	63.8％	80.0％	長野県の「レジ袋削減県民スクラム運動の目標値を採用。	ながの環境パートナーシップ会議レジ袋チーム目標値

（2）排出物を適正に処理して、きれいなまちをつくろう

指　　標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備　　考
不法投棄の新規発見件数	9件	0件	大田切リサイクルステーションなどの拡充により、不法投棄ゼロを目標とする。	―
公害苦情受付件数	26件	10件	現状の半分以下を目標とする。	―

（3）良質な水資源を守っていこう

指　　標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備　　考
十二天池排水溝付近のＣＯＤ年平均値	8.2mg／ℓ	5.0mg／ℓ以下	平成25年度以前の同地点のＣＯＤ値を目標とする。	―
水洗化率	89.3％	95.0％	将来の人口及び接続人口を推定し算出	駒ヶ根市「水循環・資源循環のみち2015」構想（H27年度策定）

Ⅱ　地球温暖化防止に貢献するまち

（1）省エネルギーを心がけよう

指　　標	2013年度	2015年度	2026年度	設定根拠（設定方法）	備考
温室効果ガス（CO_2）年間排出量	258,215t-CO_2	253,103t-CO_2	207,990t-CO_2	2030年度までに2013年度比26.0％削減を目指した場合に2027年度時点で削減すべき割合から算出。（2013年度比△19.5％）	―
温室効果ガス（CO_2）１人当たり排出量	7.65t-CO_2	7.58t-CO_2	6.73t-CO_2	上の年間排出量目標値を2027年度時点の人口推計値で除した数値。	―

指　　標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備　　考
再生可能エネルギーによる電力自給率（発電設備容量）	12.8%	20.0%	太陽光発電設備、小水力発電所等の今後の建設と、電力消費量の減を見込んで設定。	—
（2）再生可能（自然エネルギー）を取り入れよう				
指　　標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備　　考
太陽光発電設備規模（累積）	25.23MW	35.00MW	家庭用については、これまでの推移等から年間約0.4MW増加、事業用についてはFIT買取単価下落等により10年間で６MW程度増加すると見込んで算出。	—
小水力発電施設の設置箇所数（累積）	2か所	5か所	現在事業実施に向けて進行している２か所に加え、さらに１か所の実現を見込む。	—
家庭へのペレットストーブ設置台数（累積）	24台	50台	第２次環境基本計画期間中に達成した台数と同程度の台数設置を目標とする。	—

Ⅲ　ひとと自然とのつながりを大切にするまち				
（1）豊かな自然を守っていこう				
指　　標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備　　考
外来生物の駆除活動件数（累積）	182件	400件	第２次計画期間中に達成した件数と同程度の活動件数を目標とする。	—
えがおポイント（エコ事業）数（年間）	15事業	25事業	特定外来生物の駆除活動件数を中心に、10事業の増を目標とする。	—
子どもたちが行う環境活動数（累積）	279件	600件	第２次計画期間中に達成した活動数と同程度の活動を目標とする。	—
親子で親しむ環境教室の開催（累積）	26回	50回	第２次計画期間中に達成した開催回数と同程度の開催を目標とする。	—
（2）良好な景観を守っていこう				
指　　標	2016年度	2023年度	設定根拠（設定方法）	備　　考
条例適合基準を超える自己敷地内建植看板の件数	29件	0件	駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例による既存広告物の適合・除却期限までに全ての非適合となる物件の改修、除却を目標とする。	—
（3）安全安心なくらしを維持していこう				
指　　標	2016年度	2027年度	設定根拠（設定方法）	備　　考
森林整備面積（年間）	90.0ha	100.0ha	2016年度比約10%増を目標とする。	—
倒壊の危険がある空き家数	5件	0件	最も危険度が高い空き家物件が無くなることを目標とする。	—
指　　標	2015年度	2019年度	設定根拠（設定方法）	備　　考
鳥獣被害額（年間）	917.4万円	642.2万円	2015年度の被害額の30%減を目標とする。	駒ヶ根市鳥獣被害防止計画（H29年度策定）

資料Ⅵ　第２次環境基本計画から引き続いて進捗状況・数値を確認していく目標値一覧

長　期　目　標	目　標　項　目	現状値 H28年度 （2016年度）	目標値 （2027年度）
Ⅰ－(1)　ごみを減らして資源化しよう	環境に配慮したイベントの実施数	21件	100件
	家庭系分別資源化率	25.29%	－
	生ごみ資源化世帯率 （事業見直しを検討するが数値は把握）	32%	－
	市役所本庁のごみ排出量	22.2ｔ	20.0ｔ
Ⅰ－(2)　排出物を適正に処理して、きれいなまちをつくろう	清掃活動実施者・団体数	78団体	100団体
Ⅰ－(3)　良質な水資源を守っていこう	市民一人あたりの水道使用量	117㎥	年99㎥
	雨水の有効利用（公共施設分）	5施設	10施設
	家庭井戸水水質検査数	111件／年	160件／年
	ため池・湧水の環境整備	2箇所	4箇所
	河川清掃の年回数 （一斉清掃以外に地域・愛護会など）	78回／年	500回／年
	透水性舗装（歩道・車道）の整備 （国県施工を含む。）	7箇所	10箇所
Ⅱ－(1)　省エネルギーを心がけよう	環境家計簿モニター世帯	38世帯	500世帯
	省エネ事例集の作成・追加 （省エネ事例等のＰＲ）	年0回	年1回
	自転車の通行に配慮した道路等の整備	0㎞	新規延長 5㎞
	民間も含めた自転車の貸出し拠点などの整備	0箇所	2箇所
	ノーマイカー通勤等の実施事業所	0事業所	40事業所
	環境マネジメントシステムの取組事業所 （ISO14001、エコアクション21など）	39事業所	50事業所
	環境に配慮した事業者のネットワーク参加事業所	18事業所	100事業所
	環境配慮実践事業者の誘致数	3事業所	5事業所
Ⅱ－(2)　再生可能（自然）エネルギーを取り入れよう	太陽光発電システム設置世帯 （ＦＩＴ 10ｋＷ以下件数（累計））	1,348世帯	2,200世帯
Ⅲ－(1)　豊かな生態系を守っていこう	自然保護地区等の指定数	0地区	3地区
	保護群落等の指定数	0箇所	10箇所
	動植物の生態系調査 （必要が生じた場合に実施）	0	1(調査)
	ゲンジボタルの生息地の整備	1箇所	4箇所
	自然観察会回数	38回	40回
	市民が行う里山などの保全活動	24件	200件
	学校給食の地産地消割合	品目32.3% 重量43.6%	50%
	市民農園数・面積（現状維持を目標とする）	2箇所 2,806㎡	現状維持
	環境活動助成制度の実施	89件	300件
	えがおポイント獲得者数	17,493人	40,000人
	自治会などのコミュニティ単位で実施する特色ある環境活動・イベントの開催件数	16件	20件
	学校・保育園への環境サポーター等の出前環境講座	0回／年	10回／年

長　期　目　標	目　標　項　目	現状値 H28年度 （2016年度）	目標値 （2027年度）
Ⅲ－(2)　良好な景観を守っていこう	景観育成住民協定地区数	9地区	10地区
Ⅲ－(3)　安全安心なくらしを維持していこう	市職員環境研修会の開催数（累積）	3回	10回
	大気汚染	12件	8件
	水質汚濁・土壌汚染	2件	1件
	騒音・振動	3件	2件
	悪臭・その他	0件	0件
	防災拠点として使える災害に強い緑地や防災水路などの整備	3箇所	5箇所
	環境講座への参加者	3,625人	2,000人
	市民環境情報広場（ぱとな）の利用者	9,270人	10,000人
	環境施設の見学会の回数	20回	40回
	環境施設の見学会への参加者（除く学校）	420人	1,000人

駒ヶ根市第３次環境基本計画

平成 30 年 4 月　発行

発行　駒ヶ根市
駒ヶ根市赤須町 20-1
TEL 0265-83-2111（代表）